

会 議 録

会議の名称		第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年10月1日(水) 開会 13:30 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		教育局教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、永井委員、正保委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員、森田委員		
	事務局	森田教育長、久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、青木教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、谷沢教育総務課主任、服部教育総務課会計年度任用職員、岡野学び推進課長、宮内学び推進課指導主事兼係長、中島特別支援教育推進室長、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、澤頭生涯学習推進課長、石橋文化財課長、矢口教育施設課長補佐、柴原中央図書館館長		
	その他	株式会社名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		1名		
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について 3 閉会			

<p><審議内容></p> <p>1 開会</p> <p>事務局：それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。</p> <p>2名の委員から、少し遅れるという御連絡が入っていますが、このまま進</p>	
---	--

めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。司会を務めます教育総務課の山岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例の規定に基づき、公開として開催させていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用させていただきますよう御協力をお願いいたします。また、本日は委員10名中8名が出席されており、半数以上が出席していますので、当委員会は成立しましたことを御報告いたします。

それでは、第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

委員長：これまで、第4回、第5回と、第4期つくば市教育振興基本計画（案）について見直しをしてきました。本日はパブリックコメント前の最後の会議ということですので、改めて計画の素案等全体を見ていきたいと思えます。修正する場合は、可能な限りこの会議の中で、具体的にどのような記述にするかを検討していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、和泉委員からの御提案により、参考資料として、つくば市社会教育委員会議の答申書をお配りしています。初めに、こちらについて生涯学習推進課から御説明をお願いします。

事務局：（つくば市社会教育委員会議の答申書について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについて、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

特にないようですので、議事に進めさせていただきます。

2 議事

(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について

委員長：本日の議事は、1つ目が第4期つくば市教育振興基本計画の素案について、2つ目がパブリックコメントの実施について、3つ目が小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、となっています。

初めに、(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案についてというこ

とで、第1章から確認していきたいと思います。今回はパブリックコメント前の最後ということですので、大きな変更等議論すべき点があったら御意見を頂戴したいということで、事前にメールを差し上げ、それと同時に、教育委員会の場合でも前回の素案を御確認いただきました。その結果、和泉委員と、教育委員の柳瀬委員から御意見をいただきました。そちらについては文書化されていますので、配布資料を御覧いただければと思います。まず、そちらについて、和泉委員から御説明いただき、柳瀬委員の御意見につきましては事務局より御説明いただきたいと思います。

和泉委員：私が書いた意見の1つ目は、(1)基本目標1と基本方針2についてです。6ページを見ていただくと分かりやすいと思いますので、計画の体系のところを見ながら聞いていただけますでしょうか。基本目標1と基本方針2の文言を変更した方がよいのではないかと考えました。意見内容の5行目にありますが、「特別支援教育に限定しないインクルーシブ教育」ということで、要は、前々回の時に、場所を変えてみたらちょっと違和感があったと、それは、まだまだインクルーシブ教育自体が障害の有無に対応した特別支援教育に限定されている故だったと思うのです。障害がない子にとっても、全ての子供にとってもインクルーシブな教育というのは、この基本方針2よりさらに上位概念に当たるのではないかと考えました。なぜかというと、やはり、基本目標1、2、3というのは幼稚園、小学校、中学校の教育であり、その全てに特別支援教育に限定しない、インクルーシブ教育が該当すると思いました。よって、基本目標1を「互いを認め合い、育ち合う学びを推進する」、そして、基本方針2に「一人ひとりの「学び」を大切にする」を提案した次第です。「一人ひとりの「学び」を大切にする」がここに来るのが、実はすごくフィットするのではないかと思います。それぞれ違う子供に対する支援や学び方を施策の中で提示してあるのではないかと思います。

2つ目は、16ページになります。基本方針2の施策1の主な取組「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の中に、子供の権利を十全に保障するための取組として、「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」という一文を入れた方がよいのではないかと思います。今からの5年間に、何かしらの事業化をする必要があるのではないかと考えたので、ここに加えることを提案しています。

そして、3つ目は、42ページになります。基本方針9は、施策1が学校、

施策2が地域、に焦点を当てて書き分けたらどうかという意見があったか
と思います。実は私もまだ自分の中で整理できておらず、先程の社会教育
委員会の答申を見ながら考えていたところでした。(3)の私の意見では、基本
方針9のところに、「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進する」
と書いたのですが、まだ考えがまとまっていないので、議論した方がよい
のではないかと考えています。

43 ページの基本方針9の施策2、学校に焦点を当てたところですが、今
は、「地域と連携した活動の充実」となっています。主語は、地域である箇
所だと思います。コミュニティ・スクールというのは、学校を核とした地
域づくりであると、その部分を施策2に位置付けられると思うのですが、
この表現だと主語が地域ではないのではないかと思いましたので、「学校
と連携した学びの地域づくり」の方がよいのではないかと思いました。

委員長：ありがとうございました。続きまして、柳瀬委員からの御意見につ
いて、事務局から御説明をお願いします。

事務局：つくば市教育委員会委員の柳瀬委員からの御意見を御説明します。

11 ページの「つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進」で、括弧
書きで(21世紀型能力の育成)となっているのですが、これは不要ではな
いか、というところがまず1つです。

本文についても、こういった文章がよいのではないかとということで案文
が書かれていまして、その下に、括弧書きで、意見①②③と、この案文を提
案した理由が書かれています。

意見①では、21世紀型能力と「能力」と言ってしまうと、非認知能力と
か社会力と混乱するのではないかとということ、つくばスタイル科だけ
でなくもっと大きな上位概念を伝えられると学びの構造自体を複雑にする
ので、つくばスタイル科のスキルとして「21世紀型能力」という言葉を本
文に書くべきではないと考える、とのこと。21世紀型能力、スキルは、
あくまで参考資料とするか、大胆に言葉自体削除してよいのではないか、
という御意見です。

意見②については、7つの内容に、多文化共生と平和を加えてほしいと
いう御意見です。これこそ本気で取り組むべきだということで、つくばス
タイル科の7つの内容の中に、「福祉・多文化共生、国際理解・平和」とい
った形で中点でつなぐ形で加え、7つの数は変わらない形にしたらどうか、
とのこと。

意見③は、シチズンシップ教育、ジェンダー教育、性教育が全体的に抜けているのではないかという御意見です。これを、つくばスタイル科のテーマに入れるべきなのか、入らないのであればどこに位置付けるのか検討が必要ではないかということでした。

意見④は、これも先ほどの案文のところ、3つのセットの中で実践が抜けているので、案文でアンダーラインが引いてあるところ、In、About、For とあるところの For のところで、「何かできるか考え実践し、発信する」と「実践」という言葉を追加してはどうかという御意見です。

次に、22 ページに移ります。「芸術文化活動の推進」で、芸術文化活動の推進において、子供たちが芸術文化を鑑賞し体験することは、目的ではなくて手段ではないか、これを主体的に取り組む目的としては、芸術文化活動が学校なり地域なりで盛んになることを目指すべきではないかとの御意見です。以上です。

委員長：ありがとうございました。この点につきましても、後程確認していきたいと思います。

それでは、具体的な中身に入ります。資料1に沿って、章ごとに区切って説明していただき議論していこうと思います。パブリックコメント前です。第1章・第2章からまず確認していきます。第1章・第2章について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1、第1章・第2章について説明）

委員長：ありがとうございました。全体を通してデザインも少し変わっているので、印象も違うかなとも思いますが、第1章・第2章につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

和泉委員：他の自治体の教育振興基本計画を見たところ、資料が前にあり、その後本題の教育振興基本計画の記述があるものが多かったです。それよりも、このつくば市の案の方が非常に分かりやすく示していると思いました。大事な資料というの後ろにきちんと付いているので、読みやすいと思います。

事務局：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

副委員長：2ページの「市の動向」のところで、「令和2年（2020年）3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。」と書いてありますが、令和7年度に更新されているので、それも付け加えた方がよいのではないのでしょうか。

事務局：教育大綱については令和2年に策定され、対象期間が5年となっていたので、令和7年4月に改定されています。実際は、中身は変わっておりませんが、確かに今の書きぶりだとその辺りを全く触れていないので、「令和7年に更新しました」といった内容を加えることを検討したいと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。

大村委員：1ページ目の文章の4行目、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」とあり括弧と括弧で違和感があるなと思いましたが、5ページでは『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』と二重括弧としているので、こちらに揃えた方がよいかと思います。

事務局：5ページに合わせる形で2重括弧にします。

委員長：1ページだけ、なぜ2段組みなのでしょう。段組みについても、1段で問題ないと思いますので、御検討ください。

他によろしいでしょうか。

続いて、第3章に進みたいと思います。こちらについては、前回同様、基本目標単位で検討していきたいと思います。前回の会議での議論を受けて、事務局において修正いただいています。初めに、基本目標1の基本方針1について、事務局から修正箇所の説明をお願いします。

事務局：（基本方針1の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。8ページから15ページまで、基本方針1ということで一括して議論してまいりたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

和泉委員：目一杯詰め込んで今から引き算をしていく段階だと思うのですが、

9 ページが長いと思います。大事なことではあるのですが、最も大事なものを順に残していき要らないものは何だろうと思った時に、9 ページ目の4 段落目、「これらの学びの実現のために、つくば市では40 年以上前からICT を活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。」という一文が要らないのではないかと思います。大事なものは、次の「また、課題解決学習モデルとして…」という一文です。また、その後ろの「今後も ICT 機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。」についても、今更ここで言うことでもないと思うので、この一文も要らないと思います。

委員長：ありがとうございます。9 ページが他と比べ相対的に長いというのは御指摘の通りかと思いますが、先程御説明があったように、赤い部分でこれからの学びを入れたので、ますます長くなってしまったというところはあるのかと思います。ただ、今御提案いただいた ICT のところを削るということについて、それでよいかどうかというところですね。削ってしまうと、残った文が1 文ということで、1 文で1 段落でよいのかということがありますね。

和泉委員：前後につながりかですね。

委員長：そして、ICT 自体が他のところに出てくるのか出てこないのか、ということとの関わりもあるかと思います。ICT が、ある意味つくば市の売りの1 つなので、あまり極端にそこを削ってしまうとそれでよいのかという感じもあります。ICT についてどこか書いてあるところがあるのか、ICT の重要性について、事務局、簡単に補足いただけますでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：文章を改めて読ませていただきますと、削除の項目として提案いただいた場所は、今までの経緯や今後も活用していくというところで、施策として書かれている部分としては少し内容が薄いかなというところで、削除していくことも検討したいと思います。また、ICT が他に書かれている場所があるかといいますと、33 ページに、基本方針6 として「ICT を活用した学びを推進する」とありますので、そちらの方で取り込むことができないかなというところで、検討の余地があるかなと思っています。

委員長：ありがとうございます。確かに、ICTについては、33 ページで基本方針として出ていますので、出てくるのが後ろになってしまうというところはありますが、変えてよいということであれば、和泉委員がおっしゃるように1文だけ残して前後か他の段落とつなげることで、少しスペースを削っていくということは有り得るかなと思います。事務局で最終案を御検討いただければと思います。

では、先程事務局から御説明のありました、柳瀬委員の御意見について検討したいと思います。11 ページの 21 世紀型能力のところをどうするかという、先程当日配布資料の2 ページ目のところで事務局から説明があった通りです。要するに、せつかく 21 世紀型能力の説明と表を出していただいたのですけれども、これが要らないのではないかという御意見だったと思います。同時に、つくばスタイル科の中身について、多文化共生、平和、そこと関係するのかわからないのか、シチズンシップ、ジェンダー、性教育、そういう言葉も入れ、それから、発信だけではなくて、「何ができるか考え実践し、発信する」ということで、そういうところを加筆した方がよいのではないかという御意見でした。21 世紀型能力の扱いと、つくばスタイル科の7つの内容に言葉を加えるかどうか、という2点ですね。

私個人の意見としましては、おそらく、この中身自体は割と固まった内容として決めているので、今ここで多文化共生や平和を入れてしまうと他への波及が大きく、ここだけではなくて全部変えていかなければいけないし、そもそもこちらで決めてよいのか、総合教育研究所の方でそれなりのつくばスタイル科の見直しのところで議論したものが上がってくるという風にしないと、手続き上まずいのかなという感じが個人的にはしているところです。逆に、21 世紀型能力については、21 世紀になってからだいぶ経ちますので、そんなに大々的に出さなくても、それはそれでよいのかなと思います。ただ、前回、21 世紀型能力というのが何かという意見が出てきたので赤字が出てきているので、例えば表はカットして上だけ残すとか、それくらいでよいのかなという風に個人的には考えています。総合教育研究所の方はいかがでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：初めにお話しのありました、多文化共生と平和の内容についてですが、多文化共生に関する、国籍とか文化とか異なる人たちが互いを認め合う、知識の中で育ち合うといったような多文化共生に関する内容については、国際理解の内容の中で扱っている部分も見られます。それともう1つ、平和についてですが、こちらは社会科で主に扱うこ

とも多く、つくばスタイル科の中では JICA といった機関の出前講座などを活用することを提案しているというようなところでもあります。そういったことで、多文化共生と平和については、ある程度この中に入っているような状況かなという風に受け取っています。

もう 1 点ありました、つくば 21 世紀型能力につきましては、つくばスタイル科の目標となっているところとして、総合的な学習の時間の目標を踏まえつつ、つくば 21 世紀型能力を育成するというのがつくばスタイル科の目標なので、ここをカットしてしまいますと、この教科の目標をお伝えする場面が無くなってしまふかなと危惧しています。

委員長：今の御意見も踏まえて、御意見いかがでしょうか。

和泉委員：つくばスタイル科は、今後 5 年で結構色々な取組が開かれるのではないかと思っています。小規模特認校での探求学習がどのように展開されていくのかがすごく私自身も興味があり楽しみなのですが、その取組を反映しながら、小規模特認校に限定せずにプロジェクト型学習、あるいは総合の学びとは何だろうということを考えていくことになるのではないかと思っています。ですので、この場で細かくどうするかということはまだできないのかなと思いますので、先程の委員長の意見に賛成です。そして、確かに、この計画に表を載せる必要はないのかなとも思います。

肥後委員：表を載せないと 21 世紀型能力が何か分からないということも確かにそうですし、柳瀬委員がおっしゃったように表を載せると非認知能力とかその関係性がよく分からないことも確かにそうで、1 つの解決法としては、この 21 世紀型能力というのは確かに非認知能力が結構入っていて、かといってそうではないものも入っていて、関係性をどこかできちんと示すということではないかと思います。簡単に言うと、非認知能力を含む能力をつくば市が整理した 21 世紀型能力とか、そんな文言を付けるとか、非認知能力とつくば 21 世紀型能力の関係性を一言付けくわえるというのが、1 つの解決策ではないかと思いました。

委員長：ありがとうございます。今御指摘がありました点もその通りですし、元々は第 3 期のものがそのままこの黒い部分の大半を占めていますので、非認知能力や社会力はその後から出てきているので、その不整合がどうしても出てきているというのはしょうがないところかなと思います。過

去にこれを作った時に戻って、逆に非認知能力というのをあまり入れ込むと、それはそれで後付けの議論になってしまうので、今肥後委員からの御提案にあったように、※印ではないところの元の「発信型プロジェクト学習…」の文章のところに並列する形で、21世紀型能力と非認知能力がそこに含まれているといった形を入れるのが一番無難なところかなと思います。表については、これもテクニカルなことですが、※印のところの「4分類6種15の力」というのはその表のことなので、その「4分類6種15の力」という文言自体をカットしておいて表も出さないというのが、一番無難なところかなと思います。

他に何かいかがでしょうか。

西村委員：9ページの「つくば7C学習」と11ページの「つくば21世紀型能力」について、内容が重複している部分が多いように感じるのですが、なぜ2つに分かれているのでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：確かに、御指摘の通り重なるように見える部分はあるのですが、つくば7C学習については、全ての計画の中で7つのCを意識した学習を取り入れていくという流れになっておりまして、つくばスタイル科の中では、その中でも、分類Ⅲの「手段・道具を活用するスキル」として、つくばスタイル科の時間の中では、その部分を特に強調して育成していきましょうという目標設定をしています。

委員長：ありがとうございます。コンピュータの話のところに出てくる力の話と、つくばスタイル科というのは総合学習の授業として出てくる力の目標で、それぞれ出どころが微妙に違うので、行きつく先は同じ、みたいな側面もありますが、おそらくそういう経緯もあるのかなと思います。

柳瀬委員の意見につきまして、11ページの最初の括弧については御指摘の通りだと思いますので、つくば21世紀型能力の育成の括弧を取ること、そして、黒い字のところはそのまま残して、「つくば21世紀型能力」の※印のところの赤線のところまで残し、表の部分はカットということの基本線に、あとは、不整合なところを事務局で調整いただくということよろしいでしょうか。

では、これについては以上といたします。

他に、基本方針1で扱う意見等ありましたら、お願いします。それでは、また何かありましたら審議をここに戻ってという形で進めていきたいと思

います。

では、続いて、16 ページから 20 ページ、基本方針 2 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 2 の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。それではこれについて、御意見等いただきたいと思います。一番大きいところは、冒頭からお話しがあった点ですが、基本方針 2 のタイトルをどうするかということと、前に戻ってしまいますが、それによって、そもそもの 8 ページの基本目標 1 の文言をどうするかという、その話になるかと思います。

大村委員：基本目標と基本方針を考えた時に、基本目標 1 は学校の中心の子供の「学び」、そして基本目標 2 が環境・環境整備と機会、そして基本目標 3 が地域と共生、と分けていて、基本方針 2 は基本目標 1 の学校に関するものの基本方針なので、学校でやっていることと連動をしていくということで、元のままでよいと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。どちらも似たような表現も入ってくるので何とも言えないですし、御提案の文言で言うと、基本目標 1 に「互いを認め合い、育ち合う学びを推進する」というのが入ってくる訳ですよ。そうすると、目標なので、基本方針 1 と 3 も包含しないといけなくなってくるので、それをどこまで包含していくのかということ、それから逆はもっといろんなことが言えて、「一人ひとりの「学び」を大切にする」というところが仮に 16 ページの基本方針 2 に入ると、学び全体の話に捉えられないかという、そこが問題ですよ。この一言ずつの文言を見るとなるほどなと思うのですけれども、目標・方針の次元が違ってくるので、そこだけ入れ替えることによって逆に齟齬が生じないかなというのは、拝見して思っていたところです。

和泉委員：私は、基本目標 1、2、3 を、「知・徳・体」として捉えた事はなかったです。「知・徳・体」は、全ての学校教育において目指すもの、という理解で合っていますか。

委員長：基本目標ではなくて、基本方針のことですよ。

大村委員：はい、そうです。各学校がグランドデザインを持っていて、今年度の組織目標というのがあるのですが、だいたいその後に学校でやっているのは、知、学習・学力に関すること、徳、心に関すること、体、という三本柱で、グランドデザインを作っていてそこで戦略を練っている学校が大半だと思います。そうすると、この基本目標1というのは、割と学校の中を見つめていくことにも結び付くことと関係するかなと私は捉えていて、そうすると、基本方針のところに「知・徳・体」的なものが入っていくと、学校現場としては捉えやすいかなという風に思った次第です。

委員長：すみません、私も勘違いをしていました。目標の方は、学校、環境、地域という、そういう感じですかね。

和泉委員：目標1の中で、「知・徳・体」だったということですね。

大村委員：目標1、2、3にかけて、学校、環境、地域と広がっていつているので、その目標1の学校のところに、「知・徳・体」というような方針で1、2、3と来ているから、ということです。

委員長：そうですね。これ自体は1が知、2が徳、3が体かというもまた微妙に違うので何とも言えないのですけれども、考え方としてはそういうことで、それは先生の学校の方では一般的ですかね。

富田委員：学校教育では、「知・徳・体」というのは一般的に捉えられていて、知というのは学習機会と学力の保障ということで、徳は全人的な発達性の保障、体は身体的・健康的な健康の保障という三本柱となっています。それを柱にして学校もこういう風にしていこうという目標を持っているところがあります。

副委員長：かつてはそういう形でしたが、今は「知・徳・体」だけでは学校教育がまかないきれないので、目標の2や3のところも散りばめながらグランドデザインを作らざるを得ないような状況です。ただ、先程の樋口委員長の話とかぶるのですが、細かいところで基本方針の3つが出ていますけれども、基本目標1で、学校として一人ひとりの「学び」を大切にする、という目標を上に掲げておけば、その形の方が、目標から方針に対してすっ

きり落としやすい感じはします。最終的に目指すところは和泉委員がおっしゃることとまったく同じだと思うのですが、並び方を考えると、このままの方がよいのではないかなと思います。

委員長：目標の方が上位概念なので、目標に入っていれば、方針やその後の取組にも反映するということと言えるのかなと思います。一人ひとりという言葉により直接的にやった方がよいというのであれば、方針のところに入れた方が確かによいのですけれども、その上の目標のところでは拾っている、という風に考えられるかなとも思います。ある程度決着をつけたいと思いますので、もしこのままでよければ、とりあえずこのままでよろしいですか。

和泉委員：先週、総合教育会議が開かれまして、テーマがインクルーシブ教育でした。今までインクルーシブ教育というと特別支援教育の関係性あまり明確になっていなかったのではないかと、つくば市としてのインクルーシブ教育の共通理解、その中で特別支援教育をどうしていこうかということについてこれから議論が必要だろうし、実際この第3期には、特別支援教育より踏み込んだ、もっと多様性という意味での表現が無かったのではないかと感じます。やはり、インクルーシブというどうしてもまだ特別支援教育に引っ張られるので、包摂的とか多様性を認めると表現すると、それがあつての学びであり、豊かな心と健やかな体を育むことができるのではないかという思いはあります。

やはり、すごく思うのは、関係性あつての学び、子供同士あるいは子供と先生という学びの共同体という中で学びを得られるというか、学校は塾ではないので、一人ひとりが安心して自分の教室はここであるという、安心・安全な空間・場があつての「知・徳・体」ではないのかという風にすごく感じる場所がありますので、1つの案として、そういう案を明示する形はどうかと思いました。すごく、この第3期から第4期というのは大きな変化を要請されているのではないかとも思います。

委員長：ありがとうございました。冒頭申したように、インクルーシブの話が大事だから目標に入れておくというのはその通りだと思うのですが、基本方針1や3にそういう話が出てくるのかというと、それほどなのかなと思います。解釈の問題でもあるのですが、インクルーシブが上がっている項目の見出しとして基本方針2をつけているので、それをさらに上

まで持っていくと、基本方針1と3までその言葉で保障できるかという、その問題が出てくるかなという気がします。この文言が上に来ることだけ考えるのは別にいいと言えいいのですが、この目標が方針3つの傘になるかどうかといったところが、一番気になるところです。

和泉委員：その点でいうと、例えば21ページの基本方針3の主な取組にある道徳教育・人権教育というのは、正に、インクルーシブとか多様性、他を認めることとは・尊重し合うこととは何か、という教育だと思います。言葉自体は入っていないけれども、やはり包摂的な場ということがあってのこの方針であり施策かなとは、おっしゃる通り解釈の問題ではありますが、私はそう思います。もしその接続がよく分からないのであれば、基本方針の1と3のどこかに、インクルーシブにおいてとか、学校においてという言葉が付記することで、何か浮いているという感じは拭えるのかなと思います。

森田委員：樋口委員長のおっしゃる通りだと思っていて、やはり上からのブレイクダウンで作られていると思いますので、幸せな人生を送るために、そのうちの1つにインクルーシブがある、ということで作られるべきのかなと思います。確かに、基本方針3にもインクルーシブを入れられなくはないのでしょうけれども、これもやはり上からのブレイクダウンで、豊かな心と健やかな体を育むためにそういう取組をしていくという訳であって、あくまでも、方針というか目的は、豊かな心と健やかな体を育むための活動の一部がインクルーシブに捉えられるというところだと思います。

委員長：ここはずっと今回の一番の焦点だったような気がします。改めて申し上げますと、基本方針3と2をひっくり返したのが現状ということになります。上から筆頭という考えではないのですけれども、そこを変えたというところは1つ今回の決着かなと思うので、それをさらに変えるかということですね。もしよければこのままでいかせていただいて、事務局でも御判断いただきまして、パブリックコメント等の御意見で検討していくということでもよろしいでしょうか。進行の関係がありますので、とりあえずそういうことでもいかせていただいて、この時間内にもう一度ということであれば、再検討したいと思います。

関連して、和泉委員から御提案いただいた基本方針2の施策1について、「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機

会の創出を促進する」の一文を入れるということでしたが、どこに入れるのか、御説明いただけますか。

和泉委員：16 ページの取組の1つ目、「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の段落内に、もう少し具体的に踏み込んだ取組について明記した方がよいのではないかと思います。

委員長：そうすると、最初に「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」とし、そのまま「共生社会の形成に向けて…」とつなげていくということでしょうか。

和泉委員：または、一文目の後の方がよいかもしれません。

委員長：学び推進課、いかがでしょうか。

事務局（学び推進課）：教科の中では、道徳に子どもの権利条約という言葉が出てきていますし、この言葉自体をここに入れ込むということは、我々としても違和感はないと思います。あとは、社会の公民等でも触れられていました。

委員長：それでは、よろしければ、ここは16 ページの「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の説明文、「共生社会の形成に向けて…」から始まる7～8行の文章のどこかに、和泉委員の提案の「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」という文を入れて、最終的な調整は事務局にお願いしたいと思います。

正保委員：19 ページの「いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実」のところで、上から7行目、赤で「教科担任制や相互乗入授業などにより、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を丁寧に行うとともに」というところが新たに書き加えられましたが、教科担任制や相互乗入授業を行うことがいじめの防止になるのかどうかというところが若干疑問に思うところです。さらに、「教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し」というのは、言葉は悪いですけども監視機能を強化しようとしているという風にも読み取れます。あちこちでいじめ問題の調査員を仰せつかっており、色々ないじめを見てきましたけれども、

いじめの起きる背景として1つ大きなことは、子供たちの学校に対する不満というものがあります。自分たちが望む学びが得られないという不満が、どこかで出口を求めて弱いものに向かうというのが1つあるということ、それから、子どもたちの側の問題としては、子供たちの対人スキルの低下ということがあります。自分たちのやっていることがいじめに当たるとは思わなかった、まさか相手が嫌がっているとは思わなかった、というようなことがあります。いじめ問題に対するこの表記については、いじめを早く発見しましょうというそのための機能を強化しようというよりも、やはり、学び自体を充実させるということ、それから豊かな人間性の醸成というところにもつながるのかもしれないですけども、子供たちの対人スキルの発達を促進しましょうというような視点の方が必要なのではないかと思います。

事務局（学び推進課）：今おっしゃっていただいたように、未然防止の視点で、対人スキル、子供たちの人間関係づくりは大前提として重要と捉えています。一方で、ここに表記させていただいたところは、やはり教員は多くの目で子供たちと関わる、教員一人ひとりの資質は違いますので、そこについては、一人で見るというよりも、多くの目で見るというところを表現したいなという思いから書かせていただいたところです。

正保委員：教科担任制というのは、書く必要があるのでしょうか。

事務局（学び推進課）：御指摘の通り、教科担任制という言葉でない、多くの目でということ、学年相互乗り入れ事業といった様々な表現を、ここは検討させていただければと思います。

富田委員：学校現場において、AとBという教員がいれば、固定観念も違うし、人の見方も違うし、Aという教員がずっとその中にいれば、その人の感覚の中で変わらない世界があって、でもBという教員目から見れば、それは違うねという、多くの目というのはそういうことを言っているのだんですけども、私はこういうことが必要なのだなという風に思っています。

委員長：ありがとうございます。それでは、今の御指摘も含めて、ここの表現のところは再検討いただき事務局の方で調整いただければと思います。

肥後委員：柳瀬委員から出ている意見③について、ジェンダー教育を入れるとすれば、基本方針2の当たりかなと思ったのですが、かと言って色々きちんと書こうとすると大きな変更が必要なので大変かと思います。施策1の方向性に「国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず」ということで「性差」と書いてあるので、すごく簡単な解決法としてはここにジェンダーを加えるかなという風に思いました。

委員長：御提案ありがとうございます。柳瀬委員の、言葉を加えてほしいという意見③ですが、一括してどこかに入れるというのも考えられますけれども、よく見ると、今の御指摘のように入っているところも結構あるので、そこをより強調させることで、もちろんこういう御意見があったということは事務局等で残していくということは大事だと思いますけれども、反映の仕方としては、なるべく今の原案のところに入れていくというのがよいのかなという風に思います。

では、続いて、21ページから24ページ、基本方針3について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針3の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。先ほどの肥後委員の御提案で言えば、23ページ、「保健学習・食育の充実」のところで「性に関する問題」ということにも触れているので、これも、柳瀬委員の御指摘に対する1つの回答になるのかなと思います。

柳瀬委員からもう1つありました、22ページの「芸術文化活動の推進」のところで修正案が出てきていて、最後の文で、「さらに地域や学校で芸術文化活動がさかんになることを目指します」というような文言を付け加えたらどうかという御提案が、本日の配布資料の中に書かれていました。これについてもあわせて御検討いただければと思います。

事務局（総務課）：柳瀬委員からは、メール以外にも事前に口頭でもお話しを受けておまして、実は、皆様に御提示しています芸術文化活動の推進の中に、「学校での芸術文化活動を活性化するとともに」というようなことで、修正を加えているところです。

委員長：もう少し書くボリュームは確かにあると言えはありますけれども、個別の御相談の中で調整いただくことも可能かと思しますので、とりあえずこの文言でやりとりしていただければという風に思います。

他の箇所について、いかがでしょうか。

和泉委員：芸術文化の活動ですが、昨年度から、芸術文化の予算で各学校自由に色々なアーティストを呼んで本物に触れる体験を、ということで、本物ってやっぱりすごいよねという感想や実感を子供たちや先生方からいただいていることもあり、柳瀬委員が熱心にここを取り組んでいたこともありますけれども、こういう風にこれからも重点施策として継続していくことを示す意味で、足してもよいのかもしれないと思いました。

委員長：ありがとうございます。正式名称を存じ上げないのですが、そういうのを入れるというのも1つの手かなという風には思います。

他よろしいでしょうか。

では、続いて、基本目標2に入りまして、25ページから28ページまで、基本方針4について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針4について説明）

委員長：前回からここは動かしていませんので、改めて、このままでよいかということで御確認いただきたいと思えます。

特に無ければ、引き続いて、29ページから32ページまで、基本方針5について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針5の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございました。こちらについてはいかがでしょうか。それでは、次に、33ページから基本方針6について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針6について説明）

委員長：ありがとうございました。先程のICTの話がここに出てきているということです。御確認をお願いします。

それでは、次に、36 ページから 38 ページまで、基本方針 7 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 7 の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。

和泉委員：36 ページの「図書館サービスの充実」ですが、今まで見落としていたというのが正直なところなのですが、この取組の中に、読書のバリアフリーを目指す何か、が必要と感じています。すでに中央図書館ではそういう取組を始めていますけれども、今新たな図書館についても意見募集をしていたり、複合機能を持つ新たな図書館を整備するに当たり、そういう図書館というのはどういう図書館だろうと考えた時に、誰もが使える図書館を目指すということで、バリアフリーのコンテンツの充実が公共施設として大事ではないかと思っているので、ここに加えた方がよいのではないかと思います。

委員長：具体的にどこをどういう風に修正いただくとよいでしょうか。

和泉委員：「安全で利便性の高い図書館サービスの提供」の最後の文章に複合機能が出てきますが、この目指すところは、誰もが読書できる社会、読書バリアフリー法に基づいた図書館づくりである、といった一文があった方が、事業化していく中でも非常に紐づけが明確になるのではないかなと思います。

事務局（中央図書館）：ただいまの御指摘ですが、施策の方向性の最後の 2 行に「いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように」と既に入れていますので、今御意見いただきましたように、当然新たな機能を持つ施設を設置するに当たりましては、そういった施設面での整備はもちろんでございますが、国の方でも読書バリアフリー法という法律に基づきまして図書館サービスを提供するという流れになっていますので、今現在取り組んでいる内容につきましては、電子図書館サービスを取り入れて充実させていくところですので、そういった取組も含めまして整理したいと思います。

委員長：よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。それではここは以上にしたいと思います。

それでは、続いて39ページから基本目標3に移ります。まず基本方針8について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針8について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。修正がないということですので、特段問題なければそのまま進めたいと思います。

続いて、42ページから44ページまで、基本方針9について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針9の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。当日配布資料の和泉委員のところで、基本方針9のタイトルを修正したらどうかという御提案がございました。「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進する」という、先程御説明のあった通りです。43ページの施策2についても、それと連動する形で「学校と連携した学びの地域づくり」という表現に置き換えたかどうかという御提案がありました。ここについてはいかがでしょうか。

ここは、前回からも見出しに苦勞して、それもあって、赤線が引いてあるようなコミュニティ・スクールや家庭教育学級という具体的な取組にすることで、それ自体も分かりやすくなったし、地域や家庭という言葉の重なりを回避するという点では上手くいったのかなとは思っています。そういう観点でいった時に、先程の和泉委員御提案の基本方針が、「地域と学校の信頼関係の構築」ということで、ちょっと狭くなってしまうのではないかなと思います。施策2も変えるということではあるのですが、全部に地域が入ってしまうのと、それに学校も重なってくるので、見出しそのものは悪くないのですが、変えることによって、他との違いが見えにくくなるのかなというのはいりました。見た目上も、先程言ったような大きな概念と具体的な施策という関係性から考えて、表現を変えていった方が違いは見えるのかなという感想は持ちました。

富田委員：提案があった「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進す

る」というのは、43 ページの施策の方向性の一番下に、それに関連した文言があるのですが、それを方針の最初に持ってくると、信頼関係の構築というところが引っ掛かるので、これが全部に関連しているのかなと思ってしまって、この施策2の部分にあるのは分かるのですがけれども、それを方針の方に持ってくるというのは違和感があるなと思いました。

和泉委員：意見としては「信頼関係の構築」と書いたのですが、そもそも長いし、あまり適していないなとは思っています。ただし、施策2のタイトルについて、主語が何なのかと考えた時に、学校が主語ではなくてここは地域が主語の施策に該当すると思っているので、大きく意味を変えるものではないのですがけれども、表現として「学校と連携した学びの地域づくり」にした方がいいのかなというのと、基本目標の大きい所ですね、これは、答申を読みながら、この言葉が大事だと思って提案したまでですので、そこまで何が何でも、ということではないです。分かりやすさがやはり大事かと思えます。

委員長：もう1つ考えなければならないのは、生涯学習、社会教育の観点からは、そこは出てくる方針のところなので、学校がという主語を入れないと言いながら結果的に見出しに学校という文字が逆に入ってくるというのがどうなのか、学校と連携したなんて主語が変わるのだけれど、結果的に学校という字が入ってくるわけですね。そこは逆効果にならないのかなというのは、見ていて感じたところがあります。

事務局（生涯学習推進課）：タイトルの方は信頼関係の構築における学びもあるなというところは、担当課としては思うところであります。施策2の主語が学校か地域かというところですが、目指すところは、最後は学校がとった地域づくりというところにつきたいなとは思っていますが、その一歩手前の段階なのかなという風に思っています。

委員長：ありがとうございます。基本的には、まだ和泉委員も迷われているところもあるようなので少しこのままにしておいて、先程と同様に、またパブコメ等も踏まえて最終的にこのままでよいかどうかを考えたいという風に思います。

では、3章は以上になりたいと思います。

最後に、第4章・第5章について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（第4章・第5章について説明）

委員長：ありがとうございます。これにつきまして、何かありますでしょうか。それでは、特に無ければ、これにつきましては御意見等、資料のところですので、事務局の方にお伝えください。

最後の方は大分駆け足になりましたけれども、一通り見てまいりました。資料2の概要案については、抜粋版ですので、特に問題ないという風に承っていますので、この内容についても入れるべきところ等ありましたら御意見いただければという風に思います。

今日の議論のところでもまだ尽くしていない部分はありますけれども、基本的にはこちらに一任して頂いて、事務局の方と調整しながらパブリックコメントに臨むということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議事1につきましては以上にしたいと思います。

(2) パブリックコメントの実施について

委員長：続いて、議事(2) パブリックコメントの実施について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料3について説明）

委員長：ありがとうございます。何か御質問等がありますでしょうか。先程の資料1と資料2は、両方出すということです。それでは、特になければ、このような手続きで進めていくということで確認させていただきます。

(3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

委員長：それでは、続いて、議事(3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、こちらについても、前回のものについての修正版が出てきています。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料4について説明）

委員長：ありがとうございます。これにつきましていかがでしょうか。

和泉委員：修正ありがとうございます。1つ目は、これはとても画期的というか、非常に大事なアンケートではないかと思っています。3の質問構成のところ、属性をもう少し加えてもいいのかなと思いました。性別について、男、女、どちらともいえない、答えたくない、という風に、せっかく実施するので、貴重なデータをどう活用できるかは今後検討が必要ですが、色々分析ができるのではないかと思うので、属性について考えてみてもよいのかなと思いました。

2つ目は、3ページの選択肢の表現についてですが、主語が違います。1、2、3、6、8、9は子どもが主語で、4、5、7は大人に望んでいる、取り組んでほしいことを聞いているという気がします。ここがどうなのだろうと感じました。アンケートの目的としては、大人に取り組んでほしいことがあるのではないかと思うので、このアンケートの一番上の文章の中に、こんな学校・まちになったらいいなと思うことや、「大人にのぞむこと」「大人にしてほしいこと」という表現を入れてもいいのかなと思いました。

3つ目は、前回、書き方をもう少し学年に応じた表現が必要なのではと言いましたが、ちなみに、4年生は、1から9まで理解して反応も得られたので4年生以上はこれで十分理解できそうだなと思いました。サンプルは3ですけれども。ただ、それより幼いと、もう少し平易な書きの方がよいと思いました。

委員長：他にいかがでしょうか。

肥後委員：私も、主語の違いは気になりました。今回、「こんな学校・まちになったらいいなと思う」というのが付け加えられてかなり工夫されていると思うのですが、やはり自分たちがすることと大人がすることを並べて比較するのは相当難しいと思うので、全部子どもたちがすることにするかなと思いました。5番の1番下も「給食を食べる」と言い換えて子どもたちがすることにした訳ですよ。その上だったら「エアコンのついた体育館で快適に過ごす」とか、4番であれば「先生たちも勉強して、ワクワクした授業をしてもらおう」とか、子供たちを主語にできないかなという風に思いました。

委員長：他にいかがでしょうか。ここはもう少しやりたいところもあるのですが、すけれども時間が来てしまいましたので、こちらの方で事務局と一緒に検討させていただいて一任いただければという風に思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。予定された議事については以上となります。皆様から他に何か御意見・御提案等ありますでしょうか。

それでは、事務局の方から御発言お願いいたします。

教育長：パブリックコメントまでに何とか進めることができましたので、ここまでのお礼ということでお話しをさせていただければと思います。今日で、6回になったかと思います。皆様には、それぞれの立場から貴重な御意見をいただいて、3期に比べまして今後やるべきことというのが新たに加えられて進化したのではないかなという風に私も感じる事ができています。まだ修正すべきところはあるようですけれども、それを修正しまして、今提案がありましたようにパブリックコメントにかけたいという風に思います。また、そのコメントが戻って来ましたら、皆様に御議論いただくことになるかと思えます。その際は御協力の方よろしくお願いいたします。ここまで、ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。本日の協議事項は以上にしたいと思えます。それでは、事務局の方に進行をお返しいたします。

3 閉会

事務局：樋口委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり慎重な審議をありがとうございました。

本日の会議は以上となります。なお、次回の会議は来年1月頃を予定しています。詳細は後日メールにて調整させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして、第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）10月1日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開会

2 議事

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について
- (2) パブリックコメントの実施について
- (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

3 閉会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	第4期つくば市教育振興基本計画（案）
資料2	第4期つくば市教育振興基本計画概要版（案）
資料3	パブリックコメントの実施について
資料4	第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象としたアンケート調査の実施について
資料5	第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール
参考資料	第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会会議録

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市 PTA 連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

第4期つくば市教育振興基本計画(案)

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度(2026年度)から
令和12年度(2030年度)まで

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定（令和5年（2023年）6月16日 閣議決定）

令和5年（2023年）6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年（2019年）8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年（2020年）3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

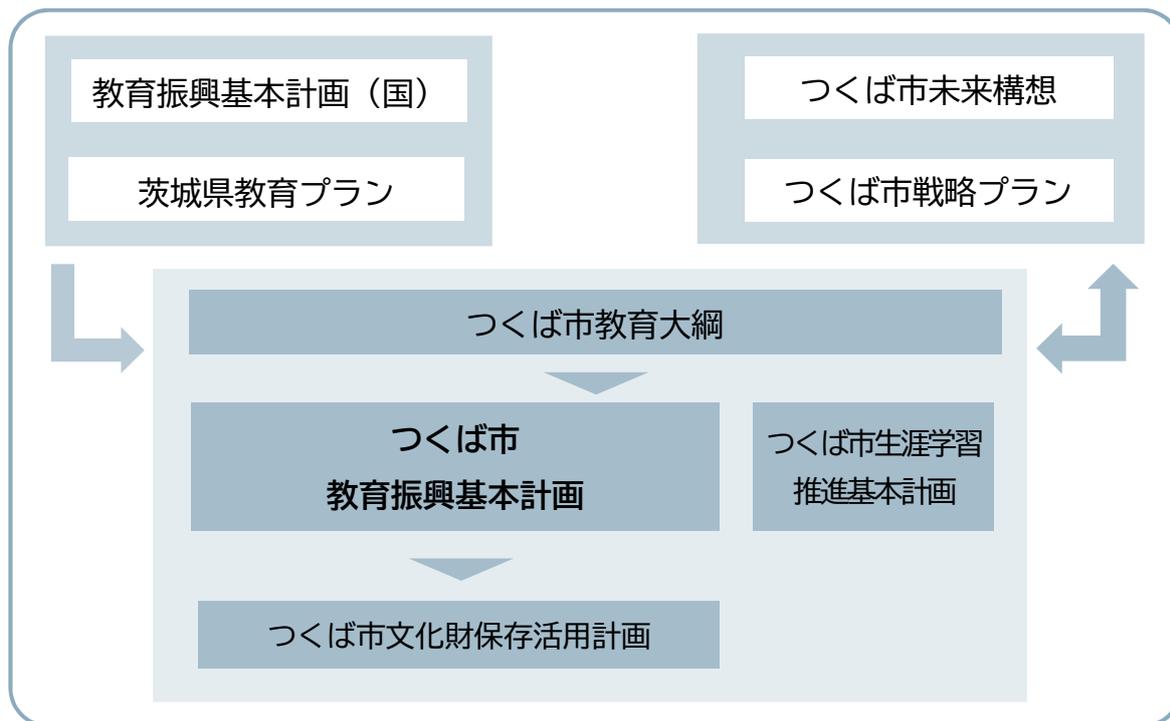
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
つくば市 未来構想	未来構想							
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱					
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画				

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』とし、各人の違いが受容され、人と人がつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基 本 理 念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切
にする

「学び」の多様性に対応する
場と機会を整える

地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

2 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
		2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する
	2 教職員の「働き方改革」の推進		
	5 「学び」を保障する学校環境を整備する		1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実
	6 ICTを活用した学びを推進する		1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
2 ICT教育環境の充実			
7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実		
	2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進		
3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	
		2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実	
	9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実	
		2 地域と連携した活動の充実	

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。

めざす姿 一人ひとりが幸せな人生を送ること

めざす姿

一人ひとりが幸せな人生を送ること

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

— 考え方の転換 —

- ①「教え」から「学び」へ
- ②「管理」から「自己決定」へ
- ③「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する



一人ひとりに
応じた学び



科学や論理に
基づいた学び



批判的精神を
大切にする学び



対話と問いを
大切にする学び



人との関わりを
大切にする学び



実体験を
大切にする学び



持続可能な社会を
つくるための学び



施策の展開

基本目標 1 | **共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする**

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

施策の方向性 //

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。さらに、「認知能力偏重」から「非認知能力※の再認識」へと考え方を転換し、知識偏重の教育ではなく、全人教育※を目指します。

問いから始める学びど魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、本市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

主な取組 //

- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ **自己決定を重視した教育の推進**
- ◆ 非認知能力を意識した**学校での教育活動**の推進
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課、総合教育研究所

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むためには、教えられた知識を覚えるだけでなく、子どもたち一人ひとりの興味・関心を基にした、子どもたち自身の中からわき上がってきた個々の疑問を大切に「問いから始める学び」を推進し、子ども主体の教育を進めることが必要です。

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるチーム・ティーチング※などの教員配置、「インタラクティブスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくり伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※チーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※インタラクティブスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるeラーニングシステム。

※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけでなく、「C」に7つの意味を持たせたものです。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。

自己決定を重視した教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

変化の激しい社会で、自ら未来を切り開き、幸せな人生を送るためには、学びの主体性を高め、批判的思考や創造力、変化に適応できる力などを養うことが重要です。そのためには、子どもたちに、受け身ではなく能動的に学ぶ姿勢が身につくよう、自ら課題を見つけ、考え、行動する力を育む教育を推進し、子どもたちの自己決定の機会を保障することが大切です。

学校では、学校生活のきまりごとに関し、子どもたち自らが課題を見つけ、多様な人々と対話を重ね、納得できる答えを創り出すルールメイキングを実施し、問題解決能力や創造性を高め、主体的な学びを展開します。

このほか、学校行事や授業などあらゆる教育活動で、子どもたちの自己決定を重視した教育を推進します。

非認知能力を意識した学校での教育活動の推進

主な担当課等 : 学び推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切です。初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的な課題への挑戦や、他人を思い、規範意識を持った行動から、他者への信頼感や自己有用感が実感できる教育に取り組みます。

つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

(つくば21世紀型能力の育成)

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、学びのステップIn（課題を見つける）・About（情報を集める）・For（何ができるか考え、発信する）による学習を展開し、「つくば21世紀型能力※」の育成を図ります。

※つくばスタイル科：平成24年度（2012年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの9年間を貫く次世代型カリキュラム。7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）をもとに3つのステップ（In-About-For）で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

※つくば21世紀型能力：次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力として、「21世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を4分類6種15の力として整理・構築したもの

分類	種	力
I 思考に関するスキル	A 問題解決	1 客観的思考力
		2 問題発見力
	B 自己マネジメント	1 自己認識力
		2 自立的修正力
	C 創造革新	1 創造力
		2 革新性
II 行動に関するスキル	D 相互作用	1 言語活用力
		2 協働力
III 手段・道具を活用するスキル	E 情報ICT	1-1 情報活用実践力
		1-2 プログラミング教育実践力
		2-1 情報の科学的理解力
		2-2 プログラミング教育の科学的理解
		3 情報化社会に参画する態度
IV 世界市民としての力	F つくば市民	1 地域や国際社会への市民性
		2 キャリア設計力

小中一貫教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

当市では、「子どもの成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。中学校区を単位として学園を形成し、義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの充実に努めます。

小規模特認校の設置

主な担当課等 : 学務課、学び推進課

当市では、小規模校の特色を活かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出するために、令和8年度より谷田部南小学校、栗原小学校を小規模特認校として設置します。これらの学校では、つくば市教育大綱の理念と類似するイエナプラン教育の考え方を参考に「子どもが自ら問いを立て、探究する学び」や「異学年学習による社会性の育成」を重視した教育活動を展開し、児童一人ひとりの探究心や主体性を育てていきます。

施策2 幼児教育・遊びの充実

施策の方向性 //

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱をはじめとしたつくばの教育の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかに補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等 : 学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々子どもたちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

子どもの自主性や創造性を尊重し、子どもたちの自発的な遊び込みを中心とした幼児教育を展開することで、非認知能力を高め、好奇心や探究心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

主な担当課等 : 学び推進課

幼児教育施設ではアプローチカリキュラム※を、小学校ではスタートカリキュラム※を着実に実行するとともに、これらを生かしながら幼児教育と小学校教育の学びと育ちの連続性により重点を置き、幼児教育施設と小学校が共通の理念をもって作成する架け橋カリキュラム※についての検討を進め、その接続性の向上に努めます。

幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を方向目標として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※架け橋カリキュラム：幼児期から児童期の発達を見通し、幼児教育施設・小学校における教育・保育の内容、指導計画等の作成の前提となる、5歳児から小学校1年生までの期間（架け橋期）を一体的に捉えたカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

公立幼稚園の在り方の検討

主な担当課等 : 学務課

当市の公立幼稚園については、定員に対する充足率が低いなどの課題のある中、3歳児保育や預かり保育の実施など、利用者の多様なニーズへ対応していく必要があります。このような現状から、公立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、少子化等の社会情勢及び利用者ニーズを踏まえた効果的・効率的な公立幼稚園の運営体制等を検討し、幼児教育の充実につなげていきます。

施策3 学校外の学びの充実

施策の方向性 //

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図るとともに、全人教育を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

実体験を大切にする学びの充実

主な担当課等 : 生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通じた学びが大切です。当市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

非認知能力を高める学校外での学びの充実

主な担当課等 : 学び推進課、生涯学習推進課

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、保護者に対しては家庭教育学級などを活用しその重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

施策の方向性 //

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成

主な担当課等 : 学び推進課

共生社会の形成に向けて、子どもの権利を尊重し、豊かな人間性が醸成され、子どもたちがともに学び、ともに育つことのできる教育環境を整えます。

幼児教育では、遊びの中で子どもが多様な他者とふれ合い、一緒に活動する楽しさを味わう体験を数多く重ねます。その中で、互いの持ち味やよさを認めることができるよう援助することにより、人と関わる力の基礎を培います。

それを受けて、学校教育では、教育活動全体を通して、自分の意見を持ちながら、自分と異なる考え方を尊重する風土を大切にし、思いやり、感謝、相互理解、寛容の心を育てていきます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で特別支援教育に取り組みます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の理解を深めるために研修を行い、教職員の密な連携により、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援方法の検討やICTの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

様々な心身の特性や考え方もつ子どもたちがふれ合い、共に活動することにより、経験を広め、社会性を養えるよう、通常の学級と特別支援学級との間の交流及び共同学習を推進します。そして、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援します。

帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気付き、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

施策の方向性 //

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる教育相談体制の充実に加え、校内フリースクールの設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援を推進するとともに、いじめや貧困等教育に影響する様々な課題に対する支援体制を整えていきます。

主な取組 //

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

保護者の抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、教科担任制や相互乗入授業などにより、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置した校内フリースクールを全ての市立学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援施設を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策3 家庭への支援の充実

施策の方向性 //

本市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、放課後の学習支援を行うことで、家庭での学習が難しい児童生徒への学びの機会を広げます。同時に、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

放課後等の学習支援の充実

主な担当課等：総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

施策の方向性 //

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むなど、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して、豊かな情操と道徳心を培うことを目指し、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。さらに、他者の存在を認め、お互いを尊重しあう心を育む教育の中で、いじめの未然防止にも取り組みます。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

主な取組 //

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

道徳教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

特別の教科である道徳の時間を中心に、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。児童生徒の発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということ自ら考え、他者との議論を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深めることができますようにします。

人権教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にすると人権意識を醸成する教育を推進します。こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの権利について児童生徒自身が理解を深められるようにするとともに、学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

情操教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことを目指します。

芸術文化活動の推進

主な担当課等 : 教育総務課

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を提供します。質の高い芸術文化に触れる体験を通して、学校での芸術文化活動を活性化するとともに、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力の向上を目指します。

いじめを防止する教育の充実

主な担当課等 : 学び推進課

道徳の授業、特別活動などにおいて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒を主体としたいじめ防止フォーラムや、弁護士によるいじめ防止授業など、いじめについて考える取組を行い、いじめの未然防止に努めます。

読書活動の推進

主な担当課等 : 学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、全ての学校に学校司書(会計年度任用職員)を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

施策2 健やかな体の育成

施策の方向性 //

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

主な取組 //

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

保健学習・食育の充実

主な担当課等 : 学び推進課、健康教育課

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、危機管理マニュアルの更新や家庭と地域が連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

学校保健の充実

主な担当課等 : 健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域で活動するスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会、関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針 4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策 1 教職員への支援体制の充実

施策の方向性

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスクエアを含む支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスクエアの充実

教職員研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員と一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特にプログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組めます。

教職員の人材育成と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

教職員のメンタルヘルスケアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

施策の方向性

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わることによって、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和3年度（2021年度）に策定した「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

主な取組

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域スポーツ・芸術文化団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

サポートスタッフの充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（ALT）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

校務の効率化の推進

主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成AIの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

施策の方向性

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の**変化**や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

主な取組

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

学校施設の計画的な整備及び施設の管理

主な担当課等 : 教育施設課

児童生徒数の**変化**に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模改修などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

教材及び管理備品の計画的な整備

主な担当課等 : 教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒数の**変化**に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

施策の方向性

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、通学路交通安全プログラム等を通じて、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

主な取組

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

防犯、防災体制の充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育施設課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化するとともに、全ての学校に設置している防犯カメラを適切に管理し、効果的に活用することで、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

通学の安全確保

主な担当課等：学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約する

ことで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

施策の方向性 //

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

学校等の適正配置の推進

主な担当課等 : 学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うにあたっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

施策の方向性 //

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するにあたっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

主な取組 //

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等 : 健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ることとて、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を徹底します。

地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等 : 健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。

学校給食施設の整備

主な担当課等 : 健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとして機能等を備えた複合的給食施設を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センターにおいてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

施策の方向性

「GIGAスクール構想第2期」の方針のもとで更新・整備された1人1台端末及び高速ネットワーク、クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェアやソフトウェア等を活用して、データの利活用による個別最適な学びやシームレスな学びの充実を図ります。

主な取組

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

GIGAスクール構想第2期の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」の1人1台端末の更新・整備、より高速なネットワークやクラウド運用の整備や、必要なソフトウェアの導入を行い、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。この環境を生かし、一人ひとりの興味・関心や特性に合わせた探究的な学びを推進します。

個別最適な学びを目指したICT活用の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

クラウド型協働学習グループウェアやソフトウェア等の活用履歴が、端末に生活データや学習データとして自動的に蓄積されます。

児童生徒は、それらのデータを確認したり、データから生活や学習を振り返って新たな目標を考えたりして、自己認知やキャリア形成にいかします。また、教員は、生活の様子などのデータや、学習履歴・活動状況などのデータを活用し、多様な児童生徒をより深く理解し、一人ひとりの教育的ニーズや学習の習熟度に合った適切な支援に役立てます。

シームレスな学びの推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

また、高速ネットワークやクラウド環境の整備拡大やアプリケーションの導入により、校内フリースクールにしながら所属学級の授業を受けられるようにしていきます。さらに、病気療養中の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒も、オンラインで学習支援や教育相談が行えるようにしていきます。このように、誰一人とり残すことなく、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学ぶことができるシームレスな学びを進めます。

施策2 ICT教育環境の充実

施策の方向性 //

1人1台端末を効果的に活用するために、高速ネットワークのさらなる増強を計画的に行います。また、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板等のICT環境の整備に加え、プログラミングや生成AIなど新たな技術を活用できるICT教育環境の充実を計画的に進めます。特に、生成AIについては、生成AIとの向き合い方やよりよい活用方法について検討を進め、活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化を図っていきます。

主な取組 //

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

ICT環境の計画的な整備

主な担当課等 : 総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全整備、学習者用端末全児童生徒1人1台配備、高速大容量インターネット環境の増強や校務におけるクラウド環境の構築を、ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、学習者用デジタル教科書、生成AI等を利用できる環境の整備を進めます。

ICT活用を支援する人的配置

主な担当課等 : 総合教育研究所

各学校のICT環境の整備、整備後のクラウド環境やICT機器が円滑かつ効率的に運用できるように、学校ICT指導員やICT支援員の配置を進めます。

ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

教員が安心してICTを活用した授業を行うことができるようにするために、プログラミングや生成AIの実践の事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整えます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

施策の方向性

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

主な取組

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

安全で利便性の高い図書館サービスの提供

主な担当課等 : 中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多くの人にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

資料の質的充実による市民サービスの向上

主な担当課等 : 中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応える資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

図書館サービスの全域化

主な担当課等 : 中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

施策の方向性

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興・充実を図るとともに、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

主な取組

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

生涯学習社会の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出など、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等：生涯学習推進課、中央図書館

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

さらに、屋内運動場、グラウンド、特別教室や図書室等の学校施設について、学校教育に支障のない範囲において開放し市民の利用に供することで、生涯学習の場としての活用を図ります。

社会教育の振興

主な担当課等 : 生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員の視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等 : 生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 | 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

施策の方向性 //

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山をはじめ、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身につける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等 : 生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM※教育を推進します。

※STEAM: STEAMとは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の頭文字をとったもの。

豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等 : 文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、市内学校の教師を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

施策の方向性 //

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

文化財の保存活用の推進

主な担当課等 : 文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等 : 文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入口として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

施策の方向性

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。市内全校において、コミュニティ・スクールの推進を図り、コミュニティ・スクール協議会を核として学校・家庭・地域・行政が協働する体制を整えます。これにより、学校運営に地域や保護者等が主体的に参画し、意見を反映できる仕組みを強化します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、コミュニケーションを活性化させることで、社会全体で子どもたちの学びを支える学校運営体制を構築します。

主な取組

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

教育活動やコミュニティ・スクールの運営については、教職員のみ依存することなく、地域住民が主体的に役割を担える仕組みを作ることで、持続可能な体制を築きます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

コミュニティ・スクールの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

コミュニティ・スクールの認知度向上を図るため、保護者や地域住民に対する周知活動を積極的に推進します。ホームページや区会回覧等の各種媒体を活用し、コミュニティ・スクールの目的や取組について広く周知します。また、コミュニティ・スクールに関する出前講座を活用してもらえよう、地域住民や学校に対し積極的に広報活動を行います。

これらの取組を通じて、地域住民がコミュニティ・スクールの意義を理解し、主体的に関わる意識を高めます。

施策2 地域と連携した活動の充実

施策の方向性

学校を地域の学びの拠点と位置づけ、地域資源を活用した双方向の学び合いを推進します。学校・家庭・地域・企業など幅広い主体との多様な協働の形を創出します。

さらに、地域スポーツクラブなど教育的資源の活用を進め、公と民が連携した体制を構築することで、子どもたちだけでなく地域住民も共に学び成長できる「学びの地域づくり」を実現します。また、既存の家庭教育学級に加えて新しい形態の家庭教育学級の開催を支援し、学校と家庭の連携をさらに深めます。

地域と学校の信頼関係の構築を図り、地域人材との連携を通じた教育活動の充実を目指します。

主な取組

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

地域資源の活用・育成

主な担当課等 : 生涯学習推進課、学び推進課、教育総務課

地域の資源と校区での学びのニーズを把握し、コーディネートする人材の育成を図ります。また、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。このような支援をとoshi、地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ・スクール協議会での話し合いを具現化するために、学校の実情に応じた多様な活動を支援します。

地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などでの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域スポーツ・芸術文化団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。

家庭教育学級の推進

主な担当課等 : 生涯学習推進課

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と保護者同士のつながりの活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

近年、仕事を持つ保護者が増加していることから、家庭教育学級の運営において、PTA等組織から選出された家庭教育学級担当の役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関をはじめ、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進行管理

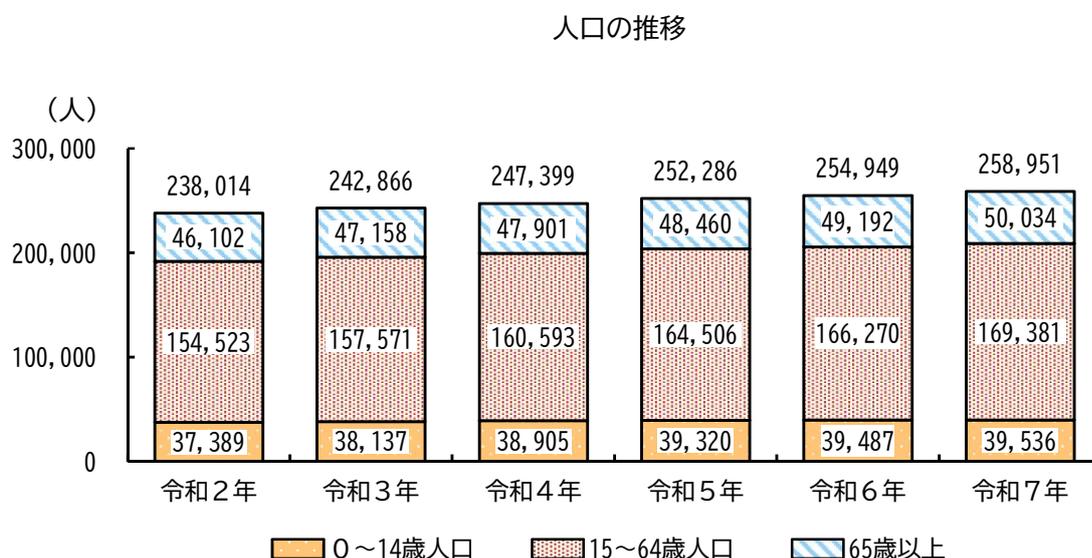
本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

つくば市の教育の状況（各種統計データ）

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年では、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、すべての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

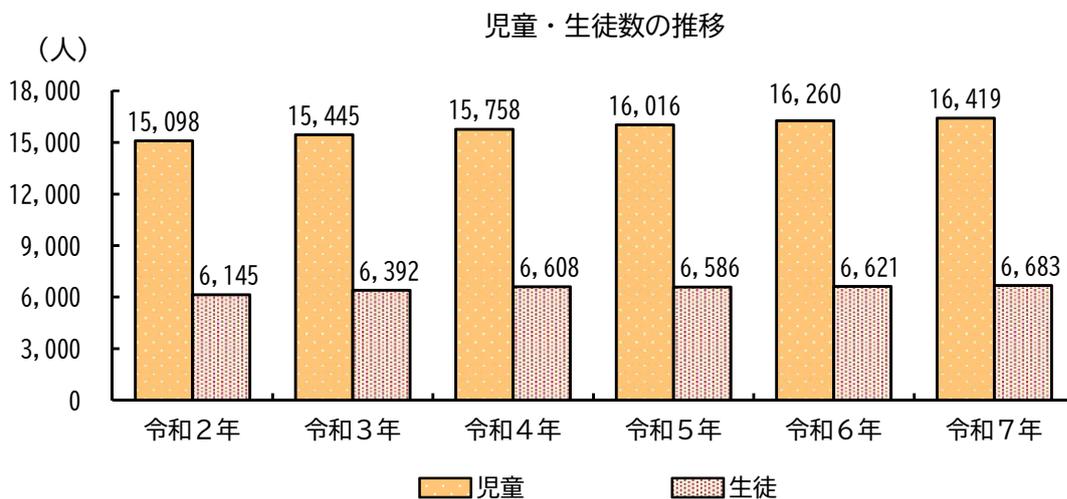


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

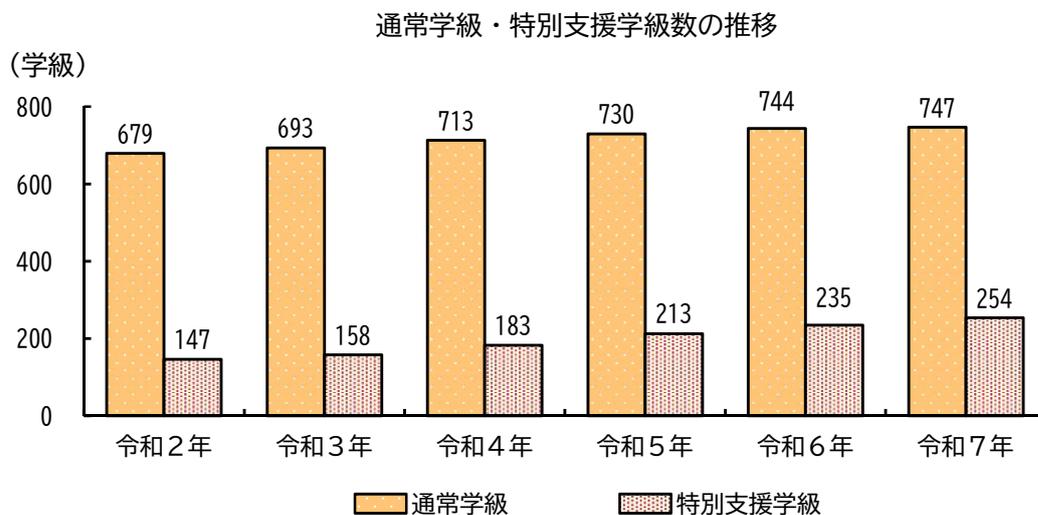
小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 学級数の推移

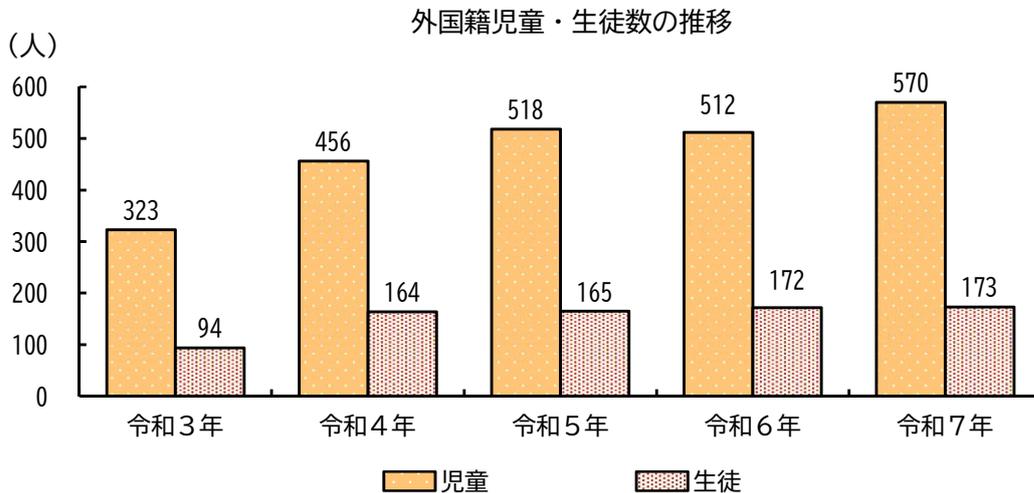
通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 外国籍児童数・生徒数の推移

外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で児童数は570人、生徒数は173人となっています。

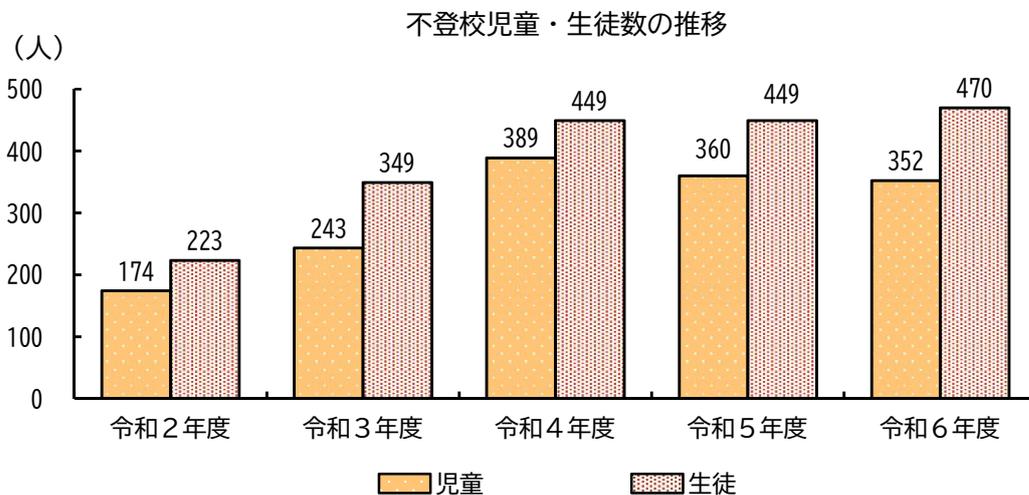


資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 配慮を必要とする児童・生徒の状況

① 不登校児童・生徒数の推移

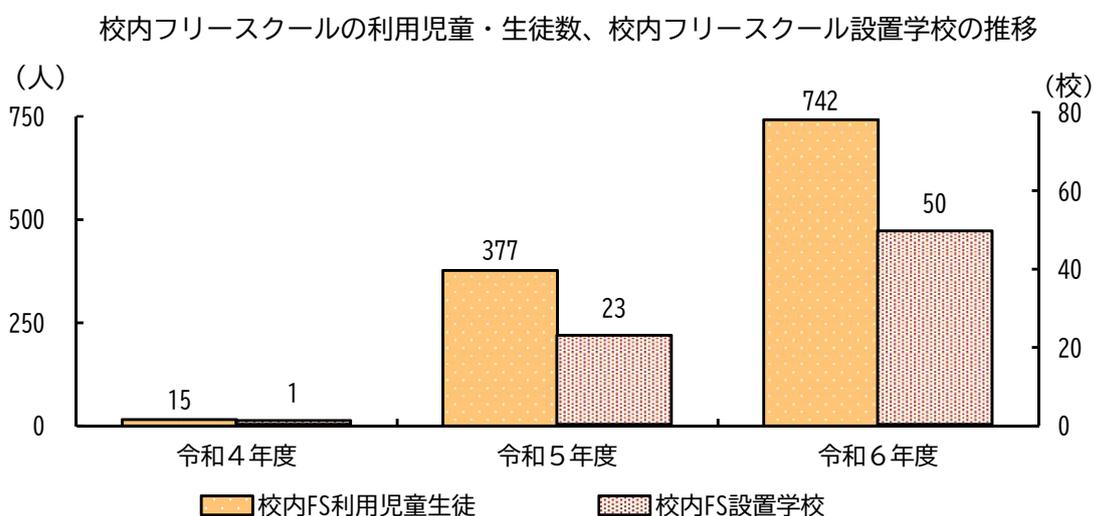
不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

② 校内フリースクールの利用児童・生徒数、校内フリースクール設置学校数の推移

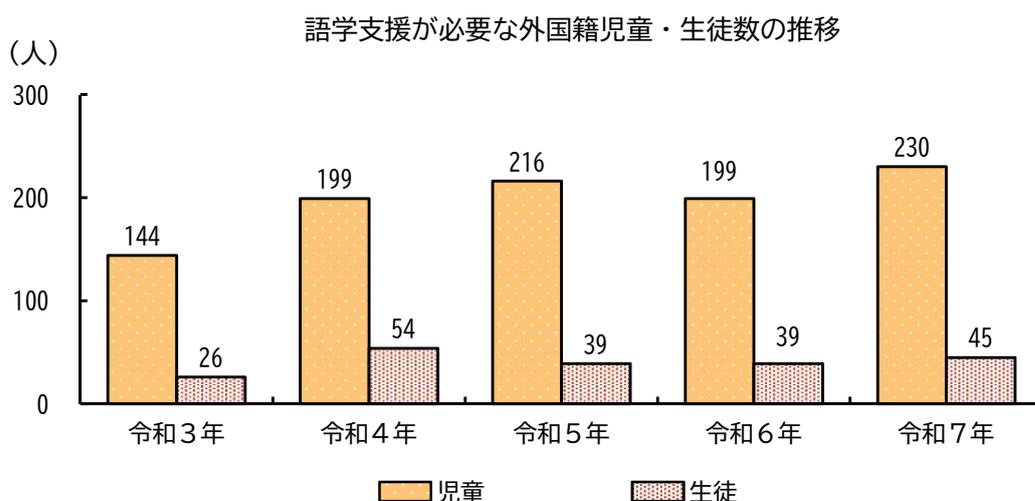
令和4年度以降、校内フリースクール設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

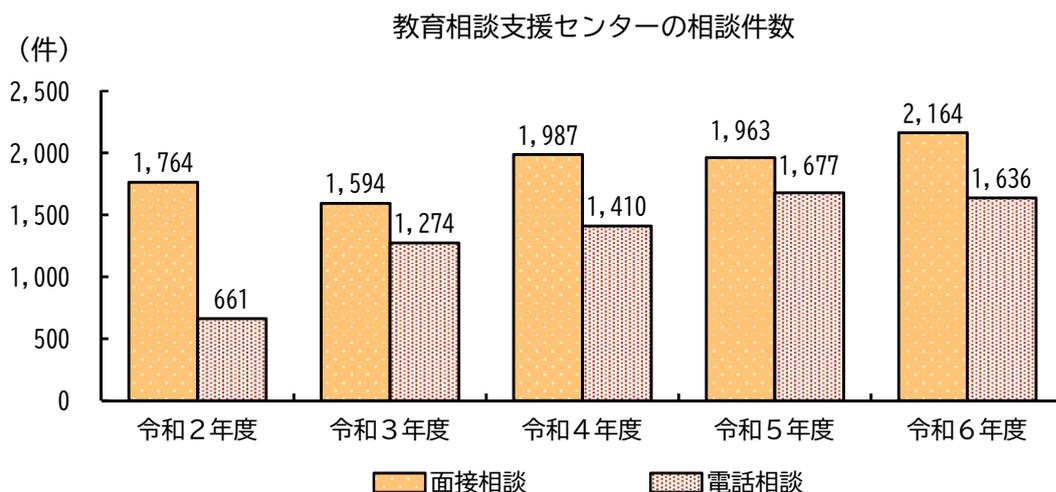
語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で、児童は230人、生徒は45人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

6 教育相談センターの相談件数

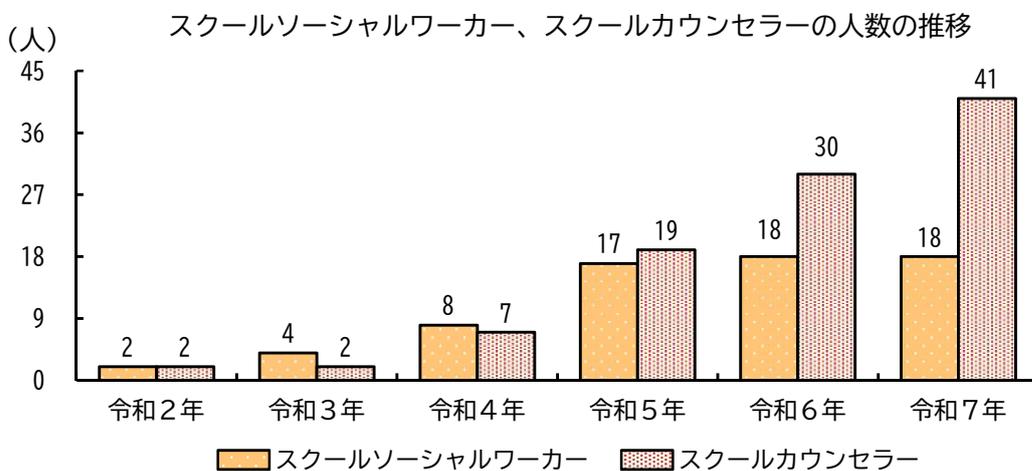
教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で2,164件となっています。電話相談は令和2年度以降増加しており、令和6年度で1,636件となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

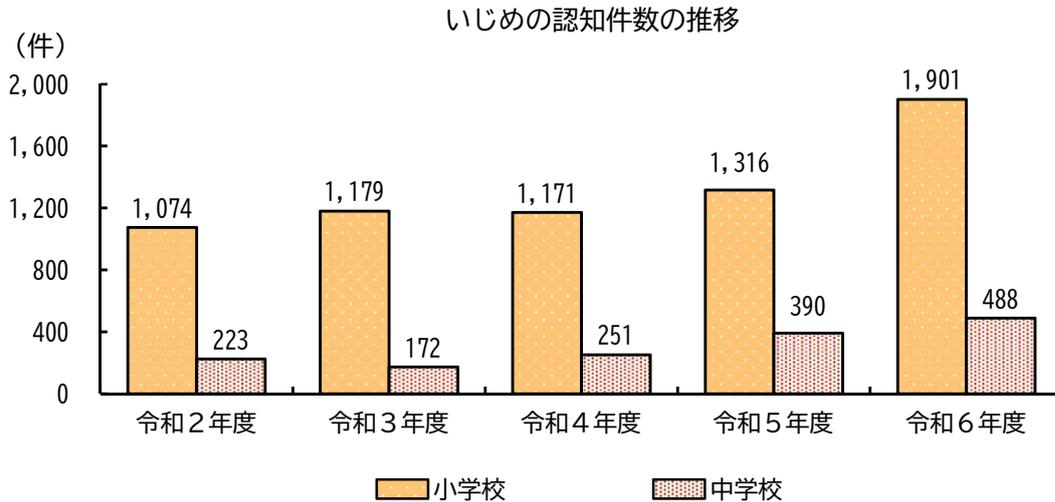
スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは41人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

8 いじめの認知件数の推移

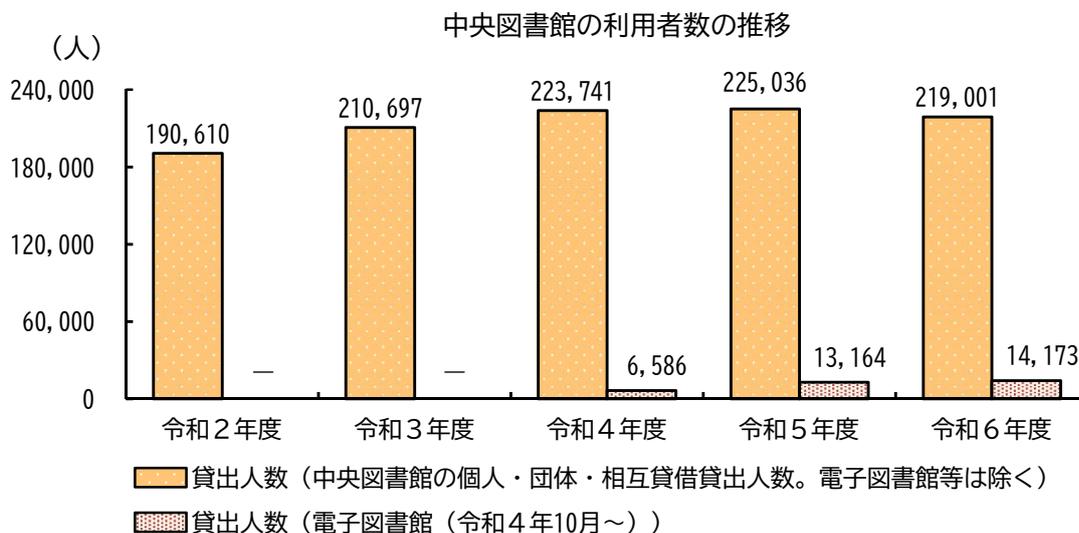
いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



資料：いじめ認知件数等報告（各年度末現在）

9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加しており、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



※ 電子図書館の貸出人数には、学校利用（令和6年度から実施）を含まない。
資料：つくば市立中央図書館発行『つくば市の図書館概要』（各年度末現在）

令和7年(2025年)10月1日(水)
第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会

第4期つくば市教育振興基本計画 概要版(案)

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度(2026年度)から
令和12年度(2030年度)まで

第4期つくば市教育振興基本計画の目指すもの

計画の基本理念

つくば市の教育が目指す最上位目標である「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、本計画では、第3期計画の理念を継承し、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本理念としています。個々の違いを尊重し、人と人とのつながりを大切にしながら、すべての人が自らの興味や夢に向かって学ぶことができる教育を通じて、よりよい未来を切り拓く力を育成します。

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

計画策定の趣旨

令和3年に策定された「第3期つくば市教育振興基本計画」では、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』」を理念に、個性の尊重と人とのつながりを重視した教育を推進してきました。計画期間中には、社会情勢の急変や教育現場の課題が顕在化し、子どもたちの「生きる力」を育む教育の重要性が高まりました。

こうした変化を踏まえ、令和7年度の計画終了に伴い、国・県の方針や本市の課題を整理し、令和8年度以降の5年間にに向けた「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法に基づき、つくば市の実情に応じた教育振興の方針を示すものです。また、「つくば市未来構想」「第3期つくば市戦略プラン」「つくば市教育大綱」との整合性を図りながら策定されています。

計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

計画期間

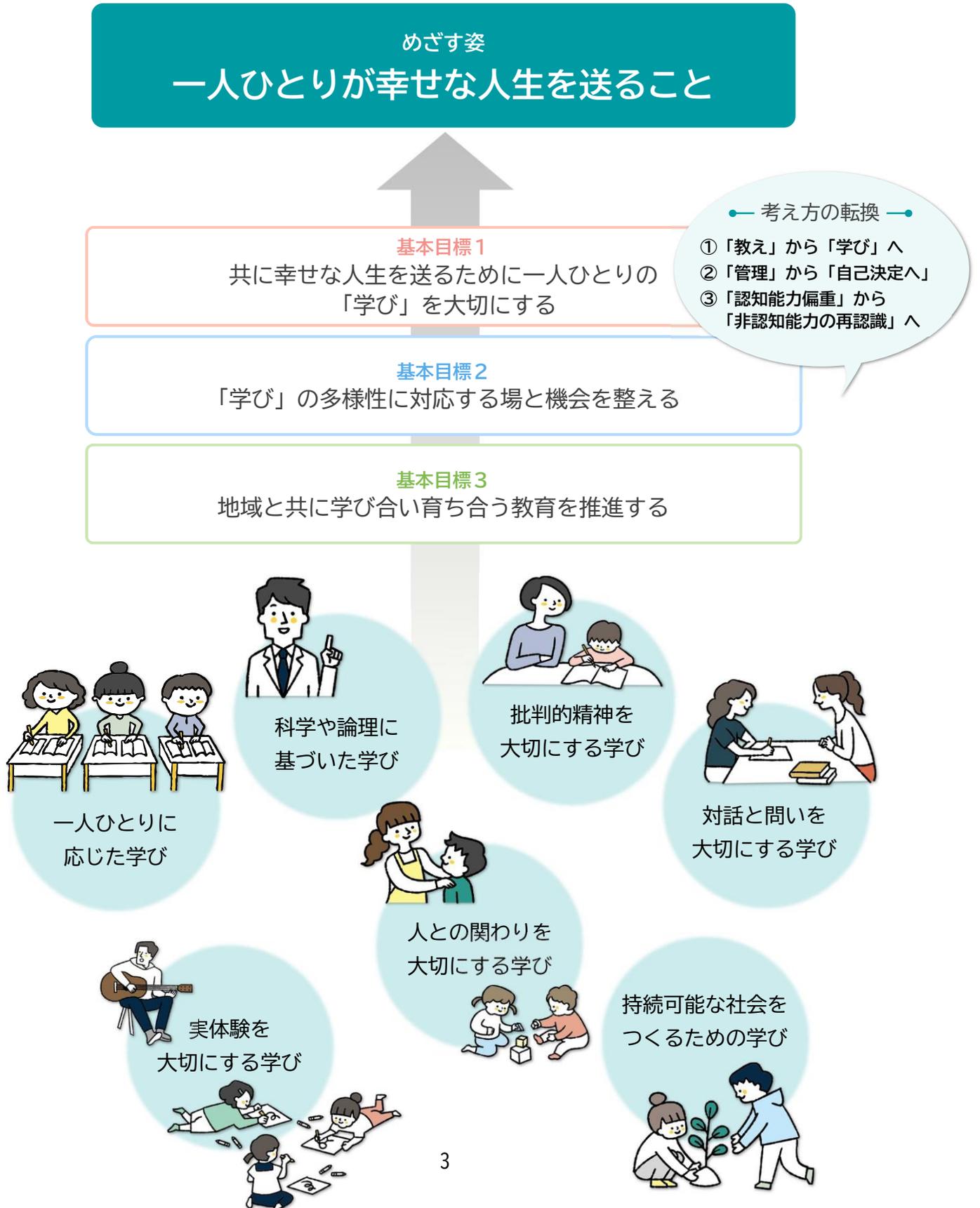
計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
		2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する
	2 教職員の「働き方改革」の推進		
	5 「学び」を保障する学校環境を整備する		1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実
	6 ICTを活用した学びを推進する		1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
2 ICT教育環境の充実			
7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実		
	2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進		
3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	
		2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実	
	9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実	
		2 地域と連携した活動の充実	

計画の基本目標

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。



基本目標 1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

主な取組 //

- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

施策 2 幼児教育・遊びの充実

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

施策 3 学校外の学びの充実

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

基本方針 2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策 1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

施策 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

主な取組 //

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

施策3 家庭への支援の充実

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

主な取組 //

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

施策2 健やかな体の育成

主な取組 //

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

主な取組 //

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

主な取組 //

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

主な取組 //

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

施策2 学校の安全体制の確立

主な取組 //

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

施策3 学校等の適正配置

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

施策4 学校給食の充実

主な取組 //

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

主な取組 //

- ◆ G I G Aスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

施策2 ICT教育環境の充実

主な取組 //

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

主な取組 //

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

主な取組 //

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

主な取組 //

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

施策2 地域と連携した活動の充実

主な取組 //

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントについて

(1) 目的

市民の市政への積極的な参画を促進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、政策形成過程の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(2) 実施概要

市の基本的な計画を策定する過程において、その案その他必要な事項を公表し、市民から意見の提出を求め、市の基本的な計画の策定に市民の意見を反映させる機会を確保するとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する。

2 実施方法

市ホームページに意見募集ページを作成するほか、教育総務課窓口、市役所本庁舎1階情報コーナー、各窓口センター、各地域交流センター及びつくば市民センターに計画案等を設置し、意見を募集する。

パブリックコメントの実施に当たっては、記者会見での発表や広報紙への掲載、市公式 SNS を活用した周知によって、より多くの意見が集まるよう努める。

3 実施期間（予定）

令和7年(2025年)11月10日(月)から

令和7年(2025年)12月10日(水)まで

第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

1 目的

第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子供の意見を聴取し、計画に反映するため、市内の小中学生を対象としたアンケート調査を実施する。

2 実施概要（案）

(1) 実施期間

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和7年(2025年)12月10日(水)まで
※パブリックコメントと同期間とする。

(2) 対象者

つくば市内の小中学生

(3) 回答方法

オンラインアンケート

(4) 周知方法

広報つくば、市公式 SNS を活用するとともに、校長会等を通じて各学校へ周知依頼を行う。

3 設問構成（案）

(1) 学校名（選択式）

(2) 学年（1年生／2年生／3年生／4年生／5年生／6年生／7年生／8年生／9年生）

(3) 学校生活や勉強について、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいこと（基本方針1～9のうち、3個までを選択）

※基本方針1～9の表現は、小中学生にも分かりやすい表現にする。

(4) つくば市の教育への希望や意見（自由記述）

4 その他

(1) 回答は無記名とする。

(2) 設問(3)で特に回答の多かった基本方針（上位3～4個程度）については、「子どもが特に大切にしたいと思っていること」として第4期つくば市教育振興基本計画に表記する。

(案)

つくば市の教育に関するアンケート（小中学生向け）

【おとなのみなさまへ】

このアンケートは、第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子どもたちの意見を聴くするために実施するものです。

いただいたご意見は、計画の内容に反映させていただく予定です。

1 アンケートについて

これからの学校生活や、つくば市の教育（勉強のしかたなど）をよりよくするために、みなさんが大切にしたいことや、「こんな学校・まちになったらいいな」と思うことを、ぜひ聞かせてください。

みなさんの思いや考えは、これからの学校をよりよくするために、とても大切です。

たくさんのご意見をお待ちしています！

2 アンケートの期間

11月10日（月）から12月10日（水）まで

3 答え方

インターネットで答えます。学校の先生やおうちの人と一緒に答えてください。

<URL>

<QRコード>

4 質問の内容（インターネットから答えてください。）

(1) あなたの学校をえらんでください。

（リストからえらぶ）

(2) あなたの学年をえらんでください。

（1年生／2年生／3年生／4年生／5年生／6年生／
7年生／8年生／9年生）

(3) つくば市の教育について、こんな学校・まちになったらいいな と思
うことや、あなたがこれからの学校生活や勉強で、大切にしたいこと
 や取り組んでみたいことを、次の9つの中から3つまでえらんでくだ
 さい。

番号	選択肢（3つまでえらぶ）	どんなことをする？
1	大人になって役に立つ力をつける <u>ために、たくさん学</u> 	・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	みんなが仲良くできる学校にする 	・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	やさしい心とじょうぶな体をもつ 	・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活動に専門のコーチを呼ぶ
4	先生たちがはたらきやすい学校にする 	・先生たちも勉強して、ワクワクする授業ができるようになる。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	<u>安心安全ですごしやすい</u> 学校にする 	・教室やトイレをきれいにする。 ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使った、おいしい給食を <u>食べる</u> 。
6	パソコンやタブレットを使って学 ぶ 	・パソコンやタブレットを、学校や家で好きなときに使って学 ぶ。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	学校ではない場所でも学べるまち にする 	・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にす る。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばならではのことを学 ぶ 	・つくばの研究所にいたり、筑波山などの自然について学 ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	地域のひとと協力して、大人と子ど もがいっしょに学べるようにする 	・地域のひとがもっといい学校になるように協力する。 ・ <u>地域のひとが学校と協力して、地域のイベントを企画する</u> 。

(4) 「こんな学校・まちになったらいいな」「こんなことをしてほしい
 な」と思うことがあったら、自由に書いてください。

(参考) 基本方針の表現の比較表

No.	基本方針 (原案)	小中学生向けの表現 (案)	
		基本方針	例示
1	未来をひらく力を育む	大人になって役に立つ力をつける <u>ために、たくさん学ぶ</u>	・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	みんなが仲良くできる学校にする	・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	豊かな心と健やかな体を育む	やさしい心とじょうぶな体をもつ	・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活動に専門のコーチを呼ぶ。
4	教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	先生たちがはたらくやすい学校にする	・先生たちも勉強して、もっとわかりやすい授業ができるようにする。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	「学び」を保障する学校環境を整備する	<u>安心安全で過ごしやすい</u> 学校にする	・教室やトイレをきれいにする ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食を <u>食べる</u> 。
6	ICTを活用した学びを推進する	パソコンやタブレットを使って学ぶ	・パソコンやタブレットを、学校や家で好きなときに使って学ぶ。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	「学び」を支える機会を広げる	学校ではない場所でも学べるまにする	・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にする。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばらしさをいかした「学び」を推進する	つくばならではの <u>ことを学ぶ</u>	・つくばの研究所に行ったり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	地域の人と協力して、大人と子どもが <u>いっしょに学べる</u> ようにする	・地域の人をもっといい学校になるように協力する。 ・ <u>地域の人が学校と協力して、地域のイベントを企画する</u> 。

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール

資料5

令和7年9月16日更新

教育局教育総務課

	令和7年度(2025年度)																令和8年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
第4期つくば市教育委員会教育振興基本計画	第1回開催 議題 (1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについて (2) 教育振興基本計画の策定にあたって		議題 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について	第2回開催	議題 (1) 今後のスケジュールについて (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について	第3回開催 議題 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について		第4回開催 議題 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について	第5回開催	議題 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について	第6回開催			第7回開催 議題(案) (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施結果について				
庁内調整	幸せな学校づくりに向けたアンケート調査(学び推進課)	集計			(必要に応じて適宜特別職入報告)								庁内協議					
教育委員会					(必要に応じて適宜報告)													議案提出
パブリックコメント										庁議へ付議(10/24)		パブリックコメント実施(11/10～12/10)	意見の集計及びとりまとめ 意見原文の公表					広報紙掲載(パブコメ実施結果について)
議会・市民説明																		議会配布 ホームページ公表 広報紙掲載(第4期つくば市教育振興基本計画の策定について)

会 議 録

会議の名称		第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和8年1月26日(月) 開会 15:30 閉会 17:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		教育局教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、永井委員、正保委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員、森田委員		
	事務局	森田教育長、久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、勝村教育局次長兼教育施設課長、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、青木教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、谷沢教育総務課主任、服部教育総務課会計年度任用職員、岡野学び推進課長、中島特別支援教育推進室長、中祖特別支援教育推進室指導主事、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、澤頭生涯学習推進課長、松橋生涯学習推進課係長、石橋文化財課長、柴原中央図書館館長、望月学務課長補佐		
	その他	株式会社名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) パブリックコメント実施結果について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について 3 閉会			

<p><審議内容></p> <p>1 開会</p> <p>事務局：それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。 本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p>	
---	--

司会を務めます教育総務課の飯村と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例の規定に基づき、公開として開催させていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用させていただきますよう御協力をお願いいたします。また、本日は委員 10 名中 10 名が出席されており、半数以上が出席していますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第 7 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

委員長：本委員会も 7 回目となり、今回が最後の会となります。前回会議の終了後、パブリックコメントを実施するとともに小中学生を対象としたアンケート調査を行いました。本日の会議ではこれらの結果を事務局から御報告いただくとともに、それらを踏まえて整理した計画案について、最終確認を行っていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事は、1 番目がパブリックコメント実施結果について、2 番目が小中学生を対象としたアンケート調査の結果についてです。配布資料は次第に記載の通りです。よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) パブリックコメント実施結果について

委員長：それでは、議事の(1) パブリックコメント実施結果について、全体を含めて、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：(資料 1、第 1 章について説明)

委員長：ありがとうございます。1 ページから 2 ページ目の部分を説明いただきました。他の部分を含めると 5 ページまでが第 1 章に関わるパブコメの意見となります。御意見や御質問はありますか。

和泉委員：意見を述べる前に一言、こんなに読みやすくまとめてくださったことに感謝いたします。第 3 期つくば市教育振興基本計画までの検証はどのように行っているのかというパブコメの意見があったと思います。施策の点検・評価はホームページで公表すると本文に挿入する形にしておくと、これまでの第 1 期、2 期、3 期の流れを踏まえて 4 期があると分かりやす

と思います。1 ページ目の計画の策定の趣旨の最後にホームページで公表していますというような情報を入れておくとわかりやすいと思います。文字数が多ければ必須ではありませんが、検証しているということを伝えられるかなと思います。

事務局：第4期を作るにあたって、第3期の検証はしていますかというところですね。資料3の45ページ、第4章計画の推進の2計画の進行管理のところ、「事業の進捗状況については、PDCA サイクルを回し、点検・評価を通じて・・・」と書いてありますが、ここにホームページで公表していませんと記載するか検討させていただきます。

委員長：資料3の3ページの計画の位置付けで、教育大綱の下に教育振興基本計画があり、その下に文化財保存活用計画がありますが、説明されれば分かりますが、教育振興基本計画の下にいきなり文化財というのもどうなのかということをお話の際にもお話しさせていただきました。他市ですとアクションプランみたいなものを作ってきたということがありますが、それが無い代わりに、これが教育委員会の事業評価になっていくという位置付けなので、事業評価をここに書くのもおかしいと思いますが、基本計画が具体的にどのような形で行われていくのかがこの図で理解できるのかなと思います。代案が私も浮かばず、このままで間違いではありませんが、いい案があればと思っています。

他にいかがでしょうか。また疑問点等ありましたら、後で御指摘いただければと思います。

それでは、第2章について事務局から御説明をお願いします。

事務局：（資料1、第2章について説明）

委員長：ありがとうございます。5～8ページにつきまして御質問御意見等ありましたらお願いします。

それでは、次に行きたいと思います。第3章の基本目標1ということで、資料1の8ページから御説明をお願いします。

事務局：（資料1、第3章、基本目標1について説明）

委員長：ありがとうございます。資料3の方でいうと8ページから33ページ

までの内容となります。いくつか御指摘をいただいて修正したところが明記してあります。21世紀型能力の注釈は、前回載せるか載せないか議論になりましたが、パブコメを受けて、載せていただきました。それからイエナプランということ自体が資料3の11ページにあります。中郡委員と西村委員は、この説明だけでイエナプランが分かるでしょうか。我々は元々知っているのですが、この言葉で分かりますが、市民から見たときの視点というのは大切だと思います。あとは「性的指向」という言葉については、個人の内心に踏み込む印象を与えかねないということで、削除するという趣旨の御説明でした。そこも含めていかがでしょうか。

肥後委員：「性自認」という表記については、「ジェンダー」という表記にしてはどうでしょうか。「ジェンダー」という言葉はだいぶ受け入れられていると思います。

委員長：「性差・性別」も含めて「ジェンダー」に置き換えるという御提案でしょうか。

肥後委員：「性差・性別」も含めて「ジェンダー」にしてはどうかと考えています。

委員長：資料3で言うと、15ページの基本方針2の施策1の部分になります。学び推進課か特別支援教育推進室としては、いかがでしょうか。もし時間が必要であれば事務局で持ち帰って検討いただく形でしょうか。

事務局：「国籍や人種、言語、性差・性別」の辺りを国や文科省の言葉から引用しているのであれば、変えない方がいいと思いますし、そうではなくつくば市オリジナルで並べた文章であれば、ジェンダーにまとめた方がいいのか、その辺りを検討させていただきます。

委員長：それでは、性差・性別、性的指向という一連の言葉をどうするのかは、検討いただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

正保委員：資料3の11ページのイエナプランのところで、パブコメの御指摘を受けて、「自律と共生を学ぶことを目的とした」という文言はいいと思

いますが、それにしても「イエナプラン」という言葉自体が浮いているような気がします。欄外に注釈を加えてはいかがでしょうか。

事務局：イエナプランの注釈については、追加する形で検討させていただきます。

委員長：それでは、場合によっては赤字で追加したところが消えて、本文にはイエナプランだけで、11 ページの下に詳しい説明をつけるということも有り得るかと思えます。

他にはいかがでしょうか。

和泉委員：パブコメに幼児教育のコメントが複数あります。本文の13 ページの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関するコメントが28 ページの38 番、11 ページの6 番7 番、31 ページの44 番にありますが、幼稚園の在り方という議論が必要なのか、これだけの意見が出ていることに対してどのように考えているのでしょうか。

委員長：意見があったから、また計画案自体を大きく見直すということになりますと、いつまでも終わらなくなってしまいますので、和泉委員がおっしゃったようなことも今後検討しつつ、今回はパブコメに回答する形で書いていくのが一番いいとは思いますが。やはりこれだけ多くの御意見をいただいているので、Aの方がいいという方とBの方がいいという方が当然いますので、我々も検討する必要がありますし、ある程度その意見を受け入れるのであれば、受け止めた形でパブコメへの回答をすることが必要かと思えます。ここについては、また和泉委員と事務局の方で具体的にやり取りしていただけますでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

富田委員：幼児期の終わりまでに「育って欲しい姿」についてのパブコメを見ると、それが達成する目標という風に勘違いされているように見受けられますが、それは達成する目標ではなく、あくまでも目指す方向性を示していて、それが回答の中にきちんと書かれているので、私はこの書き方で特に違和感は感じません。逆にコメントいただいた方が、必ず達成させなければいけないと勘違いをしているように思います。

委員長：今の御意見は11ページの7番についてですね。

他にはいかがでしょうか。それでは、第3章、基本目標1についてはこれで終了します。また思いつくことがあれば後ほどお知らせいただきたいと思います。

それでは、資料1の33ページから、基本目標2について御説明をお願いします。

事務局：（資料1、第3章、基本目標2について説明）

委員長：ありがとうございます。資料1は33ページから57ページまで、資料3の方が24ページから38ページまでになります。基本的にはパブコメに対する修正はないという提案ですが、いかがでしょうか。

和泉委員：パブコメの30ページの43番、「基本目標1・基本方針2・施策3において、民生委員・児童委員を始めとする」とあるので、資料3の18ページ、施策3家庭への支援の充実、施策の方向性のところで、「民生委員・児童委員」という言葉を追記してもいいのではないかと思います。社会福祉協議会に出ると、民生委員・児童委員として福祉と教育が繋がっていない印象を抱いておられて、地域にこういう人達が色々支援として存在しているということを示すために、例えば18ページの最後のところに「スクールソーシャルワーカーの配置や民生委員・児童委員など福祉分野との連携を強化し」と追記すると思います。

事務局：19ページの「スクールソーシャルワーカーの配置等による教育と福祉の連携強化」のところに「民生委員・児童委員や」と入っています。

和泉委員：分かりました。ありがとうございます。

委員長：他にはいかがでしょうか。それでは、次は資料1、57ページからの基本目標3になります。事務局の方から説明をお願いします。

事務局：（資料1、第3章、基本目標3について説明）

委員長：ありがとうございます。今の説明について、資料3の方ですと、39ページから44ページまでになりますが、御意見等あればお願いします。

和泉委員：資料3の15ページ、施策の方向性の5行目で「「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業」とありますが、パブリックコメントの中でも「ユニバーサルデザイン授業とは何ですか」という質問がありましたが、私も「誰もが分かる」とかぎ括弧で表している意味が分からなかったので、お聞きしたいです。

事務局：第3期の計画も同じようにかぎ括弧がついていて、そのまま今に至っています。

委員長：学び推進課の方で、何か根拠はありますか。

事務局：特にかぎ括弧の根拠はありません。

委員長：経緯も含めて、かぎ括弧を取るか取らないかは御検討いただければと思います。他にはいかがですか。

正保委員：33ページの基本方針6のICTのところ、パブコメの方で生成AIに関するものが多かったと思いますが、ここには生成AIという言葉は出てきませんが、委員会を進めている間に社会の状況が変わってきて、生成AIというものが非常に身近になっている中で、一言も言及がないのはどうなのかと思ったのですがいかがでしょうか。

委員長：34ページと35ページに少しありますが、この情報量でいいのかどうかですよね。特にここ最近はかなり生成AIの話が話題になっているので、もっと入れてもいいのかという気もする反面、批判的な御意見もパブコメにはあったので、このままでバランス的にはいいのかなと個人的には思います。

和泉委員：パブコメの48ページの25番で、「ブルーライトによる身体的影響や～健康面への配慮が必要であり、次のような趣旨を計画に併記していただきたい」とあり、「リテラシー教育・犯罪防止教育についても注意が必要だろう」という御意見もありましたので、計画案の33ページの基本方針6、施策の方向性の4行の下か、あるいは主な取組のところに「メディアリテラシー教育やICTやデジタル教科書の利用については、児童生徒の

発達段階や学習目的に応じた適切な活動とし、健康面への配慮や情報モラル教育を含む総合的な学習」のような文言を入れた方がいいと思います。

委員長：このあたりは総合教育研究所になりますね。メディアリテラシーについては私も専門ではありませんが、文科省ではあまり使いません。情報モラル教育という言い方をすることがありますが、どこまで入れるかですね。計画の対象期間は5年間あるので、4年後くらいに古い言葉だと思われるかというところもありますが、ICTに関してはそのような問題が出てくるかなと個人的には思います。

事務局（総合教育研究所）：情報モラル教育についてですが、既に学校では計画的に実践されています。生成AIについても、生成AIとは何かということから、生成AI利用上のメリット、課題等についても学習した上で生成AIツールを使っていくという計画も作成され、実践しています。既に行われているところではありますが、市民の皆様に強調する形でお伝えするかどうかということになると思いますが、その辺りについてどのようにお考えかというところで、いかがでしょうか。

和泉委員：ICTに関してのコメント数が27件ありますので、既にそのような計画があるのであれば、その旨を明示した方がいいと思います。

委員長：本質的に後ろ向きな意見というか、ICT教育をあまりやらない方がいいというような意見が多いので、健康面や犯罪や情報モラル教育の中身に関することを書き込むのかで温度差がありますが、これについては事務局の方に一任するという事でよろしいでしょうか。ここについても、どこまで入れるのか、パブコメの中身を再検討していただければと思います。他にはよろしいでしょうか。

それでは、一通り終わりましたので、59ページから65ページまで、その他全体の中に入りきらなかった部分になります。簡単に御説明をお願いします。

事務局：（資料1、その他について説明）

委員長：その他の説明について何か御意見ありますでしょうか。

和泉委員：資料3の20ページの道徳教育と人権教育の部分について、パブコメで3件意見が挙がっています。パブコメの方の24ページの28番で、この回答で問題ないと思いますが、計画案の本文では、人権教育の推進の1行目に「各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します」と書かれているので、人権教育と道徳教育を入れ替えた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：資料3の20ページの主な取組の1番目と2番目、道徳教育の推進と人権教育の推進を入れ替えるということですね。基本方針は「豊かな心と健やかな体を育む」なので、学校教育ベースで考えると、道徳教育があって、道徳教育の領域の1つとして人権教育があるというようにカリキュラム的には整合性は取れていると思いますが、一般論として人権教育の方が包括的か、あるいは並列で人権教育の方が上位概念かという議論になってくるとと思いますが、事務局の方いかがでしょうか。

事務局（学び推進課）：和泉委員がおっしゃった意見と委員長がおっしゃった意見と両方とも有り得ると考えています。どちらの定義を優先するかということで、施策の方向性のところから主な取組のところまで、順番が変わってくるかと思しますので、御検討いただければと思います。

和泉委員：パブコメの24ページの28番の意見を見ると、敢えて施策に入れてしまうことで軽い扱いになっているように思えるので、決して軽い扱いにしていないのであれば、順序だけでも変えた方がいいと思います。確かに学校教育に詳しくない読み手にしてみれば、人権教育は道徳教育だけではないというような見方もあるのではないかと思いますので、入れ替えることで軽視していないことが分かるのではないかと思います。

委員長：24ページのコメントに対しては、記載順については優先順位を示すものではなく、そこに関連し合うという形で書いていると回答しているので、どちらでもいいという考え方もあると思いますが、どうしても人権が先の方がいいということであればそうしますし、考え方の問題だと思いますので、これで問題なければこの説明でいいかと思います。これについても事務局の方で検討していただきたいと思います。

正保委員：学校教育では、道徳教育というのは、「道徳」という特別な教科になっていますので、概念としてはこちらが上なのではないかと思いたいで、やはり道徳教育を先に書いた方が順序としては違和感がないのかなと私は思います。

委員長：それでは、時間もありますのでこの件については以上にしたいと思いたいます。それでは、一通り終わりました。今後は今出てきた御意見を踏まえて計画案の修正が必要な箇所については、事務局の方で調整いたいたいで、最終的には委員長に一任していただければと思いたいます。それから、資料5にありますが、時間はあまりありませんが、今日が第7回で、この後2月に教育委員会へ議案として提出する予定ですので、そこに向けて改めてお気付きの点がありましたら、事務局へおっしゃっていただければと思いたいます。

(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果について

委員長：それでは、議題の(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2について説明）

委員長：ありがとうございます。資料3の6ページに計画の体系があり、今の結果を踏まえて子供たちが大切だと考えている点にマークをつけて、計画に反映させているということです。それから、今の調査自体が資料3の55ページから58ページに出ているということで、この形でいいかどうかについて、御意見いただければと思いたいます。

和泉委員：自由記述についてはどのように扱うとお考えでしょうか。

委員長：扱うというのは資料3の方でということですね。資料3の55ページから58ページまでで確かに自由記述そのものは掲載がないですね。事務局の方はそれでいいでしょうか。

事務局：自由記述については、資料2の6ページに意見の概要をまとめているので、その辺りを資料3に入れるかどうかということになるかと思いたいます。

ます。

和泉委員：アンケートの中で自由記述として子供たちに聞いているので、それに対する応答として、載せる必要があると思います。ここまで大々的に子供を対象にしたアンケートでの自由記述は、重要なデータであるので、何かしら本文に報告として載せた方がいいと思います。

委員長：個人的には、載せるとなるとテキストマイニングもフリーソフトでやるようなデータでいいのか、意見の概要も本当に子供の声なのか、大人が丸めてしまっていないかというような妥当性がきちんと担保されているのかなどが気になるので、載せる方向になれば、使い方も含めて事務局の方で御検討いただければと思います。

それでは、本日の議題は以上になります。計画案の修正等が必要な部分については、事務局の方で調整させていただいて、最終案については委員長に一任していただければと思います。

本日は最終回ということで、皆様から一言ずついただいて、最後に教育長にも御発言いただきたいと思います。令和6年の12月からこのような形で進んできて、私自身戸惑いながら進めてきて、ご迷惑をおかけしたかと思います。そのような意味でも支えていただきまして、まず私からお礼を申し上げたいと思います。それでは、一言ずつ頂戴できればと思います。

正保委員：1年と少しですが、大変お世話になりました。ありがとうございました。一番下の子供が中学校を卒業してから数十年経っていますので、学校の状況というのがあまり分からないまま委員をさせていただきました。委員をやらせていただきながら、こういうことをやっているんだとかこういう状況なんだと学びながら議論に加わらせていただきました。なかなかお役に立てるところがなく大変申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

森田委員：資料3の3ページにある通り、計画の位置付け自体が色んなものが横並びであったり、色んな計画等々の反映があったり、実際の現場で行われている施策がどうであるかなど、上や下を見ながら総合的な議論をするということで、非常に難しい会議だったと思います。その中で、事務局、委員長を始め色々コントロールしていただきながら、委員会を進めていただいて感謝しています。ありがとうございました。

大村委員：このように長い期間で、つくば市の教育について真剣に考えて、学校現場としてはどのようにやったらいいのか、上から下から横から斜めからと考えさせていただける大変恵まれた時間だったと私自身は考えています。実際に現場として、ここで話し合っている内容をしっかりと具現化することが私の仕事だと思っておりますので、ここで感じたことや学んだことをしっかりといかしていきたいと思っています。長い間どうもありがとうございました。

富田委員：幼児教育に携わっている立場として、皆さんで苦勞して作ったもの、教育大綱をぜひ幼児教育施設に周知して行って欲しいと思います。理由としては、市内の幼児の4分の3が私立の保育施設に通っている現状があり、更なるその幼児教育施設では、残念ながらこの教育大綱の存在自体を把握していないと思います。つくば市としてせつかく目指している方向性を皆で話し合っただけだったので、ぜひ方向性を私立の幼児教育施設の方々にも知ってもらい、同じ歩みを進めていければと思います。

和泉委員：あっという間の1年で、教育という一つのテーマについて色々な立場の方とお話する機会があまりないので、非常に教育委員として有難い機会でした。もう少し自分の学校体験や教育についての思いをざくばらんに雑談を交えながら話したかったと少し思いました。本当にありがとうございました。

肥後委員：素人的な考え方で色々な意見を聞かせていただきまして、大変勉強になりました。まず、これだけたくさんの方が幅広く細かいところまで教育について考えていただけていることを知らなかったもので、関わっている全ての方達にありがとうございますという気持ちです。私が子供の頃とは時代が違うのと地域性もあると思いますが、つくば市は特に考えていて、私の子供はまだ小学生と保育園なので安心しました。ありがとうございました。

西村委員：市民が参加する機会というのは、前回は無かったと思ひまして、市民の声も聞いてみようと思ひ扉を開いて下さったことがすごく嬉しく思ひます。また、私自身、つくば市が子育てに良さそうと思ひ移住してきましたが、実際にここまでしっかりと考えてくださっているということが、つく

ばを選んで良かったと思いますし、自分の子供や色んな子供がつくばで育って良かったと思ってくれるような街になってくれると嬉しいと思います。色々と知る機会をいただきありがとうございました。

中郡委員：一市民がこのような会議に参加させていただき、大変貴重な体験となりました。発言は多くはできませんでしたが、これからのつくばがいいなと思える時間が長く続くように、この計画がずっと続くように、陰ながら見守っていきたいと思います。参加させていただきありがとうございました。

永井副委員長：皆さん長い間ありがとうございました。改めてつくば市の教育大綱、教育振興基本計画の重要性をひしひしと感じた次第です。我々学校を預かる者は、このような計画を子供たちに一番近い先生方がどう理解して、それをどう子供達に対応していくのかが一番大事だと思います。校長だけが分かっている仕方がないし、ただこれを周知させる時間がなかったりしますが、やはり先生方にしっかりと根付かせるようなグランドデザインを作ったり、地域や保護者の方に理解してもらいながら計画を進めていくことが大事だとこの会議で改めて分かりました。いずれにしても、色んな意見がパブリックコメントにありましたが、尽力していきたいと思えます。本当に皆さんの御意見が大変参考になりました。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。それでは最後に教育長より御挨拶をお願いいたします。

教育長；委員の皆様には1年以上に渡る長い間、この会議で御議論いただきまして本当にありがとうございました。色んな立場の方々に集まっていたいただき、それぞれの立場から貴重な意見をいただけたと思っています。最終的にこの計画も大変整理されて、いいものができたと思っています。特に今回は初めて市民の方々に参加していただくという形で行いました。難しい内容だったかもしれませんが、3人の方々には市民目線で素直な感想をいただいて、本当に貴重な意見で、私達もそういう考え方もあるとか、まだまだ説明不足だとか感じながら聞かせていただきました。本当にありがとうございました。森田委員には、PTA活動や地域の活動でもお世話になりながらこの会議に参加いただき、貴重な意見をいただけたと思います。

その他学校長の方々、それから正保先生には専門的な視点から御意見をいただきましたし、教育委員の和泉委員には、普段の議論と結び付けてお話しいただきまして、有意義ないいものができたと思っています。会議をうまくまとめていただいた樋口委員長の温かさとさばきの素晴らしさには感謝の言葉しかありません。先ほど永井副委員長からありましたが、これをいかに浸透させるか、一人一人の教員がこの考えの下に普段の教育活動を進めていくようにすることが私達の大事な役目になっていると思いますし、それが実現した時に、つくばでよかったと思ってもらえるのではないかと思いますので、より一層尽力したいと思っています。まだまだ教育課題は多いですが、皆さんのお力、市民の皆さんのお力をお借りしながら、皆で力を合わせてつくば市の子供達のためにいい環境を作ればいいなとつくづく思っています。委員の皆さま本当にありがとうございました。そして今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。私からも事務局の皆さん、担当課の皆さんにも計画案を書いていただいて、またこの会議にも教育委員会と同じく各担当課から出席いただいて、質問にお答えいただいたことを、この場を借りて感謝申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しします。

3 閉会

事務局：樋口委員長を始め委員の皆さま、長い間本当にありがとうございました。以上を持ちまして、第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和8年（2026年）1月26日（月）

午後3時30分から午後5時00分まで

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開会

2 議事

(1) パブリックコメント実施結果について

(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果について

3 閉会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	パブリックコメント実施結果報告書
資料2	小中学生を対象としたアンケート調査の結果について
資料3	第4期つくば市教育振興基本計画（案）
資料4	第4期つくば市教育振興基本計画概要版（案）
資料5	第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市 PTA 連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

令和 8 年 (2026 年) 1 月 26 日 (月)

第 7 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会

様式第 5 号 (第 10 条関係)

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名 : 第 4 期つくば市教育振興基本計画(案)】

令和 8 年 (2026 年) 月
つくば市教育局教育総務課

■ 意見集計結果

令和7年(2025年)11月10日から12月10日までの間、第4期つくば市教育振興基本計画(案)について、意見募集を行った結果、27人(団体を含む。)から132件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	1人
郵便	
電子メール	
ファクシミリ	1人
電子申請	25人
合計	27人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	本計画の位置付けについて、次の点を明確にしていきたい。 まず、本計画の下位に位置づけられる計画が存在しないのであれば、各施策は本計画のみを根拠として立案されることになるのか、その整理が必要である。また、本案には生涯学習に関する記載があるが、「つくば市生涯学習推進基本計画」との関係性が図示されておらず、包含関係や連携の仕組みが不明確である。さらに、「つくば市子ども子育てプラン」や「障害児基本計画」についても、量的見込みのみで直接関係がな	1件	本計画の位置付けについては、本市の教育に関する施策の主な方向性を示す基本的な計画として位置付けています。各施策を具体的に実施するに当たっては、本計画を踏まえつつ、必要に応じて、いじめ防止基本方針や学校給食センター整備方針など、個別の計画や方針を策定し、取組を進めています。 生涯学習に関する計画との関係については、本計画とつくば市生涯学習推進基本計画は並列の関係にあり、本計画は本市の実情に応じた教育の振興を目的とする

	<p>いとされるのか、それで十分なのか疑問が残る。</p> <p>したがって、各計画間の位置付けや関係性を、矢印や包含関係などを用いて具体的に示し、施策の根拠や連携の仕組みを明確化していただきたい。</p>		<p>基本的な計画である一方、生涯学習推進基本計画は、生涯学習に関する施策を総合的に推進するための計画です。</p> <p>各計画間の位置付けや関係性については、頂いた御意見を踏まえ、より分かりやすい図示の方法に修正します（P3）。</p>
2	<p>3頁 この「5. 計画の位置付け」の図は、それぞれの関係性が良く分からない。左上の国・県の枠において、県は「茨城県教育プラン」ではなく「茨城県教育大綱（県）」又は「いばらき教育プラン」ではないか。</p> <p>第4次つくば市生涯学習推進基本計画（案）の図の方が理解しやすいので、統一していただきたい。</p>	1件	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します（P3）。</p> <p>【修正前】 <u>茨城県教育プラン</u></p> <p>【修正後】 <u>いばらき教育プラン</u></p> <p>また、各計画の関係性がより分かりやすく伝わるよう、図の構成や表現についても見直しを行います。</p>
3	<p>4頁 図の中の「前期計画」は「第3期つくば市教育振興基本計画」と具体的に書いた方がよい。</p>	1件	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します（P4）。</p> <p>【修正前】 <u>前期計画</u></p> <p>【修正後】 <u>第3期つくば市教育振興基本計画</u></p>
4	<p>第3期計画策定から5年を経て、教育をめぐる状況で最も大きく変化したのは「不登校」「ひとり親」「外国籍」といった、以前は一部の人にしか認識されていなかった課題が顕在化したことだと考える。これを踏まえると、基本理念は「だれにとっても安心していられる場（通える学校）」とすることがふさわしいのではないか。</p> <p>また、インクルーシブという用語</p>	1件	<p>基本理念やインクルーシブ教育の位置付けについては、教育を取り巻く環境の変化や、多様な背景を持つ子どもたちへの配慮の重要性を踏まえながら、本計画全体の構成を検討しています。</p> <p>インクルーシブという用語については、基本目標1・基本方針2・施策1において、「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」として用いています。ここでいうインク</p>

	<p>の導入について委員から異論があったと伺っているが、これは単に障害者と共に学ぶという意味にとどまらず、つくば市が真に包摂・共生を理解し推進するためには不可欠な概念である。もし「インクルーシブ」という用語を入れないのであれば、少なくとも「すべての人にとって」という表現を盛り込む必要がある。現在の基本理念や基本目標では、自分が含まれているのか分からない子どもが多く存在するのではないかと懸念する。</p> <p>さらに、方針2の施策の一つとして「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」が掲げられていますが、これは施策レベルにとどめるのではなく、より大きな目標として位置づけ、計画全体の理念を支える柱とすべきだと考える。</p>	<p>ルーシブ教育は、障害の有無に限らず、国籍、人種、言語、性差・性別、経済状況、宗教等の違いを含め、あらゆる背景を持つ子どもたちが、互いを認め合い、共に学び、育ち合う教育として捉えています。</p> <p>また、本計画では、基本方針2において「互いを認め合い、誰もが輝く学びの推進」を掲げており、この方針は、特定の施策に限定されるものではなく、計画全体を貫く重要な視点であると考えています。基本目標1から3に掲げる各施策は、この考え方を共通の基盤とし、相互に連携しながら取組を進めていくものとして整理しています。</p>
5	<p>1頁 本計画は「第4期つくば市教育振興基本計画」とされているが、第1期・第2期においてどのような施策が展開されてきたのかが分かりにくいので、これまでの計画からの継続部分と、転換点（変更点）がどこなのかを説明してほしい。</p> <p>2頁 「4.市の動向」の最後の行に、【つくばで目指す考え方の”転換”として以下の3つの柱を掲げています。】とある。この3つは、第1期から第3期までとは、異なるのか。この辺りをもし可能であれば、説明していただきたい。</p>	<p>1件</p> <p>本市においては、令和2年3月に策定した「つくば市教育大綱」において、これまでの教育施策を踏まえつつ、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標に掲げ、教育の転換を明確に打ち出しました。同大綱では、「教えから学びへ」「管理から自己決定へ」「認知能力偏重から非認知能力の再認識へ」の3つを柱として示しています。</p> <p>この教育大綱の策定を受けて、第3期つくば市教育振興基本計画では、従来の取組を継続しながらも、大綱の理念に基づく教育の転換を図ってきました。</p>

			第4期つくば市教育振興基本計画においては、第3期計画で示した理念や方向性を継承しつつ、これまでの取組や社会状況の変化を踏まえ、引き続きつくば市教育大綱の理念の実現に向けて各施策を推進していくものです。
6	<p>3 頁</p> <p>5 計画の位置付けについて</p> <p>つくば市教育大綱の「管理」から「自己決定へ」、「教え」から「学び」へを実践していくための教育振興基本計画にしなければならない。そうであるならば、計画の位置付けは国や県の計画が上位であるように図示するのはおかしい。横並び、並列で示すべき。学びの主体が子ども達であるという発想の転換が必要。</p>	1 件	<p>計画の位置付けの図示については、教育基本法第17条において、国が教育振興基本計画を定め、地方公共団体はこれを参酌しつつ、地域の実情に応じた教育の振興に関する施策を策定・実施するものとされていることから、法制度上の関係性を踏まえて整理しています。</p> <p>一方で、本市においては、つくば市教育大綱に掲げる理念のもと、学びの主体を子どもと捉え、国や県の計画を単に上位計画として追随するのではなく、本市の実情や子どもたちの姿を出発点として施策を構築していくことを重視しています。</p> <p>そのため、本計画は、法令に基づく位置付けを踏まえつつも、国・県の計画を参照しながら、本市独自の教育の方向性を具体化するものとして策定しており、子ども一人ひとりを支える取組を計画全体で推進していきます。</p>
7	<p>2 頁</p> <p>2 国の動向 3 県の動向 4 市の動向</p> <p>上記と同様の理由により、主体が子どもであるならば、国の動向、県の動向、市の動向という文言でなく、例えば、「背景」というよ</p>	1 件	当該箇所において「国の動向」「県の動向」「市の動向」と区分して記載しているのは、教育施策を検討する上での制度的・社会的な前提条件を整理するためであり、国・県の下に市が位置付けられるといった上下関係を示す意図によ

	うな文言に変更したほうがよい。		るものではありません。 教育施策は、国・県・市がそれぞれの役割と責任のもとで担っており、本市においても、国や県の計画を踏まえつつ、つくば市教育大綱に基づき、市の実情や子どもたちの姿を起点として主体的に施策を構築しています。 そのため、本計画では、学びの主体を子どもと捉えた上で、その実現に関わる制度的背景として、国・県・市それぞれの動向を整理して示しているものであり、行政主体間の序列を表現するものではありません。
8	国の「教育 DX 推進」については気になる点がある。県の動向としては具体的にどのように示されているのか知りたい。	1 件	県の動向については、「いばらき教育プラン」において、政策 19 として「デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進」が位置付けられています。

○ 第2章 つくばが目指す教育 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	5 頁 記載されている基本理念・基本目標については、テキストと図が全く同一の内容であり、情報量が増えていない。理念や目標はテキストで書き下すか、図かテキストのいずれか一方の記載に整理した方が分かりやすい。	1 件	御指摘を踏まえ、情報が重複している箇所を一部削除します (P 5)。
2	「つくばが目指す教育」という表現について、「つくば」が「つくば市」を指すのであれば、「市」を明記することで主体を明確にすべきである。一方で、地名以外の理念やブランドを意味するのであれば、その意図を説明すべきである。	1 件	「つくばが目指す教育」という表現における「つくば」は、つくば市を計画の主体としつつ、地名としてのつくばに加え、これまで本市が培ってきた教育に関する理念や価値観、特色を含めた広い意味を持たせています。 本計画は、つくば市教育大綱との

			<p>整合性を確保しながら策定するものであり、同大綱においても「つくばの教育が目指すもの」や「つくばの教育の柱」といった表現を用いています。こうした上位計画との一貫性を保つため、本計画においても「つくばが目指す教育」という表現を用いています。</p>
3	<p>本計画に掲げられている基本理念や目標は素晴らしいが、教員不足や休職者の増加といった現状を踏まえると、これらを学校現場で実行することが可能なのか疑問である。崇高な目標が「絵に描いた餅」とならないよう、前期(令和3～7年度)の計画を踏襲するのであれば、各施策が具体的にどのように実施されたのか、また見送られた施策があるのかなど、検証結果を明示してほしい。その上で、優先すべき計画と保留すべき計画を整理することが重要である。</p>	1件	<p>第3期つくば市教育振興基本計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、施策の点検・評価を行っており、その結果については市ホームページで公表しています。これらの検証結果を踏まえながら、第4期計画を策定しています。</p> <p>また、教職員不足や休職者の増加といった学校現場を取り巻く課題については、教職員の働き方改革の推進やメンタルヘルスケアの充実などに引き続き取り組み、学校現場の負担軽減を図りながら、本計画に掲げる施策の着実な推進に努めていきます。</p>
4	<p>基本理念 「夢に向かってよりよい未来をひらく」の趣旨が理解できない。子どもの権利条約をよりどころに、より明確にしてほしい。 子供は変えない。生きているだけで尊重される存在だとういことを子どもが実感できるようなものにしてほしい。</p>	1件	<p>基本理念「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」については、第3期つくば市教育振興基本計画の策定時に、子どもたち一人ひとりが自らの可能性を信じ、自分らしい幸せや生き方を思い描きながら、主体的に学び、考え、行動してほしいという願いを込めて掲げたものです。本計画においても、その考え方を継承し、引き続き各施策を推進していきます。</p> <p>子どもの権利条約については、基</p>

			本目標 1・基本方針 2・施策 1 において、その精神にのっとり、子どもの意見表明や参加の機会を創出する取組を進めることを記述しています。
5	<p>6 頁に記載されている「基本理念」「基本目標」「基本方針」「施策」が最上段に並んでいるが、構成の対応関係が分かりにくいので、各項目に「目標 1」「目標 2」、「方針 1」「方針 2」、「施策 1」「施策 2」などと番号を付けてほしい。</p> <p>また、基本目標は「一人ひとりの学び」から「学びの場」、「地域・つくばならでは」へと展開していく構成になっているが、基本目標 1 の中では「基本方針 1 : 学び」「基本方針 2 : 共生」「基本方針 3 : 心身の健康」と並んでおり、個から集団、そして再び個に戻る流れとなっていて、読んでいて混乱した。</p> <p>教育の本質は「知」「心と体」を育み、人格の完成を目指すことであり、その結果として「心身ともに健康な国民の育成」「多様な個性・能力の尊重」「社会の形成者としての資質」を得て、「共生社会への貢献」「多様性への寛容」につながると考える。したがって、基本方針の順序は「学び」→「心身の健康」→「共生」とする方が、より自然で理解しやすい構成になるのではないか。</p>	1 件	<p>6 頁の構成については、基本理念・基本目標・基本方針・施策の全体像を視覚的に示すことを目的としており、デザイン性や視認性を考慮し、表記を簡潔にしています。全ての項目に番号を付すと文字量が増え、かえって全体の把握がしづらくなるおそれがあることから、現行の表現としています。</p> <p>基本目標等の記載順については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。計画案の策定に当たっては、読み手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。</p>
6	<p>5 頁 基本目標、基本方針の下に 1～4 の施策が書かれているが、それぞ</p>	1 件	<p>本計画において、基本目標・基本方針の下に施策を枠の中で整理して記載しているのは、各施策が</p>

	<p>れの枠の中におさめる意図は何か。目標と方針、施策の整合性や優先順位の見直しをお願いしたい。</p>	<p>どの基本目標・基本方針の実現に向けた取組であるのか、その対応関係や位置付けを視覚的に分かりやすく示すためです。施策は個別に独立して存在するものではなく、基本目標および基本方針を具体化する手段として整理しており、「基本目標 → 基本方針 → 施策」という構造を明確にする意図で構成しています。</p> <p>なお、基本目標や基本方針、施策の記載順は、取組の優先順位を示すものではありません。それぞれが相互に関連し合いながら、計画全体として一体的・総合的に推進していきます。</p>
--	--	--

○ 第3章 施策の展開 基本目標1 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>10 頁 「つくば 21 世紀型能力」の説明がなく、意味が不明瞭である。</p>	2 件	<p>御指摘を踏まえ、以下の注釈を加筆します (P10)。 【注釈追加】 <u>※つくば 21 世紀型能力：次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力として、「21 世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を整理・構築したもの。</u></p>
2	<p>11 頁に記載されている「イエナプラン教育」について、説明が不足していると感じるので、以下のような補足を加えていただきたい。 「つくば市教育大綱の理念と類似する『自律と共生を学ぶことを目的とした』イエナプラン教育」</p>	1 件	<p>頂いた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します (P11)。 【修正前】 つくば市教育大綱の理念と類似する _____ _____ イエナプラン教育 (以下略) 【修正後】 つくば市教育大綱の理念と類似する、<u>自律と共生を学ぶことを目的としたイエナプラン教育</u> (以下</p>

			略)
3	<p>15頁 基本方針2 施策1「施策の方向性」に記載されている以下の文章について意見を述べる。</p> <p>「子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。」</p> <p>私は、性差・性別による合理的な区別は教育現場において適切であると考えているが、個人の私的領域に踏み込む「性的指向」を教育振興基本計画などの公的文書に明記することには抵抗がある。「性的指向」は極めて私的で内心に属する情報で、内心の自由・人格的自律・プライバシーに関わる高度に個人的な情報である。公的文書に明記すると、「学校がどの程度、個人の性的指向に踏み込むべきか」が懸念され、学校が「個々人の指向を把握せねばならない」と誤認されるリスクも生じる。実際、国の教育基本法や茨城県の教育振興基本計画においても「性的指向」「性自認」は明記されていない。</p> <p>代替案として、以下のような表現が教育の中立性・普遍性・実務性を保つうえで適切ではないか。</p> <p>「子どもの権利の保障と福祉の視点を踏まえ、多様な背景をもつすべての子どもが互いを尊重しながら共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進します。」</p>	1件	<p>当該列挙表現については、第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会での議論の中で、「インクルーシブ教育」という言葉が、障害の有無に限定した意味合いとして受け取られやすいという指摘があったことを踏まえ、障害の有無に限らず、多様な背景をもつ全ての子どもが共に学び、育ち合う教育であることを明確にする意図から記載したものです。</p> <p>一方で、「性的指向」については、私的な内面に関わる情報であり、公的な計画文書に明記することによって、学校や行政が個々人の内心に踏み込む印象を与えかねないことや、現場での解釈に混乱を生じさせるおそれがあるとの御指摘を踏まえ、削除し、以下のとおり修正します（P15）。</p> <p>【修正前】</p> <p>子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別・<u>性的指向</u>、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず</p> <p>【修正後】</p> <p>子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別_____、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず</p>

4	<p>p. 16 の最後に、障害者のための…との文があるが、p. 38 以降にも生涯学習関連があり、p. 16 の文が取ってつけられたように思われる。</p>	<p>御指摘のとおり、16 頁に記載している生涯学習に関する記述については、計画全体の構成上、生涯学習分野として整理した方が分かりやすいため、基本目標 2・基本方針 7・施策 2「誰もが学べる生涯学習の推進」に内容を整理・集約する修正を行います。</p> <p>【修正前】</p> <p>P16 <u>また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。</u></p> <p>P37 企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出 _____ _____など、多様な学習機会を提供します。</p> <p>【修正後】</p> <p>P16 <u>当該一文を削除</u></p> <p>P37 企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出、<u>障害者のための生涯学習講座</u>など、多様な学習機会を提供します。</p>
5	<p>計画案に示されている「民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど」の「など」に入っているのかもしれないが、「民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への補助事業」についても、計画に明記してほしい。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、民間の支援事業者や施設の運営者を含めた多様な支援体制全体を対象とした、包括的な取組を示すものとして、以下のように修正します (P18)。</p> <p>【修正前】</p> <p><u>民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすこ</u></p>

			<p>とで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。</p> <p>【修正後】 <u>児童生徒が多様な学習環境や居場所を選択できるように制度を整備し</u> <u>_____、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。</u></p>
6	<p>幼児教育から小学校教育への円滑な移行は非常に重要である。特に非認知能力を重視する幼稚園では、小学校との環境の差が大きく、子どもが慣れるまでに大きな負担を抱えることがある。そのため、移行を支援する「アプローチカリキュラム」については、期間を限定するのではなく、より早い段階から、子どもにとって楽しく自然に取り組める形で実施することが望ましい。不安の強い子どもにとっては、期間設定によって小学校を過度に意識させ、不安を増幅させる懸念がある。加えて、幼稚園ごとの裁量を尊重し、各園が子どもの特性や状況に応じて柔軟に取り組みを進められるようにすることが求められる。</p>	1 件	<p>「アプローチカリキュラム」については、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を支援する重要な取組であり、期間や実施方法については、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた柔軟な対応が必要であると認識しています。御指摘のとおり、不安の強い子どもへの配慮や、幼稚園ごとの裁量を尊重する視点は重要であり、今後の具体的な取組を検討する上での参考として受け止め、支援の在り方について検討していきます。</p>
7	<p>幼児期の終わりまでに「育って欲しい姿」を明確に設定することには疑問がある。発達障害やグレーゾーンの子どもは、できることとまだできないことの差が大きく、画一的な到達目標を示すことは子どもに過度な負担を与える可能性がある。臨床発達心理士の藤原里美氏が述べるように、子ども</p>	1 件	<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼稚園教育要領に基づき示しているものですが、特定の姿への到達を一律に求めるものではなく、子どもの発達を見通す上での方向性を共有するための目安として位置付けています。御指摘のとおり、子どもの発達に</p>

	<p>の発達には「教えれば伸びる部分」と「脳や体の準備が整うまで待つ必要がある部分」があり、芽吹く時期を迎えていない段階で無理に学習を強いることは子どもを苦しめることにつながる。したがって、大人の希望する姿を一方的に明示するのではなく、計画の理念が現場の先生に柔軟に伝わり、子ども一人ひとりの発達のタイミングを尊重できるようにすることが重要である。</p>		<p>は大きな個人差があり、成長のタイミングも一人ひとり異なることから、現場においては、子どもの状況に応じた柔軟な関わりが重要であると認識しています。今後の取組においても、理念が画一的な指導につながることはないよう、子ども一人ひとりの発達過程を尊重する視点を大切にしながら、現場で適切に生かされるよう検討していきます。</p>
8	<p>スクールソーシャルワーカー（SSW）の権限について、より深い議論が必要である。現在は担任に多くの負担が集中しており、教師の経験や知識、考え方に大きな差があるため、保護者としても毎年対応に疲弊してしまう状況がある。こうした課題を解決するためには、各学校に福祉職の専任（常勤）を配置し、いじめや不登校などの問題についてSSWが主に担当しながら、担任や関係者と連携する「チーム支援」の仕組みを構築することが望ましい。これにより、教師の負担軽減と専門的な支援の充実が図られ、子どもや保護者にとって安心できる環境が整うと考えられる。</p>	1件	<p>スクールソーシャルワーカー（SSW）については、いじめや不登校など、学校だけでは対応が難しい課題に対し、福祉の専門的な視点から関わり、担任や関係機関と連携して支援を行う「チーム支援」を進める上で重要な役割を担うものと認識しています。御指摘のとおり、担任に負担が集中しやすい現状や対応の差が、保護者の不安につながっていることは重要な課題であり、教師の負担軽減と支援の質の向上の両立が求められています。専任配置やSSWの役割・関わり方については、子どもや保護者が安心して支援を受けられる体制づくりの観点から、今後の具体的な取組を検討する際の重要な視点として受け止めていきます。</p>
9	<p>保護者が抱える教育上の悩みに対応するためには、各学校に不登校などをテーマとした「親の会」が設置されることが望ましい。実際に親の会に参加することで救われた経験があり、手代木の「親</p>	1件	<p>保護者が抱える教育上の悩みに対応するための「親の会」については、保護者同士が交流し、安心して相談できる場として有意義であると認識しています。御指摘のとおり、不登校等の課題に直面</p>

	<p>の会ほっこり」の運営方法や学校との連携の仕方は参考になると考える。親の会に繋がるまでには大きな労力が必要であり、子どもが不登校になった直後は保護者自身も精神的に負担が大きく、外部の支援を探す余裕がない場合が多い。さらに、父親の理解が得られない場合には、外と繋がるのが一層難しくなる。このため、学校側が主体的に親の会を設置・案内し、保護者が孤立せずに支援へと繋がれる仕組みを整えることが重要である。</p>		<p>した直後は、保護者自身の精神的負担が大きく、外部の支援に自らつながることが難しい場合も多いことから、学校が主体的に案内し、支援につなげていく視点は重要であると考えます。</p> <p>今後の具体的な取組を検討するに当たっては、既存の親の会の事例や学校との連携の在り方も参考にしながら、保護者が孤立することなく支援につながる仕組みづくりについて検討を進めていきます。</p>
10	<p>いじめ防止に関しては、子どもへの教育よりも前に、環境要因や予防策について十分に議論し、計画に盛り込むことが重要である。いじめは特定の環境によって増減することが多く、適切な介入によって予防や早期発見につながるということが分かっている。繊細な子どもにとっては、いじめに関する授業そのものが辛い体験として残る場合があり、教育的アプローチだけでは不十分である。むしろ、大人側が主体となって、いじめが起こらない環境づくり、予防策の具体化、問題が発生した際の迅速な対応、そして被害者や目撃者が安心して助けを求められる相談先の整備に重点を置くべきである。こうした仕組みを計画に反映させることで、子どもが安心して過ごせる学校環境の実現につながる。</p>	1 件	<p>いじめ防止については、子どもへの教育的な取組と併せて、環境要因や予防策の整備が重要であると認識しています。御指摘いただいたように、いじめは特定の環境によって発生状況が左右されることがあり、適切な介入や相談体制の充実が予防や早期発見につながります。子どもが安心して生活できる学校、学級づくりやいじめ防止に関する教育を更に充実させ、被害者や目撃者が安心して助けを求められる仕組みの整備についても、今後の具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>教育現場において「個別最適化」という言葉は掲げられているも</p>	1 件	<p>「個別最適化」は、子ども一人ひとりの理解度や特性に応じて学</p>

	<p>の、依然として集団一斉授業が中心であり、理念と実態に乖離がある。現状では、授業内容を十分に理解していなくても次の単元へ進み、テストで理解度を確認し、最終的には理解度の差によって進学先に序列がつく仕組みとなっている。しかし、本来の学びは「理解してから次に進む」ことが理想であり、学年の枠を外して、例えば「ステップ1修了」といった形で理解度に応じた進捗管理を行うべきである。序列も「何割理解できたか」ではなく「どのステップまで到達しているか」で示すことが望ましい。ゲームのステージをクリアするように、一つひとつ丁寧に学力を積み上げていくことこそが真の「個別最適化」である。タブレットなどのICT環境がなくても、教科書や問題集を活用すれば個別最適化は可能であり、なぜ一斉授業の見直しが検討されないのか歯がゆさを感じている。</p>	<p>びを積み上げていくために重要な考え方であると認識しています。現在は学年を基本とした授業形態が中心ですが、その中でも理解の状況に応じた指導や教材の工夫により、個々の学びに配慮した取組を進めています。</p> <p>御指摘のとおり、「理解してから次に進む」という視点や、学年の枠にとらわれない取組は重要な示唆であり、ICTの有無に関わらず検討すべき課題と受け止めています。今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
12	<p>第4期つくば市教育振興基本計画(案)は、「教え」から「学び」へ、「管理」から「自己決定」へ、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へとといった考え方の転換が示されており、さらに「インクルーシブ教育」「生涯学習」「ICTの活用」「図書館や社会教育施設の充実」など、現代教育に必要な幅広い視点が盛り込まれている点は高く評価できる。</p> <p>一方で、障害や学習上の困難を抱える子ども、貧困や家庭の困難を</p>	<p>1件</p> <p>本計画においては、基本目標1・基本方針2において、帰国・外国人児童生徒への支援、いじめ・不登校・貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育と福祉の連携強化を掲げ、それぞれ具体的な取組を記載しています。</p> <p>数値目標については、本計画で設定するのではなく、各事業の事務事業評価等の中で、必要に応じて設定していくことを想定してい</p>

	<p>抱える子ども、外国にルーツを持ち日本語が十分でない子ども、不登校や教育困難校に通う子どもなど、支援が届きにくい層に対しては、より具体的な取組や数値目標、当事者や家族の声を反映する仕組みが必要である。これらを計画に盛り込むことで、理念の実効性が高まり、教育の公平性と包摂性が一層確保されると考えられる。</p>		<p>ます。 また、当事者や家族の声を反映する仕組みについては、御意見を踏まえ、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>基本方針2「互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する」においてインクルーシブ教育が掲げられている点は大いに評価できる。しかし、発達障害や学習障害を含む障害児への支援については、単に「合理的配慮」や「研修の充実」とどまらず、教育困難校や特定の学園に課題が集中することを防ぐ視点を含め、より具体的に示していただきたいと考える。</p> <p>具体的には、通級指導や特別支援学級、通常級での合理的配慮などについて、配置人数や利用児童数、待機状況を把握し、その改善に向けた段階的な数値目標を計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>「みんなが幸せになる特別支援教育」という理念は非常に良いものですが、実際にどこまで支援が届いているのかを市民に見える形で示すことが重要である。</p> <p>また、貧困や外国籍児童、発達障害などの課題が特定の地域や学園に集中すると、学校全体が疲弊し、「誰もが輝く学び」という理念に逆行する懸念がある。そのた</p>	1件	<p>基本方針2「互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する」に掲げるインクルーシブ教育については、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが安心して学べる環境を整えるための重要な理念であると認識しています。御指摘いただいたように、合理的配慮や研修の充実にとどまらず、通級指導や特別支援学級、通常級での支援状況を把握し、改善に向けた具体的な取組を進めることは大切な視点です。また、課題が特定の地域や学校に集中しないようにすることや、重点的な支援を行うことも重要であると考えています。</p> <p>さらに、障害児や発達障害児を持つ保護者の声を計画の検証や見直しに反映できる仕組みについても、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。いただいた御意見を踏まえ、理念の実効性を高め、公平で包摂的な教育環境の実現に努めていきます。</p>

	<p>め、学区や学校配置の議論とも連動させ、児童生徒の属性が一部地域に偏りすぎないようにする視点や、課題集中校への重点的な支援を計画に明記していただきたい。</p> <p>さらに、障害児や発達障害児を持つ保護者の声を計画の検証や見直しに定期的に反映できるよう、当事者を含む協議の場を設置することも検討していただきたい。こうした仕組みが整うことで、インクルーシブ教育の理念がより実効性を持ち、すべての子どもが安心して学べる環境の実現につながると考える。</p>		
14	<p>基本方針2「家庭への支援の充実」や、スクールソーシャルワーカーの配置、学校給食の充実など、貧困家庭や生活困難家庭を支える視点が計画に盛り込まれている点は評価できる。しかし一方で、広がりを見せる「相対的貧困」や、それに伴う学力・進学・文化体験の格差をどのように縮めていくのかについて、より具体的な方向性が示されることを望む。</p> <p>具体的には、まず学習機会の格差への対応が必要である。「インタラクティブスタディ」や「つくば未来塾」といった取組が、経済的に厳しい家庭の子どもに優先的に届く仕組みを整え、その利用状況をモニタリングすることを計画に明記していただきたい。学習塾に通えない家庭でも、学校と地域の学習支援を組み合わせることで、一定の学習保障が受けられ</p>	1 件	<p>基本方針2 施策3「家庭への支援の充実」については、貧困家庭や生活困難家庭を支えるための重要な取組であり、スクールソーシャルワーカーの配置や学校給食の充実などを進めています。</p> <p>学校外活動や部活動にかかる費用負担の軽減などについては、今後の具体的な取組を検討する際に参考とさせていただきます。</p>

	<p>る体制を整えることが重要である。</p> <p>次に、学校外活動や部活動にかかる費用負担の軽減が求められる。部活動や文化活動、社会教育活動への参加には、道具代やユニフォーム、交通費など目に見えにくい費用が発生する。経済的事情によって参加を諦める子どもが出ないよう、費用補助や貸出制度、リユース制度などの仕組みを検討していただきたい。</p> <p>さらに、食の支援についても強化が必要である。学校給食の充実に加え、放課後や長期休業中の「食の空白時間」に対応するため、子ども食堂や地域の飲食店、中食産業との連携を進め、「食と学び」を一体的に支える仕組みを検討していただきたい。</p> <p>これらの具体的な支援策を計画に明記することで、貧困や生活困難を抱える家庭の子どもたちが安心して学び、成長できる環境の実現につながると考える。</p>		
15	<p>帰国・外国人児童生徒への日本語指導が計画に盛り込まれている点は評価できる。しかし、今後外国籍児童が増えていく可能性を考えると、日本語指導にとどまらず、母語の維持や多文化理解を含めた「多文化共生教育」を、計画の中で独立した柱として位置付けることが必要だと考える。</p> <p>具体的には、日本語指導の充実と継続性を確保するため、担当教員や支援員の人数、研修体制について必要規模を見積もり、段階的な</p>	1 件	<p>帰国・外国人児童生徒への日本語指導については、安心して学べる環境を整えるための重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、多文化共生の考え方も大変重要な視点だと考えています。担当教職員や支援員の配置、研修体制の充実などの具体的な取組を検討する上で参考とさせていただきます。さらに、外国籍児童が特定の地域や学校に集中する場合の追加支援策についても、今後の検討課題として</p>

	<p>充実目標を示すことが求められる。入国直後だけでなく、中学・高校段階まで継続的な支援が必要となるケースもあるため、長期的な支援モデルの検討も重要である。</p> <p>また、母語や文化を尊重する視点を取り入れることも不可欠である。児童生徒が家庭の言語や文化を誇りに思えるような授業や行事を、つくばスタイル科や生涯学習事業の中で位置付けるとともに、保護者向けの多言語情報提供や、学校・地域行事での通訳ボランティアの育成・活用を進めることが望まれる。</p> <p>さらに、外国籍児童が特定の地域や学校に集中すると、教員の負担やクラス運営の困難さが増すため、加配教員や通訳支援員を重点的に配置するなどの追加支援策を計画に明記することが必要である。</p> <p>これらの取組を計画に盛り込むことで、日本語指導と多文化共生の双方を支える教育環境が整い、外国籍児童を含むすべての子どもが安心して学べる体制の実現につながると考える。</p>		<p>位置付けていきます。</p>
16	<p>ハートフル S ルームの全校設置や教育支援センターの取組は、不登校児童生徒にとって大変重要であり、高く評価できる。しかしながら、不登校支援は「居場所の確保」にとどまらず、学びの継続や進路選択、さらには社会参加までを見通した包括的な支援として充実させることが必要である。</p>	1 件	<p>ハートフル S ルームの全校設置や教育支援センターの取組について評価いただき、ありがとうございます。本市としても、不登校児童生徒にとって安心できる居場所の確保は重要な基盤であると考えています。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、不登校支援は居場所の確保にとどまら</p>

	<p>具体的には、ICT活用やシームレスな学びの仕組みと連動し、不登校の子どもがハートフルSルームや自宅からでもオンラインで授業にアクセスできる体制をさらに整備していただきたい。その際、「出席扱い」の柔軟な運用や評価方法の工夫も併せて検討することが望まれる。</p> <p>また、フリースクール等との連携や費用補助については、計画案にある通り民間の不登校支援事業への補助制度創設は有意義であるが、家庭の経済状況によって利用格差が生じないよう、所得に応じた負担軽減や情報提供を行うことが重要である。</p> <p>さらに、不登校支援を「復学」だけをゴールとせず、医療・福祉・就労支援とも連携しながら、通信制高校・定時制・高卒認定など多様な進路選択肢を提示し、子ども自身が納得して選べる進路支援を充実させることが求められる。</p>	<p>ず、学びの継続や進路選択、社会的自立に向けた支援が重要であると認識しています。本計画では、校内の居場所づくりに加え、民間の不登校児童生徒支援事業利用者への補助制度の導入などにより、学びや居場所の選択肢を広げることが位置付けています。また、ICTの活用については、不登校や病気等により集団での学習が難しい児童生徒の学びを支える有効な手段の一つであると考えており、学習環境の整備や評価の在り方も含め、今後の検討課題として受け止めています。</p> <p>さらに、フリースクール等との連携や進路支援についても、子ども一人ひとりが納得して将来を選択できるよう、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>
17	<p>部活動改革と地域クラブ化の推進は、教員の働き方改革の観点からも重要であり、評価できる取組である。しかし、その際には経済格差や種目の偏りが拡大しないようにすること、さらに指導者の質や安全性をどのように担保するかを、計画の中で明確に示す必要がある。</p> <p>具体的には、まず参加費用や移動費の問題への配慮が求められる。地域クラブ化によって保護者負担（会費・遠征費・送迎など）が増加し、経済的に厳しい家庭の子</p>	<p>部活動改革と地域クラブ化の推進については、教職員の働き方改革の観点からも重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、経済的負担の軽減、文化系や特色ある活動の存続、指導者の質や安全性の確保は、全ての子どもが安心して多様な活動に参加できる環境を整える上で大切な視点です。参加費用に関しては、経済困窮家庭に対して地域クラブ活動参加者支援交付金を実施しているところですが、国等が示す地域クラブ利用料</p>

	<p>どもが参加しづらくなる懸念がある。そのため、利用料金の上限設定や経済的困難世帯への減免制度などを検討していただきたい。</p> <p>次に、文化部やマイナー種目の維持についても重要な課題である。スポーツ系だけでなく、吹奏楽・演劇・美術・科学部などの文化系や特色ある活動が地域クラブとして存続しにくくなる可能性がある。つくば市の特色を生かし、科学・文化・芸術系のクラブがしっかりと存続・発展できるよう、行政として支援方針を明確に示していただきたい。</p> <p>さらに、安全性とハラスメント防止の観点も欠かせない。外部指導者の確保は重要だが、その資質やコンプライアンス研修、ハラスメント防止策、傷害事故への備えなど、安全面の基準とチェック体制を計画に位置付けることが必要である。</p> <p>以上のように、部活動の地域移行にあたっては「経済格差」「種目の偏り」「安全性」への配慮を計画に明記することで、すべての子どもが安心して多様な活動に参加できる環境を整えることができると考える。</p>	<p>の目安に応じた見直しも含め、引き続き取り組んでいきます。また、文化・芸術系クラブへの支援方針、安全面の基準やハラスメント防止策などについては、今後の具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>つくば市には多くの外国人研究者・留学生・その家族が暮らしており、日常的な多文化共生が進んでいる地域である。この特色を活かし、子どもたちが身近な多文化環境の中で、外国語コミュニケーション力や異文化理解を自然に</p>	<p>1 件</p> <p>つくば市は多くの外国人研究者・留学生・その家族が暮らす地域であり、多文化共生が日常的に進んでいる特色を有しています。御指摘いただいたように、この環境をいかして国際理解教育を一層推進できるよう、学校教育と社会教</p>

	<p>育めるようなプログラムを、学校教育と社会教育の両面から推進していただきたい。</p> <p>あわせて、日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対する支援体制の充実も要望する。</p>		<p>育の両面からアプローチすることは重要であると認識しています。あわせて、日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対する支援体制の充実も、教育の公平性を確保する上で大切な取組です。いただいた御意見を参考に、今後の取組の検討にいかしていきます。</p>
19	<p>いじめ防止に関する教育の取組は重要であるが、現状の内容では十分に防止につながらないと感じる。もう少し議論を深める余地があるのではないか。</p>	1 件	<p>いじめ防止に関する教育の取組については、子どもたちが安心して学べる環境を整えるために重要であると認識しています。御指摘いただいたように、いじめ防止に関する教育や取組の充実度を更に高める必要があると考えます。いただいた御意見を参考に、今後の取組の検討に活かしていきます。</p>
20	<p>学校の安全体制を確立するにあたっては、外的な要因への対応だけでなく、内的な要因についても言及していただきたい。特に、子どもたちの心理的安全性をどのように担保するのかを計画に加筆していただきたい。</p> <p>心理的安全性が確保されていなければ、何事もできないし、これが担保されていないために不登校になっている子供がたくさんいると感じる。心理的安全性の担保について、計画に記載してほしい。</p>	1 件	<p>子どもたちの心理的安全性の担保については、基本目標 1-基本方針 3-施策 1「豊かな心の育成」において、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切に作る人権意識を醸成する教育を推進することや、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めることを記載しています。</p> <p>頂いた御意見を参考に、子どもたちの心理的安全性が担保できるよう努めていきます。</p>
21	<p>基本方針 3「豊かな心と健やかな体を育む」 (p. 20)</p> <p>美術展やマンガ・アニメーション展、ゲーム展などを、つくばでも巡回展として開催できるように</p>	1 件	<p>美術展やマンガ・アニメーション展、ゲーム展などをつくばでも巡回展として開催できるようにすることは、子どもから大人まで幅広い世代が文化芸術に親しみ、豊</p>

	してほしい。		かな心を育む機会の拡充につながるものと認識しています。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
22	基本目標1の「共に」とは誰と誰が「共に」なのか、また、「大切にする」のは誰なのかが分からない。	2件	基本目標1における「共に幸せな人生を送るために一人ひとりの『学び』を大切にする」については、特定の関係性に限定するものではなく、子ども同士の関わりに加え、子どもと教職員、学校と家庭・地域といった、教育を取り巻くあらゆる関係性の中で「共に幸せな人生を送る」ことを表現しています。 また、「大切にする」という表現については、子ども一人ひとりを中心に、教職員、家庭、地域など、関係する全ての人が、それぞれの立場で一人ひとりの学びを尊重し、大切にしていこうという趣旨を込めたものです。
23	1の3の1について 人権教育は何より「自分のことを大切に思うこと」から始まり、その延長として「相手も大切にすることへとつながるものだと認識している。しかし、日本で「一人ひとりを大切に」と表現すると、どうしても「思いやり教育」に矮小化されてしまう傾向がある。特に「道徳」となると、親世代は「道徳＝思いやり」と教えられてきたため、同じ理解に留まってしまいがちである。したがって、人権教育の理念を「思いやり教育」と混同せず、すべての関係者が徹底的に考え直す必要がある。	1件	基本目標1・基本方針2・施策1において、家庭教育学級や出前講座等を通じて、市民に対する人権尊重の啓発や教育活動を実施し、人権が尊重されるまちを目指すことを記述しています。これらの取組においては、人権教育を単なる思いやりにとどめず、人権の本質について理解を深めることを目的として推進していきます。

24	<p>P10 自己決定の重視のところで、これまでのこどもの人権を軽視した指導の反省を入れてほしい。</p> <p>つくばスタイル科は本来は子ども主体の探求学習なので、市や教師ががっちり決めてしまうのではなく、子どもたちの目の前の本物の興味から問いを立てて、さらに教科横断的に探求学習できる時間にしてほしい。</p>	1 件	<p>自己決定の重視については、これまでも子どもの人権を尊重した教育を進めてきており、過去の指導を一律に反省すべきものとして計画に位置付ける考えはありません。その上で、本計画では、「管理から自己決定へ」という方向性をより一層明確にし、子ども一人ひとりが主体的に学ぶ教育の推進を重視しています。</p> <p>つくばスタイル科については、子ども主体の探究学習を基本として位置付けています。頂いた御意見を踏まえ、今後はより一層、学習内容や進め方について過度に大人が決めることなく、子どもが主体となって探究に取り組める時間となるよう努めていきます。</p>
25	<p>P14 実体験を大切にする学びの充実は、イベントだけにならないよう、授業の中で常に行われるように、いつでも校庭や校外に出ていけるようにしてほしい。</p>	1 件	<p>実体験を大切にする学びについては、学校外で実施するイベント的な取組に限るものではなく、日常の授業の中で継続的に行うことが重要であると認識しています。そのため、本計画では、基本目標1・基本方針1・施策3において、非認知能力を高める学校外での学びの充実を図るため、職業体験学習やまち探検学習などを行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図ることを記載しています。</p>
26	<p>P15 こども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成について、「思いやり、感謝、相互理解、寛容の心」とあるが、「市民感覚（シチズンシップ）、自由の相互承認の精神」と変えたほうがいいと思う。なぜなら前者はこどもに押し</p>	1 件	<p>本計画は、市民や保護者を含む幅広い読み手に対し、当市の教育における基本的な方針を分かりやすく示すことを目的としています。</p> <p>このため、「市民感覚（シチズンシップ）」「自由の相互承認の精</p>

	付けるものではなく、こどもたちは大人の姿から自然に学ぶものだと思うから。		神」といった概念的・抽象度の高い表現よりも、教育活動の中で育まれる姿を具体的にイメージしやすい「思いやり、感謝、相互理解、寛容の心」といった表現を用いています。
27	P16 一人ひとりの・・・のところについて、日本は国連から特別支援学校や支援学級をつくることでエクスクルーシブ（排除）になっているので一緒にしなさいと勧告を受けている。通常学級を少人数にして、なるべく多様な子がいつも教室にいて、こどもたち同士、支援の大人もこどもたちに自然に混ざる形で互いに助け合える形を目指してほしい。	1 件	学級編制や教職員配置の基準など、少人数学級の実施を含む制度的な対応については、国や県の制度や人員配置に基づくものであり、市単独での判断が難しい側面があります。 インクルーシブ教育の考え方については、国際的な動向も踏まえ、多様な子どもたちが可能な限り共に学び、互いに支え合う教育環境の整備が重要であると認識しています。 今後も、国や県との連携を図りつつ、インクルーシブな教育の充実に向けた取組を進めていきます。
28	16 頁、20 頁 人権の尊重や子どもの権利などは当たり前ののに、あえて施策に入れてしまうことで軽い扱いになっているように思える。特に、p. 20 の取組の項目で、人権教育の推進の上に、道徳教育の推進となっているが、近年の世界や国の人権に関する考え方から見ても人権が優先されると思う。	1 件	人権の尊重や子どもの権利については、社会において当然に共有されるべき基本的な理念であるからこそ、教育の現場においても抽象的な前提にとどめるのではなく、具体的な取組として明示し、継続的に推進していく必要があると考えています。そのため、本計画では施策として位置付け、教職員研修や家庭・地域への啓発などを通じて、実践につなげていくこととしています。 なお、施策の記載順については、重要性や優先順位を示すものではなく、人権教育と道徳教育はいずれも相互に関連し合いながら補完的に取り組むべきものとし

			て整理しています。
29	P20 道徳教育の推進について、こどもは大人の背中を見て育つ。まず先生たちが対話の時間を多くとり、信頼できる関係性を築くことが大切。大人が、こどもを尊重する態度を常に心がけることが大切。	1 件	本計画では、基本目標 2・基本方針 4 において、「教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する」ことを掲げています。当該方針では、教職員の働き方改革による負担軽減やメンタルヘルスケアの充実、対面型を含む教職員研修の充実などを通じて、教職員一人ひとりが心身にゆとりを持って教育活動に取り組める環境づくりを進めることとしています。これらの取組を通して、教職員同士が対話の時間を多くとり、相互の信頼関係を築きながら、児童生徒を尊重する態度で業務に取り組めるよう努めていきます。
30	P21 情操教育の推進について、昔は学校に飼育小屋があつて、ウサギや鶏を飼っていたが、今はなくなっている。生き物を育てることは情操教育に意義があるはずだと考える。	2 件	学校における飼育活動については、動物の健康管理や衛生面への配慮、休日や長期休業中を含めた継続的な世話の体制確保、教職員の業務負担などの観点から、各学校の実情に応じた判断が行われている状況です。本市としては、飼育小屋の有無にかかわらず、校内外での自然体験や生き物と触れ合う学習、地域資源を活用した体験活動などを通じて、情操教育の充実に引き続き取り組んでいきます。
31	p. 17 SSW が配置されていても、保護者がどのように相談できるのかが分からない。また、SC も学校を通じた相談申込みとなっているため、相談しにくい。学校以外の相談体制を強化してほしい。	1 件	SSW と SC については、学校に配置し、児童生徒や保護者、教職員に対し、困りごとや問題解決などの支援を行っており、SSW と SC に相談を行う際には、学校を通じて行うこととしています。今回、相談先や相談方法が分かり

			<p>にくいとの御指摘をいただきことを踏まえ、今後は相談窓口や利用方法について、より分かりやすい周知に努めていきます。</p> <p>なお、保護者などの相談窓口については、教育相談センターにおいて学校を介さずに相談を受け付けています。</p> <p>これからも、福祉関係機関等との連携を進め、学校以外の相談先を含めた、より相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。</p>
32	<p>p. 21</p> <p>学校司書及び市立図書館の司書を会計年度職員ではなく、正規職員として配置してほしい。</p> <p>また、学校司書が複数校を兼務するのではなく、専任として配置してほしい。</p> <p>学校図書館の役割は、児童の読書活動推進に加え、調べ学習などの探求活動の支援もあると思う。総合的な学習などで学校図書館が活用されていないため、教職員含めて取組を深めて欲しい。</p> <p>また、学校図書館のICT化が進んでいない。学校図書館では児童が蔵書検索をできないと聞いた。一人一台端末から蔵書検索や市内の横断検索などできるようにしてほしい。</p>	1 件	<p>学校司書及び市立図書館司書の配置形態については、業務内容や役割、他自治体の状況等も踏まえながら、今後の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>学校図書館については、読書活動の推進に加え、調べ学習や探究的な学習を支える重要な役割を担うものと認識しており、教職員とも連携しながら、学校図書館のより一層の活用を推進していきます。</p> <p>学校図書館のICT化については、児童生徒が主体的に資料を活用できる環境づくりの観点から、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>外国籍の子ども、支援を必要とする子ども、不登校の子ども、さまざまな意見を持つ保護者への対応など、学校現場は非常に大変な状況である。先生の声に耳を傾けると同時に、子どもたち自身の声もぜひ聞いていただきたい。上か</p>	1 件	<p>子どもたちの意見を聴くことについては、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、大切な視点であると捉えており、本計画においても、基本目標1・基本方針2・施策1の中で、子どもの意見表明や参加の機会を創出する取組について</p>

	らの計画を参酌して作成するのではなく、子どもが本当に望んでいることをできることから始めることで、学校は変わっていくのではないか。		記述しています。 子どもたちの意見を把握する取組を通じて、現場の実情を踏まえた施策の推進に努めていきます。
34	インクルーシブ教育とって特定の宗教に配慮した教育は行わないでほしい。日本の学校教育は、憲法第 20 条により政教分離が原則であることを明記してほしい。	1 件	インクルーシブ教育については、基本目標 1・基本方針 2・施策 1 において、特定の属性や背景に限定することなく、全ての子どもが共に学び、育ち合う教育を推進するという趣旨で記載しています。なお、学校教育においては、日本国憲法第 20 条に定められた政教分離の原則が大前提であり、特定の宗教に配慮した教育や宗教的活動を行うものではありません。
35	基本方針 3 人権教育の内容は大いに賛成する。先生や保護者の理解促進の機会も増やしてほしい。	1 件	人権啓発については、教職員研修の充実を図るとともに、家庭教育学級や出前講座等の取組を通じて、教職員及び保護者の理解促進に努めていきます。
36	いじめを防止する教育は、子供に教育することよりも、大人や環境を変えること、問題解決の道筋、被害者加害者の支援方法をもっと具体的に話し合っ、他市のモデルとなるくらいに抜本的に変えてほしい。	1 件	基本目標 1・基本方針 2・施策 2 において、いじめ問題については、子どもへの指導にとどまらず、学校全体での組織的な対応を行うことを記述しています。具体的には、複数の教職員による見守り体制の強化により状況把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法に関する研修の充実を図ることとしています。 いただいた御意見を参考に、子どもに関わる大人やいじめ防止につながる環境づくりをするための取組の検討にいかし、いじめの防止と根絶を目指していきます。

37	<p>芸術文化活動は、本物の芸術に触れる機会をたくさん増やしてほしいし、不登校など学校に行かない子にも、家庭の経済格差に左右されずにその権利を保障してほしい。</p>	1 件	<p>市では、全ての児童生徒が1年に1度は質の高い芸術文化に触れることで、感性や想像力、自己表現力などの非認知能力の育成を図ることを目的として、芸術文化鑑賞・体験事業を実施しています。</p> <p>不登校などにより学校に通っていない児童生徒についても、芸術文化に触れる機会を保障することの重要性については認識しており、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>13ページ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 国で、こうしたものを定めていることを初めて知った。そして、その「育ってほしい姿」の要求レベルの高さに驚いた。まじめな園ほどこれを意識した保育・教育になると思うので、かえって子供の能力や関心、幼少期に育むべき人間の土台づくりが後回しになった保育・教育になってしまうのではと気になった。</p> <p>国で定めていることなので、つくば市だけでこの教育要領を変えることができないことは分かるが、「育ってほしい姿」を意識しそれを達成することの方が目標になってしまわないよう、もっと子供の個々の育ちや気持ちに目を向けた、幼児期ならではの保育環境づくりに注力してほしい。</p>	1 件	<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼稚園教育要領に基づき示しているものですが、これは一律の到達目標を強いるものではなく、子ども一人ひとりの発達の過程を尊重しながら、教育の方向性を共有するための目安となる姿として位置づけています。御指摘いただいたように、発達のタイミングには個人差があり、現場の先生方が柔軟に対応できることが重要です。今後の取組においても、こうした視点を踏まえ、理念が現場で適切にかされるよう検討を進めていきます。</p>
39	<p>17ページに記載されている「教育機会確保法に基づき、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実を支援」について、市が具体</p>	1 件	<p>基本目標1・基本方針2・施策2において、ハートフルSルーム（校内フリースクール）の設置などにより、不登校児童生徒の居場</p>

	的にどのような場所や内容での学習活動を想定しているのかを明示していただきたい。民間のフリースクールや居場所活動を支援することを含んでいるのかどうか不明確である。		所づくりを強化することや、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入することにより、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことを記述しています。
40	20 ページの人権教育について、子どもの権利を児童生徒自身が理解するのはもちろん、子どもに関わる学校関係者、親、地域の人々にも理解してもらう取組が必要ではないか。 人権フォーラム、人権集会のような取組は、興味のある人は行くだろうが、そうでない人がほとんどだと思う。もっと広く浅く知らせる取組も必要ではないか。	1 件	人権教育については、児童生徒自身が子どもの権利を理解することに加え、子どもに関わる教職員、保護者、地域の人々の理解を深めていくことが重要であると認識しています。 そのため、本計画では、教職員研修の充実を図るとともに、家庭教育学級や出前講座等の取組を通じて、教職員や保護者を始めとする大人への人権啓発を進めていきます。
41	21 ページの読書活動の推進について、実際には年々読み聞かせボランティアの時間が削られてしまっている。文科省の設定するカリキュラムをこなさなければいけないジレンマはあるかと思うが、読書や読み聞かせを楽しめるゆとりを大事にできたらと思う。	1 件	読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであると考えています。 読み聞かせを含む読書の時間は、子どもたちが本に親しみ、読むことの楽しさを実感する大切な機会であると認識しています。 本計画では、学校の実態に応じて、読書や読み聞かせの時間を大切にできる工夫を行いながら、本を読む楽しさを伝える取組を通じて、児童生徒の読書活動の推進に努めていきます。
42	P6 に記載されている基本目標 1 「共に幸せ人生を…」と基本目標 2 「『学び』の多様性…」の並びについて、順序が逆なのではないかと感じる。	1 件	基本目標等の記載順については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。 計画案の策定に当たっては、読み

	<p>マズローの五段階欲求で示されるように、人はまず「安全・安心」が確保されていることで初めて様々なことに興味を持ち、学びに向かうことができると言われている。したがって、教職員や子どもたちが安心して過ごせる環境が整っていることこそが学びの基盤であると考えます。</p> <p>そのため、基本目標の並びは「共に幸せに過ごせる環境づくり」を先に置き、その上に「学び」を据える形にするほうが、より実態に即した流れになるのではないかと。</p>		<p>手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。</p> <p>なお、基本目標や基本方針の記載順は、施策の優先順位を示すものではありません。</p>
43	<p>P17「保護者が抱える教育上の悩みへの対応」に記載されている「保護者にとって相談しやすい体制の充実」について</p> <p>この体制の中には、福祉職や学校外で関わる民間スクール、放課後等デイサービスのスタッフなども交えたケース会議のような多機関連携が含まれるのではないかと感じている。学校だけで対応が難しいケースでは、子どもに関わるさまざまな立場の人が情報を共有し、方向性をすり合わせていくことが、保護者にとって大きな安心につながる。</p> <p>こうした多機関連携を体制としてより明確に位置づけることで、保護者が一層相談しやすい環境になるのではないかと。</p>	1件	<p>基本目標1・基本方針2・施策3において、民生委員・児童委員を始めとする福祉関係機関等と連携し、教育と福祉が協働しながら、家庭それぞれの課題解決や教育の機会均等に向けて、子どもの学びを切れ目なく支援することを記述しています。</p> <p>学校だけでの対応が難しい場合には、関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが重要であるとの認識に立ち、保護者がより相談しやすい体制の充実に努めていきます。</p>
44	<p>小学校教育へのスムーズな(13ページ)</p> <p>全てではないが、幼稚園が公立でも私立でも、非認知能力を大事にしているとはあまり思えない。</p>	1件	<p>いただいた御意見を参考に、幼児期から児童期への接続においては、自然体験や遊びを通じた非認知能力の育成を重視し、子どもが安心して学びに向かえるような</p>

	<p>外遊びも少なく、土も虫も触れずに、学校へ行くための練習をしている姿は苦しく感じてしまう。</p> <p>実際に1年生になってから、もう幼稚園生ではないのだから〇〇するのですよ、という声かけが頻繁にあるようで、子供も戸惑ってプレッシャーを感じているようである。</p>		<p>環境づくりや保育、指導の在り方について検討していきます。</p>
45	<p>ハートフルSルームについて子供達の安心の場になり、大変助かっている。</p> <p>子供達の笑顔を見て、ここが教室ならば、と深く思う。</p> <p>もっと先生が増えて、先生達に余裕が出来ればいい。保護者や地域の方もコミュニティスクールを通して先生の手伝いに気軽に行ければ、教室の雰囲気が変わり、いい循環が出来るのではないか。</p>	1件	<p>ハートフルSルームについて、安心できる場として評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>本市としても、子どもたちが笑顔で過ごせる居場所であることを大切にしながら、より良い運営に努めてきました。</p> <p>今後については、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合える体制づくりの重要性を踏まえ、運営体制の充実に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、コミュニティ・スクールを通じた取組については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>8ページ</p> <p>つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育</p> <p>→新しい時代に対応した教育とはなにか。</p>	1件	<p>具体的には、10頁に説明を記載している環境・キャリア・歴史文化・健康安全・科学技術・福祉・国際理解の7分野を対象に、「In(課題を見つける)」「About(情報を集める)」「For(何が出来るか考え、発信する)」という3つの学びのステップを通じて、子どもたちが自ら問いを立て、探究し、社会に向けて発信する力を育むことを目指しています。</p>
47	<p>9ページ</p> <p>ICTを活用した7つの資質能力の育成も目指しています。</p>	1件	<p>本計画における「ICTを活用した資質能力の育成」とは、ICTそのものが能力を育てるという趣旨</p>

	→ICTで7つの資質能力が育成できるのか。		ではなく、学習活動の設計や指導方法にICTを適切に組み込むことで、情報活用能力や協働性、創造力などを支援することを意図しています。例えば、調べ学習や共同編集ツールを通じて情報活用能力や協働性を育む、プログラミングや探究活動を通じて問題解決力や創造力を伸ばす、といった具体的な活用場面を想定しています。 一方で、ICTはあくまで「手段」であり、過度な依存は教育の本質を損なう可能性があることも認識しています。そのため、児童生徒の発達段階や学習目的に応じた適切な活用を前提とし、非認知能力を含む多様な資質能力の育成をバランスよく図ることを重視しています。
48	16ページ 学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、 →ユニバーサルデザイン化とは。	1件	「学習環境を授業のユニバーサルデザイン化」については、具体的には、授業のねらいや流れを明確に示すとともに、口頭説明に加えて図や写真等を用いた視覚的な情報提示を行うなど、児童生徒一人ひとりの理解度や特性の違いを踏まえ、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりを指しています。
49	22ページ 部活動の適正運営とは。	1件	本計画における「部活動の適正運営」とは、令和元年（2019年）に策定した「つくば市部活動の運営方針」（2024年改訂）に基づき、生徒の心身の健全な育成を目指して、活動時間や休養日の設定、指導体制、地域との連携などを適切に整えることを指しています。

50	8 頁 どんなに立派な言葉を並べても、子どもが「安心」して学べる場がなければ学び成長することは難しいと思う。学校（という場）での教育にとらわれず、安心して学べる場を作る計画を加えてほしい。	1 件	基本目標 1 ・基本方針 2 ・施策 2 において、ハートフル S ルーム（校内フリースクール）を市内全ての小中義務教育学校に整備することや、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入することを記載しており、子ども一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場・居場所の確保を進めています。 これらの取組を通して、子どもが安心して過ごし、学びに向かうことができる環境づくりに引き続き努めていきます。
51	外国籍の子どもたちについては、ボランティア頼みではなく、言葉や文化の壁を越えて学べる場を市として整備していただきたい。	1 件	基本目標 1 ・基本方針 2 ・施策 1 において、帰国・外国人児童生徒への支援を位置付け、日本語指導担当教員や日本語学習支援員の配置などにより、言語や文化の違いに配慮したきめ細かな指導を行うとともに、学級担任等と連携した支援体制を構築することを記載しています。 今後も、言葉や文化の壁を越えて、全ての子どもが安心して学べる環境づくりに向け、市として継続的に取組を進めていきます。

○ 第3章 施策の展開 基本目標2 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P6 目標 2 の「学び」の多様性に対応する場と機会を整える”に対し、基本方針の 4 から 7 の項目だと対応しきれないところが多い。目標 1 に入っている小規模特認校も目標 2 のところにもきちんと明記してほしい。学びの多様化学校の設立も入れたほうがよい。	1 件	基本目標 2 「『学び』の多様性に対応する場と機会を整える”については、基本方針 4 から 7 に示した取組を中心としつつ、これらに関連する施策や取組も含め、学校内外における多様な学びの場や機会の充実に向けて、総合的に取組を進めていきます。

		<p>小規模特認校については、小規模校の特色を生かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出することを目的として導入するものであることから、基本目標1に位置付けています。一方で、学びの選択肢を広げる取組としての側面も有していることから、基本目標1にとどまらず、基本目標2とも連動させながら、計画全体で推進していきます。</p> <p>学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置については、現時点において具体的な設置計画はありません。本市では、ハートフルSルーム（校内フリースクール）の設置等により、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことを基本としており、引き続き、学びを継続できる環境づくりに取り組んでいきます。</p>
2	<p>図書館サービスの充実や生涯学習社会の推進が計画に明記されている点は歓迎すべきものである。その上で、図書館・博物館・公民館などの社会教育施設を、「不登校児童」「貧困家庭の子ども」「障害や生きづらさを抱えた若者」の居場所・学びの場として明確に位置付けていただきたいと考える。</p> <p>具体的には、まず安心して過ごせる「サードプレイス」としての役割を強化することが重要である。家庭と学校以外に居場所が少ない子どもや若者にとって、図書館や公民館は大切な第三の居場所となり得る。不登校や発達障害の</p>	<p>図書館サービスの充実や生涯学習社会の推進については、地域全体の学びと支え合いを強化するための重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、図書館・博物館・公民館などの社会教育施設を、不登校児童や生活困難家庭の子ども、障害や生きづらさを抱える若者の居場所・学びの場として位置付けることは大切な視点だと考えます。静かなスペースの整備やスタッフの理解促進、学習支援や相談支援との連携、さらにバリアフリーやユニバーサルデザインの徹底についても、今後の具体的な取組を検討する際の参考とさせていた</p> <p>1件</p>

	<p>子どもが利用しやすいよう、静かなスペースの整備、スタッフの理解促進、情報提供の充実などを進めていただきたい。</p> <p>次に、学習支援や相談支援との連携を強化することが求められる。図書館や交流センターで、学習支援ボランティア、日本語学習支援、子ども食堂、相談窓口などを複合的に開催することで、支援が必要な子どもや若者に届きやすくなる。教育行政・福祉・地域団体の連携の具体例を計画に書き込み、実効性を高めていただきたい。</p> <p>さらに、バリアフリーやユニバーサルデザインの徹底も不可欠である。身体障害だけでなく、視覚・聴覚・発達障害など多様な特性を持つ人にとって利用しやすいよう、設備や案内、スタッフ研修にユニバーサルデザインの視点を取り入れていただきたい。</p> <p>以上のように、図書館や社会教育施設を「困難を抱えた子ども・若者の居場所」として位置付けることで、生涯学習の理念がより包摂的に実現され、地域全体の学びと支え合いの基盤が強化されると考える。</p>		<p>できます。</p>
3	<p>GIGA スクール第2期を踏まえたICT活用や生成AIの導入に言及している点は、先進的であり評価できる。しかしながら、家庭環境や子どもの特性によるデジタル格差、そして人間関係や実体験の希薄化といった懸念についても同時に考慮する必要がある。</p>	1件	<p>GIGA スクール第2期を踏まえたICT活用や生成AIの導入については、子どもたちの学びを豊かにするための先進的な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、家庭環境や子どもの特性によるデジタル格差への配慮、人との対話や実体験とのバラ</p>

	<p>具体的には、まず家庭環境による格差への配慮が求められる。Wi-Fi環境が整っていない、端末が家族で1台しかない、静かに学べる部屋がないなど、家庭の事情によって不利が生じないように、学校や地域で補える仕組みを重視していただきたい。例えば、放課後の学習スペース開放などが有効な手立てとなる。</p> <p>次に、「人との対話」や「実体験」とのバランスを大切にすることが重要である。生成AIやデジタル教材を活用する一方で、人と人が顔を合わせて話し合う経験や、本物の本・作品・自然・実験などに触れる体験を損なわないように、「実体験を大切にする学び」とセットで位置付けていただきたい。</p> <p>さらに、生成AIの利用にあたっては、著作権や情報モラル、偏見や差別表現などのリスクに対応するため、児童生徒・教職員・保護者向けのリテラシー教育とルール作りを計画に明記することが必要である。</p> <p>以上のように、ICTや生成AIの導入に際しては「デジタル格差」と「人と人の関わり」を重視し、技術活用と人間的な学びの両立を図ることで、子どもたちが安心して豊かに学べる教育環境の実現につながると考える。</p>		<p>ンスを大切にする視点、さらに著作権や情報モラル等に関するリテラシー教育の充実は、安心して学べる環境を整える上で重要です。いただいた御意見を参考に、子どもたちが安心して豊かに学べる教育環境の実現に努めていきます。</p> <p>なお、「実体験を大切にする学びの充実」については、P14に主な取組として記載しています。</p>
4	<p>基本目標2「学び」の多様性に対応する場と機会を整える、基本方針5、施策2「学校の安全体制の確立」における「防犯、防災体制</p>	1件	<p>市立学校に設置している防犯カメラについては、児童生徒の安全確保を目的として整備しているものであり、各学校において適切</p>

	<p>の充実」(p. 29)について、市内全ての学校に設置されている防犯カメラの管理・活用は、現場では映像確認の余裕がないと聞いている。設置後の運用を学校任せにせず、教育委員会が主体となって適切な管理と効果的な活用を進めていただきたい。</p>		<p>な管理・運用が行われることが重要であると認識しています。一方で、学校現場の業務状況等により、映像確認や運用面において課題があるとの御指摘については、受け止める必要があるものと考えています。</p> <p>今回お寄せいただいた御意見については、防犯・防災体制の充実に向けた今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
5	<p>「通学の安全確保」(p. 29)に関して、働き方改革の影響で保護者と連携した通学路点検が実施できない学校があり、PTAや保護者団体が機能していない場合には意見を反映する場がない。また、防災防犯ボランティアとの交流がなく、学校へのフィードバック機会が不足している。施策に盛り込むのであれば、学園アンケートと併せて危険個所の意見を収集するなど、保護者や地域の声を学校へ反映させる方法を学務課から各校へ具体的に示していただきたい。</p>	1件	<p>本計画においては、学校の安全体制の確立に向けた取組の方向性を示しており、具体的な実施方法については、各学校の実情等を踏まえながら対応していきます。今回お寄せいただいた、保護者や地域の声を把握・反映する手法に関する御意見については、今後の施策の検討や学校への情報共有を行う上での参考とさせていただきます</p>
6	<p>基本方針6、施策1「デジタル学習基盤を活用した学びの充実」(p. 33)に関して、第3期計画のパブリックコメントでは「体調不良時にオンライン中継を」との意見に対し、遠隔システムの活用を進める旨の回答があった。しかし現場ではPCの予備やアカウントが不足し、体調不良児童生徒へのオンライン中継に対応できない状況である。感染症流行時にも即</p>	1件	<p>当市では、感染症流行時や体調不良等により登校が困難な児童生徒の学びを止めないため、遠隔システムを含むデジタル学習基盤の整備・活用を進めてきました。PCの故障時にも、学びを止めない工夫を施し、円滑な運用が行えるよう対応しています。</p> <p>今後、学習者用端末の十分な予備機を導入し、各校へ配備することを予定しています。</p>

	<p>応できるよう、リース PC や Zoom アカウントの増加など、早急な環境整備をお願いしたい。学びの充実以前に「学びを止めない」施策の実現を強く求める。</p>		
7	<p>基本方針 7 「学び」を支える機会を広げる／施策 1 図書館サービスの充実 (p. 36)</p> <p>アルスは当初の都市計画では美術館・図書館・地域活動センターが三館に分かれて広く設置される構想であったが、現在は規模が縮小している。都市の成長に伴い、図書館機能の増強をお願いしたい。特に電子書籍やメディア芸術の一環として位置づけられる学習漫画・教育漫画をはじめ、マンガ資料、イラストの描き方本、画集、芸術書、外国語資料、外国語コミック、児童書、外国語料理本、雑誌、郷土資料、ビジネス資料など、多様な蔵書の拡充を期待する。</p>	1 件	<p>図書館機能の増強については、中央図書館のリノベーションに加え、複合機能を持つ新たな図書館整備の検討を進めていきます。</p> <p>資料の充実については、市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味に関する資料に加え、調査研究等に資する資料など、幅広い分野の資料の充実に努めていきます。</p> <p>また、電子図書館サービスについても、引き続き利用しやすい環境整備と資料の充実を図っていきます。</p>
8	<p>基本目標 2 「学び」の多様性については、既存の学校外の学びの場（フリースクール等）を尊重しつつ、学校が「居られる場」「学びの場」となることが重要であり、総合教育会議等でもその視点で議論されていると認識している。</p> <p>しかし、本計画からはそのメッセージが十分に伝わってこない。方針や施策においても、この視点を明確に盛り込んでいただきたい。</p> <p>また、「誰もがわかるユニバーサルデザイン授業」とは具体的にどのような授業を指すのか、誰が何を「わかる」ことを目標とするの</p>	1 件	<p>本計画は、つくば市教育大綱が掲げる「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて策定しています。</p> <p>学校が「居られる場所」「学びの場」となることについては、基本目標 1 ・基本方針 2 ・施策 2 において、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、専任職員を配置したハートフル S ルーム（校内フリースクール）を市内全ての小中義務教育学校に設置するなど、個に応じたきめ細やかな支援を行うことなどを記載しています。</p>

	<p>かが不明確である。従来の指導要領に基づく「理解させる」理念は1960年代までは効果があり基礎学力向上に寄与したが、現代はその時代ではなく、学ぶべきことをその場で考え、話し合う教育が必要である。したがって、この表現については再考を強く求める。</p> <p>さらに、「みんなが幸せになる特別支援教育」の「みんな」とは誰を指すのかが曖昧である。すべての子どもが同じ場で学び、必要に応じてその場で支援を受けられる形を基本とし、希望がある場合のみ「取り出し」が行われる仕組みでなければ「みんな」とは言えないのではないか。少しでも一緒にいる時間を増やす方向で検討していただきたい。</p> <p>加えて、環境をユニバーサルデザイン化するのであれば、施策2の5の1と連動させ、バリアフリー化を進める考え方を定めていただきたい。そこに必要な子どもがいるなら整える、という考え方を明確にさせていただくことを要望する。</p>	<p>「誰もがわかるユニバーサルデザイン授業」については、具体的には、授業のねらいや流れを明確に示すとともに、口頭説明に加えて図や写真等を用いた視覚的な情報提示を行うなど、児童生徒一人ひとりの理解度や特性の違いを踏まえ、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりを指しています。本計画では、こうした授業づくりを「合理的配慮に基づいた支援や工夫」と表現しています。</p> <p>また、「みんなが幸せになる特別支援教育」における「みんな」とは、児童生徒一人ひとりに加え、教職員や保護者など、教育に関わる全ての関係者を指しています。可能な限り全ての児童生徒が共に学ぶ時間を確保しながら、一人ひとりの状況や希望に応じた支援が行えるよう、取組を進めていきます。</p> <p>環境のユニバーサルデザイン化については、基本目標2・基本方針5・施策1「学校施設の改修及び教育用備品等の充実」との連動を図り、学校施設のバリアフリー化など、適切な環境整備に取り組んでいきます。</p>
9	<p>P24 先生たちが働きたい学校を選べるような制度を整えてほしい。今は同じ学年で足並みを揃えることを重視しすぎて窮屈に感じている先生もいるのではないか。先生たちが自分のやりたい授業ができるよう、自由裁量を増やせるような制度にしてほしい。</p>	<p>1件</p> <p>教職員の人事異動や配置については、茨城県の所管となっています。</p> <p>本市としては、教職員一人ひとりそれぞれの強みを生かしながら教育活動に取り組めるよう、教職員の働き方改革を進め、業務負担の軽減を図るとともに、教職員</p>

			研修の充実等を通じて資質・能力の向上を後押ししていきます。
10	P31 学校給食を中心に、つくば市を有機農業のまちにしてほしい。もっと米食を増やしてほしい。今の給食のパンは甘くて体に悪い。おかずにも砂糖を使わないでほしい。食べ物の自然の旨みを感じられるような食育にしてほしい。。牛乳も選択制でよいのではないか。	1 件	<p>学校給食については、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、有機農産物を積極的に活用するとともに、児童生徒の健全な成長に資する安全で質の高い給食の提供に取り組んでいます。</p> <p>献立作成においては、栄養バランスやバラエティに富んだ献立の提供を大切にしています。そのため、米飯の提供回数は現状のままとし、献立のバリエーションを保ちつつ、より多くの児童生徒に米飯の魅力を感じていただけるよう工夫していきます。</p> <p>また、学校給食の献立は、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示した「学校給食実施基準」に基づいて作成しており、特にカルシウムは、1日当たりの食事摂取基準とされる推奨摂取量の約50%以上を給食で摂取するよう基準値として定められています。このことから、学校給食で提供される牛乳は、成長期に必要なカルシウムやエネルギー、たんぱく質を摂取する上で大切な役割があると考えています。</p> <p>なお、調理における砂糖の使用については、今後の参考にさせていただきます。</p>
11	P32 廃食を各学校でコンポストにして肥料にするような取組をしてほしい。	1 件	給食残渣については、減量化を図るとともに資源化について調査研究を行っています。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

12	<p>P33 ICT はフィンランドのように学力低下の原因となることが分かったためアナログに戻るところもある。学校の現状をこどもたちに聞くと、タブレットの時間はゲームをしたり友達の悪口を言い合うツールになっているそうだ。先生がくる直前に画面を切り替えるので、先生たちは気が付かないという。目、姿勢、脳に悪影響があり、自宅でもスマートフォンづきのこどもたちに、あえて学校でタブレットを使わせるメリットはないと思う。むしろアナログな実体験、本物を重視した取組をしてほしい。</p>	1 件	<p>学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p> <p>また、学習者用端末について、学習以外の目的での利用が行われないよう、活用ルールや指導の在り方について引き続き検討を進めていきます。</p> <p>本市においては、ICT の活用のみを重視するのではなく、実体験や対話、本物に触れる学びを大切にしながら、学びの充実を図っていきます。</p>
13	<p>p. 36 滞在型図書館サービスはすでに古い概念ではないか。 図書館職員の調査研究支援能力向上とのことだが、まず司書を正規職員として配置してほしい。</p>	1 件	<p>図書館サービスについては、落ち着いて学び、調べ、過ごすことができる滞在型の機能を大切にしつつ、複合的な機能を備えた新たな図書館整備の検討を進めていきます。</p> <p>また、来館にとらわれない学びを支えるため、電子図書館サービスの充実にも取り組んでいきます。</p> <p>司書の任用形態については、業務内容や役割、他自治体の状況等も踏まえながら、今後の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>国や県の教育プランを参酌し、さらに市独自の特色を加えてすべてを実行しようとするのが、先生や子どもたちの疲弊につながっていないか注意が必要である。現場では調査や報告書、アンケートなどの事務処理が増え、業務過多になっていると聞く。教員不足</p>	1 件	<p>本計画における基本方針の番号については、施策を体系的に整理するために付しているものであり、優先順位を示すものではなく、いずれの取組も重要なものとして位置づけています。</p> <p>教職員の働き方改革については、本市としても重要な課題である</p>

	<p>が全国的な課題であるにもかかわらず、本計画では基本方針4に記載されているだけで優先順位が高いとは言えない。働き方改革の一環として、昼休みや給食時間を短縮し子どもを早く下校させることで教員の勤務時間を削減するという考え方は残念である。まずは現場の先生の声聞き、負担となっている業務を精査・軽減することが必要である。小学校では一人の先生が5教科を担当することが大きな負担となっているため、教科担任制を導入し、先生が得意分野を生き生きと教えることで子どもたちに学びの面白さを伝える工夫も検討していただきたい。</p>		<p>と認識しており、働き方改革の推進に当たっては、学校現場の実情や教職員の声を踏まえながら、負担軽減につながる取組を検討していきます。</p> <p>また、小学校における教科担任制については、現在5・6年生において導入しており、教職員がそれぞれの専門性や得意分野を生かした指導が行えるよう取り組んでいます。</p>
15	<p>ICT教育について、小学1年生から1人1台のパソコンを支給することには懐疑的である。全国に先駆けてICT教育を導入したのであれば、その実態や効果を検証すべきである。低学年の子どもにとっては、パソコンの不具合によるストレス、持参の負担、回線速度の遅さ、先生の対応負担、長時間使用による視力低下や依存への不安など弊害が大きいと感じる。タイピングやプレゼンソフトの習得は、高学年からでも十分ではないか。保護者の中にも低学年からの使用に懐疑的な声が少なからずあることを知っていただきたい。ICTは先生方の業務短縮や学習困難を抱える子どもへの支援に活用してほしい。</p>	1件	<p>学校におけるICTの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p>
16	<p>ちびっこ博士のスタンプ収集が</p>	1件	<p>ちびっ子博士におけるスタンプ</p>

	<p>デジタル化されたことで、子どもたちが楽しみにしていた「手帳にスタンプを押す喜び」が失われたことが残念である。何でもデジタル化を推進するのではなく、紙で行うことの良さやメリットも忘れないでいただきたい。デジタル教材についても、紙で学習した場合との記憶定着の違いや弊害の有無を検証する価値がある。北欧諸国が紙回帰している事例や、全国学力テストで学力低下が指摘されていることも踏まえ、ICT教育との因果関係を検証していただきたい。</p>		<p>のデジタル化については、運営の効率化やスタンプ管理の負担軽減などを目的として実施したところですが、紙で行うことの良さがあるとの御意見は、今後の事業の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、デジタル教材の活用については、国際的な動向や学習効果に関する知見を踏まえながら、紙教材との特性の違いにも配慮し、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な活用の在り方を検討していきます。</p>
17	<p>ICTが万能ではない。</p> <p>小学生のうちからICTを取り入れるのはいいが、生成AIにしるVRにしる技術の一過性にすぎない。子供達はパソコンやインターネットに使われてほしくない。むしろ新しい技術や価値を生み出してほしいので、想像力や観察する力、発見する力を鍛えてほしい。</p> <p>技術は進んでも生身の人間の身体は進化しない。</p> <p>また、判断基準がない子供にとって、正しいことと間違っていることが混在しているインターネットに触れることは、その価値観に取り込まれることを意味します。インターネットでなんでもできるみたいなことは、刷り込ませたくない。</p>	1件	<p>学校におけるICTの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p>
18	<p>基本方針6</p> <p>ICTの活用にはもっと慎重になってほしい。</p>	1件	<p>学校におけるICTや生成AIの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等</p>

	<p>利点もあると思うが、適した年齢と内容をもっと吟味してほしい。小学校で子供が使用しているが、やりたがらない。使用することで探究心を刺激されたりしないようである。</p> <p>もちろんLDなどの学習サポートのツールとして活用することなどは、当事者以外への理解促進や、黒板を写真にとること、ノートではなくホワイトボードを利用するなど、当事者の意見をどんどん聞いて進めてほしい。</p> <p>しかし今つくば市が進めているICTを活用した学びは、特に低学年は、デメリットの方が大きいと思う。</p> <p>まずは自分たちの「権利」を学ぶことをスタートに子ども達自身の幸福を自分たちで考えて選択できること、ノーといえること、人に頼ることを遊びや授業を通して実践してほしい。ICTの利用については、もっと議論してほしい。生成AIの利用は13歳以上なのに、一部の小学校で導入しているときき驚いている。まずは保護者がメリットデメリット、情報処理技術を学ぶ機会を作してほしい。そして、皆で話し合う場を設けて、その上で子ども達によりよい利用の仕方を考えていきたい。それからでも遅くはないと思う。</p>		<p>を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p>
19	<p>24 ページ 教職員研修の充実 「プログラミング学習や生成 AI と向き合う学び等(中略)あり方についての研修を充実させます。」とありますが、現時点で、</p>	1 件	<p>プログラミング学習や生成 AI と向き合う学び等については、これまでも教職員研修を実施しており、情報モラルや活用上の留意点を含めた理解の促進を図ってき</p>

	<p>十分な研修はされているのだろうか？と気になった。</p> <p>そもそも私は ICT 教育の推進には慎重になってほしいとの考えであり、すでに多忙すぎる先生方に、プログラミングや生成 AI、ビッグデータの活用などのために、さらに時間と労力を割いていただいてまでして ICT 教育を進める必要があるのか？という点で、そもそも疑問がある。</p>		<p>ました。</p> <p>これらの分野は、今後の社会を生きる子どもたちにとって必要な資質・能力の育成につながるものであることから、引き続き適切な研修の実施が必要であると考えています。</p> <p>一方で、教職員の多忙化は重要な課題であると認識しており、研修の内容や方法については、働き方改革を進めながら、教職員に過度な負担を生じさせないよう工夫しつつ実施していきます。</p>
20	<p>33 ページ GIGA スクール構想第 2 期の推進</p> <p>「いつでもどこでも ICT を活用した学びを可能に」とあるが、なんでも ICT、その必要は本当にあるのか。</p> <p>大人の都合で ICT 教育を一つでも多く導入することが目的になってしまっているようにも感じ、教育がビジネスになっているようで心配になった。</p>	1 件	<p>学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p>
21	<p>34 ページ ICT 環境の計画的な整備</p> <p>ハード面とソフト面の整備について書かれているが、学校教育において、本当にそこまで必要なのか。</p> <p>学びも遊びも、あらゆる体験がデジタルになってしまい、心と体を健やかに育むことが本当にできるのかなど、とても疑問である。</p> <p>「未来をひらく学び」も「一人ひとりが幸せな人生を送る」ことも、デジタルの学びや体験ではなく、五感を使った実体験によって</p>	1 件	<p>学校における ICT 環境の整備や活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p> <p>本市においては、学びや体験の全てをデジタル化することを目的とするのではなく、五感を使った実体験や対話、本物に触れる学びを大切にしつつ、必要に応じて ICT を活用することで、心と体の健やかな成長と学びの充実の両立を図っていきます。</p>

	生まれるものではないか。		
22	<p>生成 AI は各企業が利用年齢を 13 歳以上と定めており、小学校での導入方針があるのか懸念している。中学生であっても、まだ「自分で考えること」や「友だちと時にぶつかり合い、仲良くなったり喧嘩したり嫌な思いを経験しながら他人との距離感を学ぶこと」「自分の心を知り、他人の心を考える訓練」をしている最中であり、導入には慎重さが必要だと思う。幼児期からの経験不足や兄弟の少なさ、過保護な養育環境などにより、心の成長の訓練が十分でないまま中学生になっている現状も踏まえていただきたい。</p> <p>AI やタブレットは便利な道具である一方、子どもたちの心の成長を考慮した教育が不可欠である。導入前に必ず「リテラシー教育」と「犯罪防止教育」を行っていただきたい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 盗撮は犯罪であること 他人の写真を勝手に SNS に投稿してはいけないこと 家から撮った写真をアップすると住所が特定される危険があること 生成 AI に個人情報を入力しないこと 他人の写真や作品を読み込ませないこと AI が肯定的に応答することで「自分が世界で一番正しい」と錯覚してしまう危険性があること <p>こうした基本的なモラルを、ボタン操作の前に必ず教えていただ</p>	1 件	<p>生成 AI の利用に当たっては、国の方針や各事業者が定める利用規約・年齢制限を遵守することを前提とし、児童生徒の心身の発達段階や学びへの影響に十分配慮しながら対応していきます。</p> <p>本計画においては、生成 AI を学習手段として安易に活用することを目的とするのではなく、今後社会の中で生成 AI とどのように向き合っていくべきかを、児童生徒が発達段階に応じて考えていく視点を重視しています。成長過程にある子どもたちにとっては、自ら考えることや、他者との関わりの中で葛藤や失敗を経験しながら心を育てていくことが重要であるとの認識に立ち、実体験や対話を大切にした学びを基本としていきます。</p> <p>また、AI や ICT 機器は便利な道具である一方で、使い方を誤れば子どもたちに悪影響を及ぼすおそれもあることから、操作方法にとどまらない情報リテラシー教育やモラル教育を重視していきます。個人情報の取扱いや SNS 上の行為が持つリスク、他者の権利や尊厳への配慮などについて、発達段階に応じて丁寧に指導するとともに、子どもたちの心の成長を考慮した教育を行うことを前提に、ICT 教育の在り方を検討していきます。</p>

	きたい。学校教育として必須だと考える。ICT教育の「使い方」とは操作方法ではなく、モラル教育であるべきである。		
23	<p>6 ページ「2 の 4 学校の教職員の働きやすさの充実」に関して、現状改善を強く望む。</p> <p>息子は発達障がい特性により情緒支援級に在籍していますが、学校という環境のハードルが高く不安が大きいため、5月から不登校となり在宅生活を続けている。母である私も仕事を辞めて子どもに向き合う日々だが、同じような境遇の保護者と話す中で、つくば市内の学校によって対応に大きな差があることが分かった。例えば、30人以上の生徒に対して担任が1人で対応している学校もあり、支援級では支援員の配置や配慮があるものの、授業を進めるためには「常に話を聞ける姿勢」が求められ、それを強要せざるを得ない状況がある。先生方も多くの課題を課し、自身の業務にも追われる中で、穏やかな感情で一人ひとりに向き合うことには限界があるのは当然である。一方で、補助教員が手厚く配置されている学校もあり、現場の人員体制に差があることが課題だと感じる。</p> <p>教育相談センターへの相談、放課後デイサービスの利用検討、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を進める中でも、学校に提案や情報共有をしても教員間での共有が十</p>	1 件	<p>学校現場における教職員の働きやすさの確保については、児童生徒一人ひとりに丁寧に向き合うための前提条件であり、本市としても極めて重要な課題であると認識しています。特に、発達特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒への対応においては、教職員に十分な時間的・心理的余裕がなければ、きめ細かな支援を行うことが難しいという御指摘は重く受け止めています。市では、校務の効率化やICTの活用による事務負担の軽減、学校サポーター等のサポートスタッフの配置などにより、教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ることで、教職員の業務負担や心理的負担の軽減に努めていきます。</p> <p>学校現場におけるサポートスタッフ等の人員配置については、これまでも学校規模等を踏まえた適正配置に努めてきましたが、今後は、より一層学校現場の実情や保護者からの声を踏まえ、教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合える体制の充実に向け、改善を図っていきます。あわせて、関係機関との連携や校内での情報共有の在り方についても、教職員の負担軽減につながるよう工夫を重ねていきます。</p>

	分に行われず、後回しにされる印象がある。先生方にもっと余裕があれば、子どもにとってより良い方向性が望めるのではないか。したがって、学校現場の教職員がゆとりを持って働ける環境を整備し、具体的にストレスを緩和する取組を進めていただきたい。		
24	24 ページの教職員研修の充実について、新しいことを学び続けるのは大切だが、タスクが増えるばかりでは教員が潰れてしまう。いろいろなことをやめたり、教員一人一人が選択できるといいと思う。	1 件	教職員研修については、研修内容の充実が重要である一方、教職員の負担が過度に増えることは課題であると認識しています。本計画では、働き方改革を進めながら業務の見直しや効率化を図り、教職員に過度な負担を生じさせることなく、必要な研修を実施できるよう努めていきます。また、教職員一人ひとりが必要に応じて研修を選択できる在り方についても、今後の取組の参考としていきます。
25	33 頁 基本方針6「ICTを活用した学びを推進する」について、以下の点を要望します。デジタル教科書の活用には賛否両論があり、重要なのは児童生徒の年齢や学習段階に応じて、デジタルの強みが発揮される場面で適切に活用することだと考える。また、ブルーライトによる身体的影響や、依存・モラル面での精神的リスクなど、健康面への配慮も欠かせない。そのため、次のような趣旨を計画に併記していただきたい。「デジタル教科書および ICT の活用にあたっては、児童生徒の年齢や学習段階、学習目的に応じた	1 件	基本目標2・基本方針6・施策1において、個別最適な学びの実現を目指したICT活用を進めることを記載しています。デジタル教科書を含むICTの活用に当たっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習内容や目的に応じて、その効果が発揮される場面で適切に使用していくことが重要であると認識しています。また、健康面への配慮や情報モラル教育を含めた総合的な視点の必要性についての御意見は、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。

	<p>適切な使用を促し、学校現場が柔軟に活用できる環境を整備する。」</p> <p>さらに、健康面や情報モラル教育を含めた総合的な視点を加えることで、より現場に即した計画になると考える。例えば、以下のような文案も検討いただきたい。</p> <p>「ICTやデジタル教科書の利用については、児童生徒の発達段階や学習目的に応じた適切な活用を図りつつ、健康面の配慮や情報モラル教育を含む総合的な学習環境の充実を目指す。」</p>		
26	<p>教育振興計画（6 ページ）に記載されている「ICT を活用した学びの推進」について</p> <p>ドローンや VR を活用した体育授業が行われていると聞くが、VR は 13 歳以上推奨とされていることも踏まえると、危険が多いと感じる。体育は本来、基本的に体を動かすことで健康や基礎体力を守ることが目的であり、デジタル機器に依存する授業はその本質から外れてしまうのではないか。</p>	1 件	<p>学校現場における実態を把握した上で、ドローンや VR 等の活用については、安全性や年齢制限、教育的効果を十分に考慮し、適正な利用に努めていきます。</p> <p>体育の授業については、体を動かすことを通じて健康や基礎体力を育むことを本来の目的としており、デジタル機器の活用は、その目的を補完する範囲で、学習内容や児童生徒の発達段階に応じて適切に運用していきます。</p>
27	<p>現在、子どもたちは幼少期から家庭でデジタル機器に触れる機会が多いにもかかわらず、学校でもさらにデジタル活用が増えることには不安を覚える。五十嵐市長が掲げる「非認知能力を大事にする」という理念に反しているのではないか（14 ページ）。</p>	1 件	<p>非認知能力の育成には、仲間と体を動かし、協力や競争を通じて社会性を育むことが不可欠であると認識しています。いただいた御意見を参考に、ICT 活用の推進にあたっては、教育効果のみならず非認知能力の育成とのバランスを十分に考慮し、子どもたちが仲間と関わり合いながら心身を育む活動を損なわないよう、現場に即した取組を検討していきます。</p>

28	<p>24ページ あわせて、プログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。 →生成AI活用が自ら「学ぶ」ことにどうつながるのか。</p>	1件	<p>当該箇所においては、教職員が児童生徒に一方的に答えや最適解を示すのではなく、児童生徒自身が考え、試行錯誤しながら学びを深めていく授業を実現するための指導法について、教職員が学ぶ研修の充実を意図しています。 生成AIについては、今後社会の中で生成AIなどの先端技術とどのように向き合い、適切に活用していくべきかを考える視点を含め、授業づくりや指導の在り方を検討するための研修として位置付けています。</p>
29	<p>33ページ ICTを活用した学びを推進する →非認知能力を重視することとICT教育推進は矛盾しないのか。</p>	1件	<p>本計画における「ICTを活用した学びの推進」は、単にデジタル機器の使用を増やすことを目的とするものではありません。児童生徒が自ら考え、他者と協働し、試行錯誤しながら表現する力を育むための一つの手段として、ICTを位置付けています。 非認知能力の重視とICT教育は必ずしも矛盾するものではなく、学習の進め方や活用の仕方によっては、自己調整力や協働性、粘り強さ、好奇心といった非認知能力を育むことにつながる側面もあると考えています。 そのため、本市では、実体験や対話を大切にしながら学びを基本としつつ、学習の目的や児童生徒の発達段階に応じて、ICTを効果的に活用することで、非認知能力の育成にも資する学びを進めていきます。</p>
30	<p>本計画に掲げられている3つの柱の一つ「認知能力偏重から非認</p>	1件	<p>本計画における「ICTを活用した学びの推進」は、単にデジタル機</p>

	<p>知能力の再認識へ」(P. 2)や「非認知能力には実体験を大切にす る学びの充実」(P. 14)は大変す ばらしい理念だと思う。しかし一 方で「ICTを活用した学びの推進」 (P. 32)は、この理念と矛盾して いるように感じる。</p> <p>全国的にもプログラミング教育、 電子黒板、一人一台タブレットな どが導入されているが、電子機器 の使用による弊害の方が大きい と考える。プログラミング教育の 前に、まずは実体験を大切にすべ きである。先生が黒板に書いた文 字を自分の手で板書することは、 子どもの身体の発育や発達に大 きな意味がある。スクリーン越し の文字やブルーライトの影響は、 長期的に子どもたちに悪影響を 及ぼす可能性がある。</p> <p>インターネットや電子機器使用 の危険性についての認識が甘い のではないか。例えばオーストラ リアでは16歳未満のSNS使用に 罰則が設けられました。アップル 創業者スティーブ・ジョブズも、 自身の子どもには14歳まで電子 機器を触れさせなかったことが 知られている。こうした事例は、 電子機器の危険性を認識してい たからこそその判断だと思う。</p>	<p>器の使用を増やすことを目的と するものではありません。児童生 徒が自ら考え、他者と協働し、試 行錯誤しながら表現する力を育 むための一つの手段として、ICT を位置付けています。</p> <p>非認知能力の重視とICT教育は必 ずしも矛盾するものではなく、学 習の進め方や活用の仕方によっ ては、自己調整力や協働性、粘り 強さ、好奇心といった非認知能力 を育むことにつながる側面もあ ると考えています。</p> <p>そのため、本市では、実体験や対 話を大切にした学びを基本とし つつ、学習の目的や児童生徒の発 達段階に応じて、ICTを効果的に 活用することで、非認知能力の育 成にも資する学びを進めていき ます。</p>
31	<p>科学の街であるつくば市はICT の最先端の拠点を持つことを誇 りにできますが、そこで活躍する 研究者や科学者の多くは、子ども 時代に自然の中で遊び、身体を動 かし、豊かな実体験を積み重ねて きたはずである。ICT教育の過度</p>	<p>1件</p> <p>いただいた御意見を参考に、ICT 活用の在り方については、保護者 や児童生徒の多様なニーズを尊 重し、学びの選択肢を広げる方向 性も含めて検討していきます。</p>

	な推進は危険であり、せめて保護者や子どもが選択できる仕組みを導入していただきたい。例えば「我が家はタブレット学習をしません。紙の教科書を使用します」と選べるようにしてほしい。		
32	ICT教育は適切な頻度・適切な年齢で導入すべきであり、小学生には弊害が大きすぎる。高校生からでも十分である。さらに、家庭にインターネット環境がない場合、宿題ができないという本末転倒な事態も起こり得る。	1件	本計画におけるICT教育の推進は、児童生徒の発達段階に応じた適切な活用を前提としており、低学年から一律に高度なICT利用を求めるものではありません。むしろ、学年や教科の特性に応じて、紙教材や体験活動と組み合わせながら、学びを支援する補助的な手段として位置づけています。また、家庭のインターネット環境の有無によって学習機会に格差が生じないように、学校での学習環境整備を基本とし、宿題や課題の在り方についても柔軟に対応できるように配慮していきます。
33	実際の子どもたちの声もぜひ聞いていただきたい。中学1年生の子どもは「タブレットは操作に時間がかかり、書いた方が早い」と言っています。生活科や理科の授業でのアサガオ観察も、写真を撮るより自分の目で見て指先で描く方が、教育効果も尊さも大きいはずである。	1件	子どもたち自身の感じ方や意見を把握することは、教育の在り方を考える上で重要であると本市としても認識しています。御指摘のように、手で書くことや自分の目で観察し、描くといった実体験は、学びの深まりや感性の育成に大きな意義があります。ICTは、こうした学びを代替するものではなく、必要な場面で補助的に活用されるべきものと考えています。本市では、子どもの発達段階や実際の学習の様子を踏まえながら、実体験を基盤とした学びを大切にした教育を進めていきます。
34	先生方の負担軽減や働き方改革	1件	本計画においても、教職員の負担

	の観点からも、これ以上新しい業務を増やさないでいただきたい。		軽減と働き方改革は重要な柱と位置づけており、新しい施策を導入する際には、現場の業務量や教職員の負担に十分配慮することを前提としています。特に、ICTの活用や新しい研修の充実については、教職員の業務を増やすのではなく、業務の効率化や校務支援につながる形で設計することを重視しています。
35	24 頁 基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える そのすぐ下に教職員のことが書かれているが、学びの多様性に対応する場と教職員の環境が一番目につながることに違和感を感じる。基本目標の文言と内容の見直しが必要ではないか。 また、教職員だけでなく、幼児教育保育に関わる職員の増員や人員配置の改善も計画に入れてほしい。	1 件	基本目標等の記載順については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。計画案の策定に当たっては、読み手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。 なお、基本目標や基本方針の記載順は、施策の優先順位を示すものではありません。 また、幼児教育・保育に関わる職員体制については、基本目標 1・基本方針 1・施策 2 において、少子化等の社会情勢や利用者ニーズを踏まえた公立幼稚園の運営体制の検討を通じて、幼児教育の質の充実につなげていく旨を記載しています。今後も、幼児期からの切れ目ない学びを支える観点から、必要な人員配置や体制整備について検討を進めていきます。
36	教職員の職場環境改善には賛同するが、学び推進課・総合教育研究所・許育相談センターに配置し	1 件	教職員の職場環境の改善にあたっては、指導主事による助言や研修が一方的なものとならないよ

	<p>た指導主事の助言や各種研修講座などで、本当に現場は改善、活性化されるのか。助言や研修は押し付けになっていないか。まずは現場のニーズの把握をお願いしたい。</p> <p>ただし、多様性やLGBTQ、性教育（犯罪等も含め）等、数年前、数十年前とは変わってきているテーマに関しては、経験年数、新人、ベテラン関係なく知識や対応の共有等についてアップデートが必要である。</p>		<p>う、学校現場の実情や課題を丁寧に把握することが重要であると認識しています。本市では、学校からの相談や要望を踏まえた支援を基本とし、現場の声を生かした取組を進めています。一方、多様性やLGBTQ、性教育、防犯等の分野については、社会状況の変化を踏まえ、経験年数に関わらず共通理解や対応力の向上が求められる重要なテーマであると考えています。これらについては、教職員が安心して対応できるよう、知識の共有や研修を通じた支援を行っています。</p>
37	<p>子どもたちが学校でタブレットを使用しているが、実際の声を聞く限り有効に活用されていないように感じる。ボランティア等で学校を訪れた際にも、充電不足など電源問題があり、授業に集中できない子や周囲を妨げる子が出て、比較的きちんと取り組む子との格差が広がっている印象を受けた。メリットは理解できるが、デメリットも大きいと感じる。</p>	1件	<p>本計画におけるICTの活用は、全ての児童生徒にとって学びの質を高めることを目的とするものであり、実際の学校現場においてその効果が十分に発揮されているかについては、継続的に状況を確認していく必要があると考えています。</p> <p>今後は、充電環境を含む運用面の課題や、授業における活用方法について学校現場の実態を把握し、児童生徒が安心して学習に取り組めるよう、改善に努めていきます。</p>
38	<p>探究学習でタブレットを使って調べることが多くなり、図書室で調べ物をする役割が失われている。基本方針7で「図書館サービスの充実」と掲げながら、実際には子どもたちが図書室を利用していない現状があり、計画が中途半端にならないか懸念する。</p>	1件	<p>本計画における「図書館サービスの充実」は、ICT活用と対立するものではなく、紙の資料や図書館での調べ学習を重視しつつ、ICTと組み合わせることで多様な学びを支えることを意図しています。図書館は、単なる情報収集の場ではなく、静かな環境で集中して学ぶ場、書物を通じて深い思考や感性</p>

			を育む場として重要です。ICT 活用と図書館利用の両立を図る方向で検討していきます。
39	ICT 教育を完全にやめることは難しいと思うが、無駄な税金を使わず、子どもの心の充実や学びの深まりにつながる方法を優先してほしい。教員の業務効率化には ICT を活用していただきたいが、子どもの学びにおける過度なデジタル化は必要ない考える。	1 件	学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。
40	最近の子どもたちは不器用で体力も低下していると言われている。幼少期から電子機器に長時間触れることで、手を使った遊びや自然体験が減少していることが原因と考えられる。小学校では特に、ICT 教育よりも体や指先を使い、友だちと真のコミュニケーションを取る時間を重視していただきたい。	1 件	学校における ICT の活用については、全ての教育活動に一律に導入するのではなく、学習の目的や児童生徒の発達段階に応じて、必要な場面で補助的に活用するものと考えています。 体を動かす活動や手や指先を使った体験、自然や身近な環境に触れる学び、友だちとの関わりを通じたコミュニケーションなど、実体験を重視した学びが重要であるとの認識に立ち、教育活動を進めていきます。
41	電子機器の利用を制限し、休み時間を増やすだけでも、子どもたちの学校生活はより充実すると思う。	1 件	電子機器の利用と休み時間の在り方については、子どもたちの学校生活の充実や心身の健やかな成長に関わる重要な視点であると認識しています。 御提案の内容については、学校における学習と生活のバランスを考える上での一つの示唆として受け止め、今後の取組を検討する際の参考としていきます。
42	主な取組は大変良いと思いますが、研修内容に「子どもは脳も身体も発達過程にある」という点を再確認し、プログラミング学習や	1 件	学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学

	生成 AI に触れさせる年齢について再検討することを加えていただきたい。デジタル教育の先進国から子どもへの影響や弊害を学び、後々に悪影響が出ないようにしていただきたい。		習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。
43	一人一台端末の効率的活用については、年齢が考慮されていないことに大きな不安を感じる。小学生から端末を持ち歩く必要はないのではないか。これは p. 8～p. 14 に掲げられている方向性とも矛盾しているように思う。ICT 教育は、不登校や病気・障害などで集団教育が難しい場合など、特殊なケースでこそ有効だと考える。	1 件	本市としても、ICT 教育は子どもの発達段階に応じて適切に活用することが重要であると考えており、年齢に応じた利用方法や端末の持ち運びの在り方についても、今後慎重に検討していきます。あわせて、ICT は全ての児童生徒に一律に活用するものではなく、不登校や特別な配慮を要する児童生徒の学びを支える有効な手段として活用することも重要であると考えています。
44	子どもたちの発達段階に応じて、まずは直接会話や友だちとの交流、実際に見たり聞いたり触ったり作ったりする「実体験」を重視すべきである。失敗も含めて経験から学ぶ時間を多く確保することが大切である。その後で ICT 教育を適切な場面で活用すれば、効果的な教育機会となる。 アメリカやヨーロッパなど、ICT 教育を先行して導入した国々から子どもへの影響や弊害を学び、つくば市が子どもを守る政策を先取りして「正しい意味での先進国」になってほしいと願う。 表紙に掲げられた「世界のあしたが見えるまち TSUKUBA」が、子どもを守るすばらしい政策を持つまちであってほしい。そのためには、デジタル教科書や一人一台端	1 件	基本目標 1 ・基本方針 2 ・施策 3 において、「実体験を大切にする学びの充実」を掲げています。子どもたちの好奇心を刺激する実体験や人との関わりを通じた学びが、子どもの成長の基盤であるとの認識に立ち、取組を進めていきます。 学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。

<p>末はできるだけ高学年（中学生後半～高校生）からとし、低年齢では実体験を豊富にできる、コミュニケーション豊かな学校教育を望む。映画『夢見る小学校』や大阪の大空小学校のような教育を行う学校を増やす計画をぜひ検討してほしい。</p>		
--	--	--

○ 第3章 施策の展開 基本目標3 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>基本方針8、施策2「地域と連携した活動の充実」(p.43)における「地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化」は大変意義深いものである。しかし現状の「学校支援ボランティア」は学校のお手伝いという位置づけに留まり、対等な連携・協働には至っていない。各校でボランティアが学校のランドデザインを理解し、意見交換できる場を毎年度初めに設けることで、真の【連携・協働】に近づけると考える。したがって記載を「地域と学校が『交流の機会を持ち、』対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化」と修正し、人材活用から人材交流へと発展させ、地域と共に学び合い育ち合う教育の理念に沿った推進をお願いしたい。</p>	1件	<p>当市では、地域と学校が対等な立場で連携・協働し、子どもたちの学びや育ちを支える地域学校協働活動の推進を目指しています。御指摘のとおり、地域との関わりが学校支援にとどまらず、相互に理解を深めながら連携・協働を進めていくことは重要であると認識しています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、以下のように修正します(P43)。</p> <p>【修正前】 地域と学校が _____ 対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。</p> <p>【修正後】 地域と学校が<u>交流の機会を持ち、</u> 対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。</p>
2	<p>教育DXや教育データの利活用に当たっては、学力や出欠状況等の指標だけでなく、児童生徒のウェルビーイングに関する指標もあわせて把握し、支援につなげていただきたい。</p>	1件	<p>教育DXや教育データの利活用については、御指摘いただいたように、デジタル活用による負担軽減と同時に、対面での相談や人とのつながりを大切にする事は、子どもたちが安心して学べる環境</p>

	また、デジタル活用による負担軽減と同時に、対面での相談・人とのつながりを大切にする「つくば市版ハイブリッド教育DX」を推進していただきたい。		づくりに資するものと考えます。いただいた御意見を参考に、今後の取組の検討に活かしていきます。
3	P42 学校に地域の人がいつでも集まれる場所をつくってほしい。また放課後、校庭を開放し、地域の人たちが集まって見守るなか、こどもたちが残って遊んで帰れるようになると素敵だと思う。	1 件	学校と地域との連携については、コミュニティ・スクールの取組を通じて、地域住民が学校運営に参画し、学校を核とした地域づくりを進めています。 学校施設の活用や放課後の在り方については、安全管理や運営体制等を踏まえる必要がありますが、コミュニティ・スクール推進会議での議論等を通して、地域と学校のより良い関係づくりに向け、いただいた御意見を参考に検討していきます。
4	筑波山登山遠足の再開を希望する。つくば市民にとってのランドマークである筑波山から学ぶことは、地域理解にもつながる。また、市の公園である洞峰公園も季節ごとに学びの場として活用していただきたい。	1 件	基本目標3・基本方針8・施策1において、地域の自然や文化を生かした学びの推進を掲げており、筑波山をはじめ、桜川や小貝川、洞峰公園などの身近な自然環境を学びの場として活用することは、地域理解を深めるとともに、社会性やSDGsの視点を育む上でも重要であると認識しています。 筑波山登山遠足については、つくば市にとって象徴的な地域資源であり、教育的意義のある取組である一方で、児童生徒の安全確保や体力差への配慮、学校現場の負担なども含め、総合的な検討が必要であると考えています。 御意見を今後の参考としつつ、地域の自然や公園等を活用した体験的な学びについて、各学校の実情に応じた形での充実に努めて

			いきます。
--	--	--	-------

○ その他の意見 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>子どもへの発展的な学びの場の整備 理科・数学・歴史・医学・栄養・スポーツ・データサイエンス・アートなどに強い興味を持つ子どもや、伸びる可能性の高い子どもに対して、市内研究所・大学・病院・企業と連携した発展的な教育プログラム（サイエンスキャンプ、ヘルス・ラボ見学、研究者による出前授業など）を拡充していただきたい。</p> <p>また、学校外での学びと休暇を組み合わせた「ラーケーション」のような仕組みを整え、研究機関見学や健康・食育プログラムを親子で体験できる場を設けることで、探究心やキャリア形成、健康リテラシーの向上につながると考える。</p>	1件	<p>子ども一人ひとりの興味・関心や可能性に応じた発展的な学びの機会を充実させることは、本市の特色を生かした教育として重要であると認識しています。研究機関や大学、企業等と連携した体験的・探究的な学びについては、今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p> <p>また、学校外での学びと休暇を組み合わせた「ラーケーション」については、茨城県において制度化されている取組であり、研究機関見学等にも活用できる制度となっています。</p>
2	<p>大人・求職者・障がい者へのリスクリング推進 生活習慣病予防やメンタルヘルスの維持には、安定した就労と「学び続けられる環境」が不可欠である。求職者や非正規労働者、子育て・介護で離職した方、障がい者、高齢者などが、無理のないペースで参加できる E ラーニング、夜間・週末の社会人講座や地域学習の場、健康・栄養・運動・生活管理に関する講座と職業スキルを組み合わせたプログラムにアクセスしやすくなるよう、市</p>	1件	<p>求職者や非正規労働者、子育てや介護で離職した方、障がい者や高齢者など、多様な方々が安心して学び続けられる環境を整えることは、安定した就労や生活習慣病予防、メンタルヘルスの維持に資する重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、E ラーニングや夜間・週末の社会人講座、地域学習の場の充実に加え、健康・栄養・運動・生活管理と職業スキルを組み合わせたプログラムの提供、さらにオンラインと対面を組み合わせた柔</p>

	として支援や情報提供を強化していただきたい。オンラインと対面を組み合わせることで、心身の負担が大きい方でも参加しやすい仕組みを検討していただきたい。		軟な仕組みは、心身の負担が大きい方でも参加しやすい環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見を参考に、支援や情報提供の強化を進め、誰もが学び続けられる社会の実現に努めていきます。
3	障がい者・高齢者の就労機会創出 市内研究機関には膨大な研究データや紙資料、図面、実験記録、論文コピーなどが存在し、今後デジタルアーカイブ化やデータ整理のニーズが高まると考えられる。これらの整理・スキャンニング・入力作業・資料のラベリングなどは在宅勤務や短時間勤務と相性が良く、就労継続支援事業所や障がい者雇用、高齢者の生きがいつくりの仕事として活用できる可能性がある。つくば市として研究機関・大学・企業と連携し、こうした業務を積極的に委託する仕組みづくりを検討していただきたい。	1件	障がい者や高齢者の就労機会創出については、生きがいつくりや社会参加の促進に資する重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、研究機関等におけるデータ整理やアーカイブ化業務は、在宅勤務や短時間勤務と相性が良く、就労継続支援事業所や障がい者雇用の場として活用できる可能性があります。いただいた御意見は、関連する担当部局へ共有させていただきま
4	障害者優先調達推進法の活用 データ整理・スキャンニング・入力業務、健康関連パンフレット作成・封入作業、イベント運営補助などについて、障害者優先調達推進法を積極的に活用し、市として率先して発注していただきたい。これにより、障がい者の経済的自立や社会参加を進めると同時に、孤立防止・メンタルヘルス悪化予防・生活習慣改善にもつながり、「健康つくば21」の目標とも整合的になると考える。	1件	障害者優先調達推進法の活用については、障がい者の経済的自立や社会参加を進めるための重要な取組であると認識しています。いただいた御意見は、関連する担当部局へ共有させていただきま
5	健康・教育・雇用を一体で考える	1件	健康づくりを教育・雇用・福祉・

	<p>視点 本計画の中に「健康づくりを教育・雇用・福祉・産業振興と一体で進める」という視点を明文化し、子どもには、興味に応じた発展的な学びと職業観形成、大人には、リスクリングと安定した就労機会、障がい者・高齢者には、無理のない社会参加と収入確保を通じて「健康格差」や「所得格差」が健康に与える影響を軽減する方向性を示していただきたい。</p>		<p>産業振興と一体的に推進する視点については、社会全体の持続的な発展に資する重要な考え方であると認識しています。御指摘いただいたように、子どもには発展的な学びと職業観形成の支援、大人にはリスクリングと安定した就労機会の提供、障がい者や高齢者には無理のない社会参加と収入確保を可能とする仕組みを整備することは、健康格差や所得格差の影響を軽減する上で大切な視点です。いただいた御意見は、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p>
6	<p>つくば市は研究学園都市として、多数の研究機関・大学・企業が集積している強みを生かし、第4期教育振興基本計画で示された探究・STEAM教育やSociety5.0人材育成のモデル地域となることを目指していただきたい。児童生徒の興味・関心が高い分野については、市内研究機関と連携した「発展的学習」「高度な探究活動」「ラーケーション(学び+バケーション)」の機会を体系的に整備し、特に興味関心の高い子どもがより深く学べるような仕組みづくりをお願いしたい。</p>	1件	<p>つくば市は研究学園都市として、多数の研究機関・大学・企業が集積している強みを有しており、探究・STEAM教育やSociety5.0人材育成の推進において重要な役割を担えると認識しています。御指摘いただいたように、児童生徒の興味・関心に応じて、市内研究機関と連携した発展的学習や高度な探究活動の機会を体系的に整備することは、子どもたちがより深く学びを追究できる環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見を参考に、教育環境の充実に努めていきます。なお、「ラーケーション」については、茨城県が取組として制度化されていますので、御活用ください。</p>
7	<p>不登校児童生徒やヤングケアラー、発達特性のある子どもなど、多様なニーズを抱える子どもたちが、市内どこにいても学びから</p>	1件	<p>不登校児童生徒やヤングケアラー、発達特性のある子どもなど、多様なニーズを抱える子どもが市内どこにいても学びから切り</p>

	<p>切り離されないよう、GIGA 端末や E ラーニングを活かした「つくば型の多様な学び」の整備をお願いしたい。</p> <p>特異な才能のある児童生徒についても、市内研究機関や大学と連携した少人数オンライン講座やメンタープログラムなど、興味・関心を伸ばす仕組みを構築していただきたい。</p> <p>また、夜間中学や定時制・通信制等との連携強化により、学び直しのルートを途切らせないことも要望する。</p>		<p>離されないようにすることは、教育の公平性を確保する上で重要な視点であると認識しています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、今後の取組の検討に反映していきます。</p>
8	<p>第 4 期教育振興基本計画では「多様な教育ニーズへの対応」や「障害者の生涯学習」「生涯学び活躍できる環境」が掲げられている。つくば市においても、高齢者や障害のある方、就労が途切れた方に対して、学びと就労支援を一体的に提供する仕組みを構築していただきたい。</p> <p>具体的には、市内の教育機関・研究機関が抱えるデータ整理・スキヤニング・入力業務などを、障害者優先調達推進法を活用して福祉的就労・就労継続支援事業所に発注し、E ラーニングによる基礎スキル研修と組み合わせることで、「学びながら働く」リスキリングの場とすることを提案する。</p>	1 件	<p>第 4 期教育振興基本計画に掲げる「多様な教育ニーズへの対応」「障害者の生涯学習」「生涯学び活躍できる環境」の理念を具体化するためには、学びと就労支援を一体的に提供する仕組みを整えることが重要であると認識しています。いただいた御意見は、参考にさせていただくとともに、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p>
9	<p>つくば市は大学・研究機関・企業が集積した強みを活かし、リカレント教育・社会人教育のモデル都市を目指していただきたい。AI・DX・グリーン（脱炭素）・ヘルスケアなど成長分野に関する社会</p>	1 件	<p>つくば市は大学・研究機関・企業が集積する強みを有しており、リカレント教育や社会人教育の推進において重要な役割を担えると認識しています。御指摘いただいたように、AI・DX・グリーン（脱</p>

	<p>人向け講座や、求職者・子育て世代・シニアを対象としたEラーニングや夜間・週末講座を、公民館や図書館等の社会教育施設とも連携しながら体系的に整備していただければと思う。</p>		<p>炭素) ・ヘルスケアなど成長分野に関する社会人向け講座や、求職者・子育て世代・シニアを対象としたEラーニングや夜間・週末講座を、公民館や図書館等の社会教育施設と連携して体系的に整備することは、誰もが学び続けられる環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>ウェルビーイングと生涯学習を両立させる観点から、公民館・図書館・博物館・科学館などの社会教育施設を、子どもから高齢者までが安心して集い学べる「つくば市版ウェルビーイング拠点」として位置づけていただきたい。</p> <p>学習支援だけでなく、居場所機能、相談機能、オンライン学習のサポート、世代間交流や多文化交流などを組み合わせることで、地域コミュニティの再生と孤立防止にもつなげられると考える。</p>	1 件	<p>公民館・図書館・博物館・科学館などの社会教育施設で子どもから高齢者までが安心して集い学べることは、生涯学習の推進と地域コミュニティの再生に資する重要な視点であると認識しています。御指摘いただいたように、学習支援に加え、居場所機能や相談機能、オンライン学習のサポート、世代間交流や多文化交流を組み合わせることは、孤立防止や地域のつながり強化につながるものと考えます。いただいた御意見は、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>第4期つくば市教育振興基本計画(案)及び概要版(案)を拝見し、非常に充実した内容に感銘を受けた。一方で、全国学力テストの低下や不登校・いじめの増加、さらには教師による不祥事などが報じられており、社会の大きな変化やAI時代への対応が求められる中で、文科省・茨城県・つくば市教育局が教育方針の転換を図っているように感じる。</p> <p>しかしながら、地域で子どもたち</p>	1 件	<p>第4期つくば市教育振興基本計画(案)及び概要版(案)について、充実した内容との御評価をいただき、ありがとうございます。近年、社会環境の急速な変化やAI技術の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、本市では、つくば市教育大綱及び本計画に基づき、将来を見据えた教育施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。</p>

	<p>の教育に関わる人々やボランティアの声によれば、学校現場の教育は依然として旧来のままであり、「授業参観で驚いた」「昭和の時代そのまま」といった指摘が寄せられている。現場の教員や校長の問題なのか、教育カリキュラムと「つくばスタイル科」との連携不足なのか、あるいはさらに大きな構造的課題があるのか、改善の余地を感じている。</p> <p>なお、今回のパブリックコメント募集の趣旨とは直接合致しませんが、当方は新型コロナウイルス感染症流行期から「地域とのコミュニケーション」を目的に「ふれあい通信」を月2～3回発行してきた。感染症法上の分類変更後も部数を減らしつつ継続しており、その中で教育や学校に関する記事を抜粋・整理したものを提出するので、地域住民の声やマスコミ報道をまとめたものとして、今後の参考としていただければ幸いである。</p>		<p>一方で、御指摘のとおり、教育施策の理念や方向性が学校現場に十分に浸透していないのではないかと御懸念については、真摯に受け止める必要があるものと認識しています。本計画に示す基本理念や施策の趣旨が、各学校の教育活動に適切に反映されるよう、引き続き周知や共有に努めていきます。</p>
12	<p>1の2の2について 現在行われている「青い羽根」事業が本計画のどの施策に位置づけられるのかが不明確である。事業の目的や内容に照らして、どの基本目標・方針・施策に含まれるのかを明示していただきたい。</p>	1件	<p>本計画は、教育分野に関する施策の方向性を示すことを目的としています。つくばこどもの青い羽根基金は、こども部が所管する事業であり、基金を活用した事業については、第2期つくば市こども未来プランに位置付けて推進しています。</p>
13	<p>つくば市の小学校は中心部と周辺部で状況が異なる。基本計画に沿って一律に実施するのではなく、各校の実態を最も理解している校長先生に裁量権を与え、学校ごとの状況に応じた運営を可能</p>	1件	<p>本計画は、つくば市における教育施策を推進するための基本的な方針を示すものであり、地域ごとの実情や学校規模、教育環境に違いがあることは認識しています。各学校においては、本計画の理念</p>

	にすることが大切だと考える。		を踏まえつつ、各学校ごとのグラ ンドデザインを策定し、それぞれ の地域や学校の状況に応じた学 校運営を行っています。 今後も、本計画に基づく取組を進 めながら、各学校の実情に応じた 柔軟な運営が図られるよう取り 組んでいきます。
14	学習チューター、スーパーバイザ ー、インタラクティブ、インクル ーシブ、ミドルリーダー、スクー ルカウンセラー、スクールソーシ ヤルワーカーなど、横文字が多 い。一体何を意味するのかわかり にくい。	1 件	本計画においては、国の制度や専 門的な取組を示す中で、一定程 度、専門用語や外来語を用いて記 載しています。 一方で、横文字が多く分かりにく いとの御指摘については、計画全 体の読みやすさとのバランスを 踏まえ、全ての用語に逐一注釈を 付すことはしていませんが、重要 な用語については本文中での説 明や用語集等により、理解しやす くなるよう配慮しています。
15	全体を通して。 これまでの授業は「教え」が中心 である。「学び」に変換するには、 時間割や授業を抜本的に見直す ための、調査・研究をつくば市と して実施できるように検討すべ き。	1 件	これまでの授業が「教え」を中心 として構成されてきたという課 題認識については、本市としても 共有しており、子どもが主体的に 学ぶ「学び」への転換が重要であ ると考えています。本市では、教 育大綱に掲げる3本柱の1つであ る「教えから学びへ」の理念のも と、探究的な学習や対話を重視し た授業改善に取り組んでおり、時 間割や授業の在り方についても、 学校現場の実践を踏まえながら 見直しを進めています。こうした 取組を通じて、子ども一人ひとり の学びを中心に据えた教育の実 現を図っていきます。

■ 修正の内容

○ 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって について

修正前	修正後
<p>P 3</p>	<p>P 3</p>
<p>P 4</p>	<p>P 4</p>

○ 第2章 つくばが目指す教育 について

修正前	修正後
<p>P 5</p>	<p>P 5 削除</p>

○ 第3章 施策の展開 基本目標1 について

修正前	修正後
<p>P10 「つくば 21 世紀型能力」</p>	<p>P10 「つくば 21 世紀型能力※」 ※つくば 21 世紀型能力：次世代を担う 児童生徒に身に付けさせたい力とし</p>

	て、「 <u>21世紀型能力</u> 」を基盤として、 <u>つくば市の目指す資質・能力を整理・構築したもの</u>
P11 つくば市教育大綱の理念と類似する <u>_____</u> イエ ナプラン教育	P11 つくば市教育大綱の理念と類似する、 <u>自律と共生を学ぶことを目的としたイエ ナプラン教育</u>
P15 国籍や人種、言語、性差・性別、 <u>性的指 向</u> 、経済状況、宗教、障害の有無に関わ らず	P15 国籍や人種、言語、性差・性別 <u>_____</u> 、経済状況、宗教、障害の有無に関わ らず
P16 また、 <u>障害者のための生涯学習講座など の実施を通して、誰もが生涯を通じて学 習に取り組むことができるようにしま す。</u>	P16 削除
P18 <u>民間の不登校児童生徒支援事業を利用 する家庭への補助制度を導入するなど、 児童生徒の学習環境や居場所の選択肢 を増やすことで、子どもたちの社会的自 立に向けた支援の充実を図っていきます。</u>	P18 <u>児童生徒が多様な学習環境や居場所を 選択できるように制度を整備し</u> <u>_____</u> 、子どもたちの社会的自 立に向けた支援の充実を図っていきます。

○ 第3章 施策の展開 基本目標2 について

修正前	修正後
P37 企業における出前講座の活用や、異年齢 交流の <u>創出_____</u> <u>_____</u> など、多様な学習機会を提供し ます。	P37 企業における出前講座の活用や、異年齢 交流の <u>創出_____</u> 、 <u>障害者のための生涯 学習講座</u> など、多様な学習機会を提供し ます。

○ 第3章 施策の展開 基本目標3 について

修正前	修正後
P43 地域と学校が <u>_____</u> 対等な 立場で連携・協働して行う地域学校協働 活動の活性化を図ります。	P43 地域と学校が <u>交流の機会を持ち</u> 、対等な 立場で連携・協働して行う地域学校協働 活動の活性化を図ります。

※このほか、パブリックコメントによるものではありませんが、以下の修正を行いました。

1 P6

計画の体系図に、小中学生を対象としたアンケート調査結果を基に、「こどもが大切にしたいと思っていること」のアイコンマークを付しました。

2 P11、P17～19、P23、P25、P28、P31～32、P38、P40～41、P43 に、写真を挿入しました。

3 P52 以降に、参考資料として以下を追加しました。

- (1) 計画策定体制・策定の経緯
- (2) 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項
- (3) 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- (4) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果

小中学生を対象としたアンケート調査の結果について

1 調査の概要

(1) 目的

第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子供の意見を聴取し、計画に反映することを目的とする。

(2) 対象者

つくば市内の小中学生

(3) 実施期間

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和7年(2025年)12月10日(水)まで

(4) 調査方法

インターネット調査(いばらき電子申請・届出サービス)

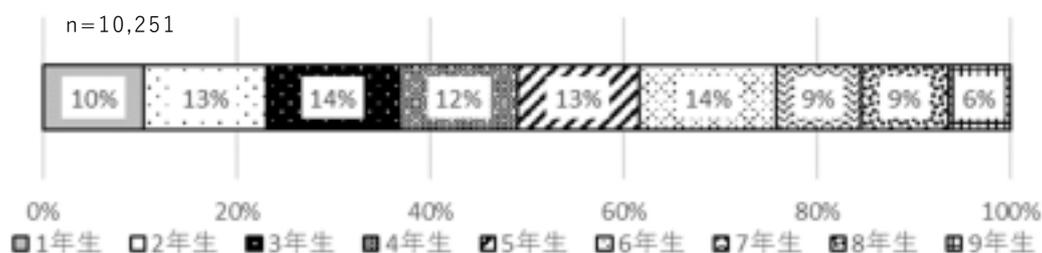
(5) 回収状況

A	B	C	D
学年	回収数 (件)	(参考) 児童生徒数(※) (人)	(参考) B/C
1～3年生	3,781	8,200	46.1%
4～6年生	3,992	8,265	48.3%
7～9年生	2,478	6,688	37.1%
合計	10,251	23,153	44.3%

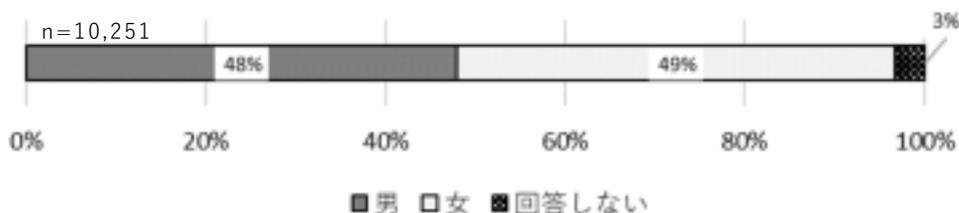
(※) 児童生徒数は、市立小中義務教育学校の在籍者数(令和7年(2025年)12月1日現在)であり、県立・私立等に通学する児童生徒数は含まない。

2 回答者の属性

(1) 学年別構成比



(2) 性別構成比



3 調査結果

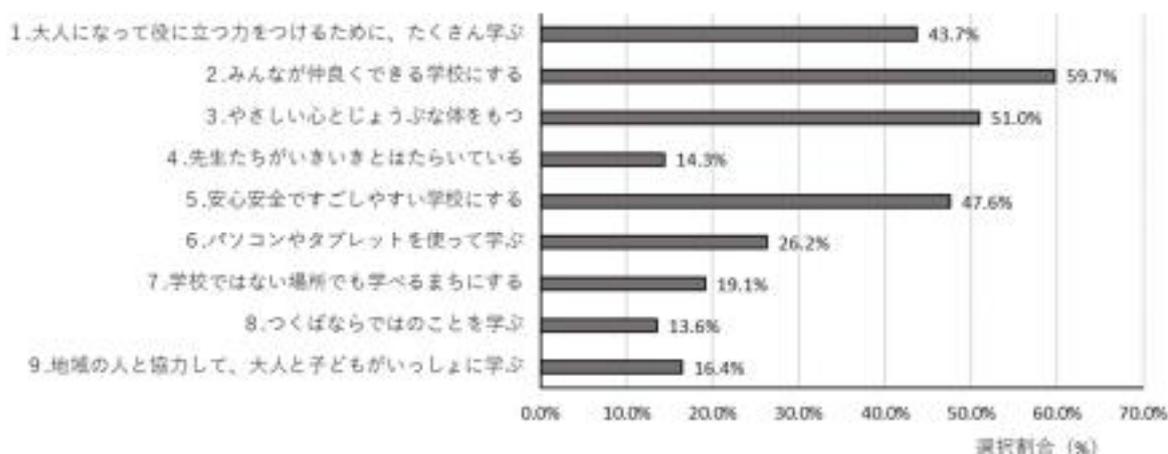
つくば市の教育や学校生活、勉強に関して、大切にしたいことやこれから取り組みたいことについて、第4期つくば市教育振興基本計画（案）の基本方針1から9までの中から、1人当たり最大3項目までを選択し、回答してもらった。

なお、基本方針1から9までの表現は、以下のとおり小中学生にも分かりやすい表現としている。

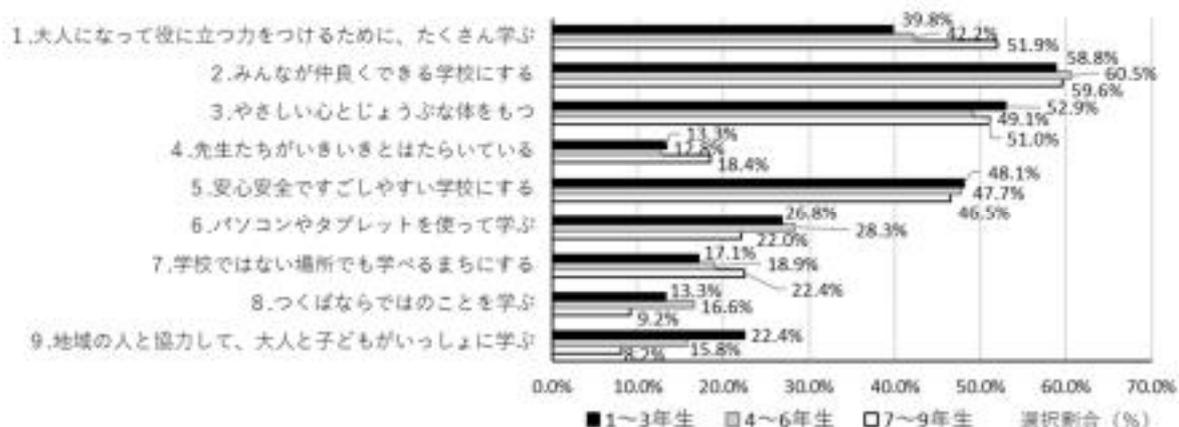
No.	基本方針	小中学生を対象としたアンケート調査における表現と具体例	
		基本方針 (選択肢)	具体例
1	未来をひらく力を育む	大人になって役に立つ力をつけるために、たくさん学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 自分で考える力をつける。 「なぜ？」を大切にして、友達と協力しながら学ぶ。
2	互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	みんなが仲良くできる学校にする	<ul style="list-style-type: none"> いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる。
3	豊かな心と健やかな体を育む	やさしい心とじょうぶな体をもつ	<ul style="list-style-type: none"> みんなが思いやりの心を持つ。 音楽を聞いたり、芸術を見たりする時間がふえる。 部活動で専門のコーチから指導が受けられる。
4	教職員が安心して学び・働き続けら	先生たちがいきいきとはたらい	<ul style="list-style-type: none"> 先生たちも勉強して、ワクワクする授業をたくさん受けられる。

	れる環境を整備する	る	<ul style="list-style-type: none"> 先生がいそがしすぎないようにする。
5	「学び」を保障する学校環境を整備する	安心安全ですごしやすい学校にする	<ul style="list-style-type: none"> きれいな教室やトイレで過ごせる エアコンがついた体育館で過ごせる。 つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食を食べる。
6	I C Tを活用した学びを推進する	パソコンやタブレットを使って学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> パソコンやタブレットを、学校や家ですきなときに使って学ぶ。 A Iをじょうずに使えるようになる。
7	「学び」を支える機会を広げる	学校ではない場所でも学べるまにする	<ul style="list-style-type: none"> 家や学校ではないところでも学べる場所がたくさんある。 図書館の本を新しくして、みんなが使いやすい図書館で過ごせる。
8	つくばらしさをいかした「学び」を推進する	つくばならではのことを学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> つくばの研究所に行ったり、筑波山などの自然について学ぶ。 つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	地域の人と協力して、大人と子どもがいっしょに学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人と協力してもっといい学校をつくる。 地域の人が学校と協力して企画したイベントに参加する。

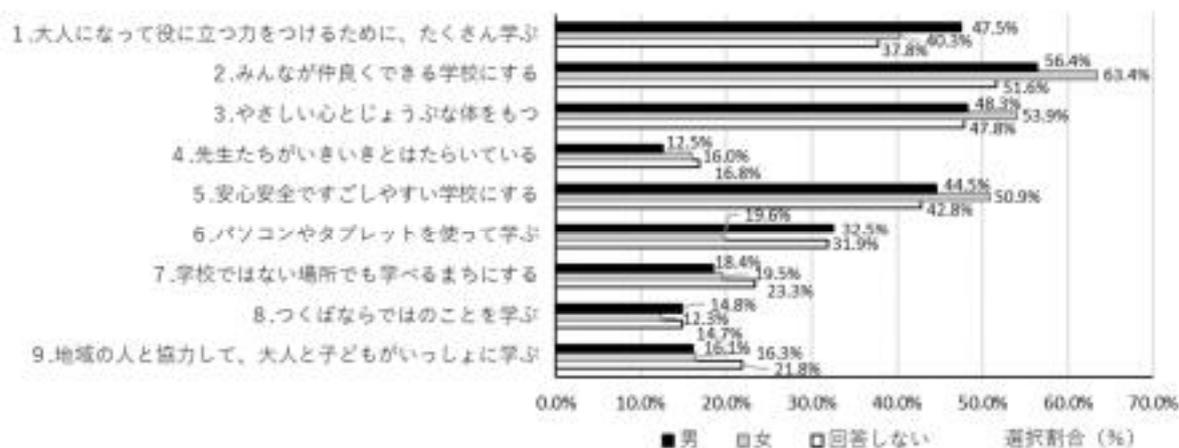
(1) 総計



(2) 学年階層別の回答内訳



(3) 性別による回答内訳



(3) 主な意見の内容

No.	分類	主な内容
1	いじめ・人間関係 (約 1,000 件)	<p>全学年を通じて最も多い意見であり、いじめや争いのない、平和で安心できる学校生活を求める声が多く寄せられている。低学年では単純に「仲良くしたい」という願望が主だが、学年が上がると「差別のない環境」「互いを認め合う関係」「相談しやすい雰囲気」など、精神的な安全性を具体的に求める内容へと深化している。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめや悪口がなく、全員が安心して通える学校にしたい。・困っている人がいたら助け合い、誰とでも仲良くできる環境を作りたい。・外国人や障がいのある人など、多様な人が差別されず共生できる学校・まちにしたい。
2	まちづくり・環境 (約 600 件)	<p>登下校中の安全（不審者対策、街灯の増設、歩道の整備）に関する要望と、地域の公園や自然環境の整備を求める声を中心である。特に「公園をきれいにしてほしい」「ゴミのポイ捨てをなくしたい」といった美化意識や、公園の遊具の整備を求める意見が多く寄せられている。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・街灯が少なく暗い道があるため、明るく安全にしてほしい。・公園の遊具を整備し、誰もが気軽に遊べるきれいな場所を増やしてほしい。・ゴミのない清潔なまちを目指し、自然環境を大切にしたい。

3	設備・施設 (約 300 件)	<p>学校施設の老朽化対策と快適性の向上を求める意見が多い。特にトイレの改修（清潔化、洋式化）と、夏の暑さ対策としての体育館へのエアコン設置要望が集中している。また、GIGA スクール構想に関連し、タブレット端末の更新や Wi-Fi 環境の改善を求める声も一定数存在する。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレが古く汚れているため、きれいで使いやすい洋式トイレに改修してほしい。 ・夏場の体育館が非常に暑いいため、エアコンを設置してほしい。 ・校舎の老朽化箇所（雨漏り等）の修繕や、学習用端末の通信環境を改善してほしい。
4	学校生活・校則 (約 230 件)	<p>中高学年を中心に、学校生活のルール緩和を求める意見が目立つ。休み時間の延長や、制服・髪型の自由化、学校へのスマートフォンの持ち込み許可などが主な論点である。生徒の自主性を尊重し、時代に合わせた合理的なルール作りを望む傾向が見られる。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間を長くし、自由に遊んだりリフレッシュしたりできる時間を増やしてほしい。 ・髪型や服装（制服・ジャージ登校等）について、個人の自由を認める校則に見直してほしい。 ・スマートフォンの持ち込みや使用について、一定のルール下で許可してほしい。
5	学習・授業 (約 220 件)	<p>「楽しい授業」「わかる授業」への希求が強い。苦手科目の克服支援や、実験・実技など体験的な学習の増加を求める声がある。また、ICT 機器の積極的な活用や、塾に行かなく</p>

		<p>ても学校だけで理解できるような指導の充実を求める意見も見られる。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強が苦手な児童生徒でも楽しく理解できる、わかりやすい授業をしてほしい。 ・タブレットやAIなどを活用した、最先端の学習を取り入れてほしい。 ・自習室の設置や放課後の学習サポートなど、学習に集中できる環境を整えてほしい。
6	<p>行事・体験 (約 170 件)</p>	<p>運動会、文化祭、修学旅行などの学校行事の充実や復活を望む声が多い。他学年との交流や、地域と連携したイベント、自然体験教室など、座学以外の活動の場を強く求めている。</p> <p>【意見の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で盛り上がる行事やイベントを増やしてほしい。 ・他学年や地域の人と交流できる機会を設けてほしい。 ・遠足や宿泊学習など、校外での体験活動を充実させてほしい。
7	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学や研究所と連携した授業を受けたい」「最先端の科学技術に触れたい」といった、研究学園都市としての地域資源を活かした教育を求める意見が複数見られた。 ・「学校に行きづらい人でも学べる場所がほしい」「無理して学校に行かなくてもよい環境」など、不登校傾向にある児童生徒からの、多様な学びの場や居場所を求める切実な声が散見される。

令和8年(2026年)1月26日(月)
第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会

第4期

つくば市

教育振興基本計画(案)

令和8年(2026年)3月

〔対象期間〕

令和8年度(2026年度)から

令和12年度(2030年度)まで

は じ め に

(教育長挨拶が入ります。)

目次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向	2
3 県の動向	2
4 市の動向	2
5 計画の位置付け	3
6 計画の対象	3
7 計画期間	4
第2章 つくばが目指す教育	5
1 計画の基本理念・目標	5
2 計画の体系	6
第3章 施策の展開	8
基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	8
基本方針1 未来をひらく力を育む	8
基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	15
基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む	20
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	24
基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	24
基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	28
基本方針6 ICTを活用した学びを推進する	33
基本方針7 「学び」を支える機会を広げる	36
基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	39
基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	39
基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	42
第4章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理	45
第5章 つくば市の教育の状況（各種統計データ）	46
参考資料	52

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人がつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取組状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定（令和5年（2023年）6月16日 閣議決定）

令和5年（2023年）6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年（2019年）8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年（2020年）3月につくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定し、また、計画期間の満了に伴い、令和7年（2025年）4月に改定しました。この改定においては、令和2年（2020年）に策定した内容を基本的に継承しています。

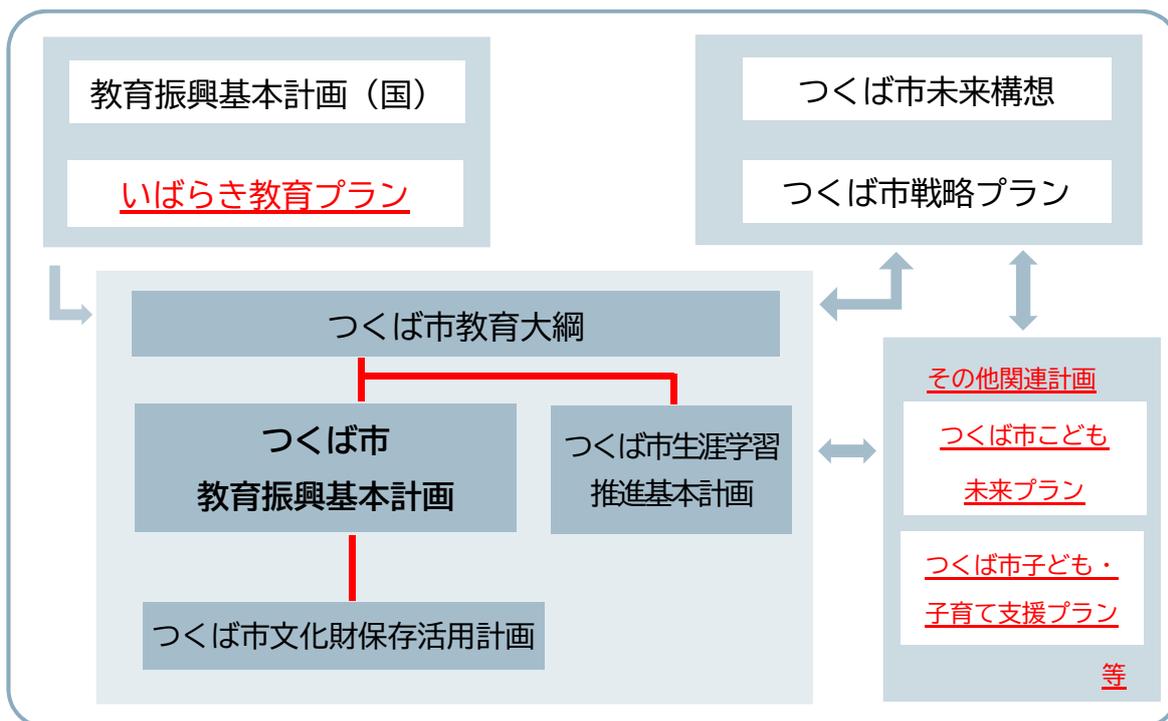
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
つくば市 未来構想	未来構想							
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱					
教育振興 基本計画	<u>第3期つくば市教育振興基本計画</u>		第4期つくば市教育振興基本計画					

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とし、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基 本 理 念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切
にする

「学び」の多様性に対応する
場と機会を整える

地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

2 計画の体系



子どもたちの意見を本計画に反映するため、小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。
その結果、子どもたちが「特に大切にしたい」と多く選んだ基本方針については、このアイコンマークを付しています。
なお、アンケート調査の詳細については、55ページ以降に掲載しています。

基本理念	基本目標	基本方針		施策			
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む 	1 個別・双方向による多面的な学びの推進	2 幼児教育・遊びの充実	3 学校外の学びの充実		
			2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する 	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障	2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援	3 家庭への支援の充実	
				3 豊かな心と健やかな体を育む 	1 豊かな心の育成	2 健やかな体の育成	
		2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える			4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	1 教職員への支援体制の充実	2 教職員の「働き方改革」の推進
			5 「学び」を保障する学校環境を整備する 	1 学校施設・教育用備品等の充実		2 学校の安全体制の確立	3 学校等の適正配置
				6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実	2 ICT教育環境の充実	
					7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実	2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進
				3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する		8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進
			9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する		1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実		2 地域と連携した活動の充実

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。

最上位目標 一人ひとりが幸せな人生を送ること

最上位目標

一人ひとりが幸せな人生を送ること

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

— 考え方の転換 —

- ①「教え」から「学び」へ
- ②「管理」から「自己決定」へ
- ③「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する



施策の展開

基本目標 1 | 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの
「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

施策の方向性 //

当市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。さらに、「認知能力偏重」から「非認知能力※の再認識」へと考え方を転換し、知識偏重の教育ではなく、全人教育※を目指します。

問いから始める学びと魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、当市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

主な取組 //

- ◆ 個別最適・協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科による発信型プロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

個別最適・協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課、総合教育研究所

子どもたちが新しい時代をよりよく生きるための力を育むには、教えられた知識を覚えるだけではなく、一人ひとりの興味・関心を基にした、子どもたち自身の中から沸き上がってきた個々の疑問を大切に「問いから始める学び」を推進し、子ども主体の教育を進める必要があります。

これからの学校教育には、一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、教科担任制※やチーム・ティーチング※などのための教員配置、「インタラクティブスタディ※」による学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。そして、課題解決学習モデルとしての「つくば7C学習※」を教科横断的に展開し、ICTを活用した7つの資質能力の育成も目指しています。

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくりの伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※チーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※インタラクティブスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるeラーニングシステム。

※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたもの。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指す。

自己決定を重視した教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

変化の激しい社会で、自ら未来を切り開き、幸せな人生を送るためには、学びの主体性を高め、批判的思考や創造力、変化に適応できる力などを養うことが重要です。そのためには、子どもたちに、受け身ではなく能動的に学ぶ姿勢が身に付くよう、自ら課題を見つけ、考え、行動する力を育む教育を推進し、子どもたちの自己決定の機会を保障することが大切です。

学校では、子ども主体の学校づくりを目指します。具体的には、学校生活のきまりごとに関し、子どもたち自らが課題を見つけ、多様な人々と対話を重ね、納得できる答えを創り出すルールメイキングを実施し、問題解決能力や創造力を高め、主体的な学びを展開します。

このほか、学校行事や授業などあらゆる教育活動で、子どもたちの自己決定を重視した教育を推進します。

非認知能力を意識した学校での教育活動の推進

主な担当課等 : 学び推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切です。初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的な課題への挑戦や、他人を思い、規範意識を持った行動から、他者への信頼感や自己有用感が実感できる教育に取り組みます。

つくばスタイル科による発信型プロジェクト学習の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、3つの学びのステップ「In（課題を見つける）、About（情報を集める）、For（何ができるか考え、発信する）」による学習を展開し、次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力としてつくば市が整理した、非認知能力を含む「つくば21世紀型能力※」の育成を図ります。

※つくばスタイル科：平成24年度（2012年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの9年間を貫く次世代型カリキュラム。

※つくば21世紀型能力：次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力として、「21世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を整理・構築したもの。

小中一貫教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

当市では、「子どもの成長の連続性の保証」を実現すべく、市内全ての小中義務教育学校で小中一貫教育を実施しています。中学校区を単位として学園を形成し、義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。また、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの充実に努めます。

小規模特認校の設置

主な担当課等 : 学務課、学び推進課

当市では、小規模校の特色を活かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出するために、令和8年度から谷田部南小学校、栗原小学校を小規模特認校とします。これらの学校では、つくば市教育大綱の理念と類似する、自律と共生を学ぶことを目的としたイェナプラン教育の考え方を参考に「子どもが自ら問いを立て、探究する学び」や「異学年学習による社会性の育成」を重視した教育活動を展開し、一人ひとりの探究心や主体性を育んでいきます。



つくばスタイル科における学習の様子

施策2 幼児教育・遊びの充実

施策の方向性

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々楽しく安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかし、補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

主な取組

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等 : 学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々の子どもたちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

子どもの主体性や創造性を尊重し、子どもたちの自発的な遊び込みを中心とした幼児教育を展開することで、非認知能力を高め、好奇心や探究心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

主な担当課等 : 学び推進課

幼児教育施設ではアプローチカリキュラム※を、小学校ではスタートカリキュラム※を着実に実行します。そして、これらをいかながら幼児教育と小学校教育の学びと育ちの連続性により重点を置き、幼児教育施設と小学校が共通の理念をもって作成する架け橋カリキュラム※についての検討を進め、その接続性の向上に努めます。

幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を指針として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※架け橋カリキュラム：幼児期から児童期の発達を見通し、幼児教育施設・小学校における教育・保育の内容、指導計画等の作成の前提となる、5歳児から小学校1年生までの期間（架け橋期）を一体的に捉えたカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の10項目について、育ってほしい資質・能力

公立幼稚園の在り方の検討

主な担当課等 : 学務課

当市の公立幼稚園については、定員に対する充足率が低いなどの課題のある中、3歳児保育や預かり保育の実施など、利用者の多様なニーズへ対応していく必要があります。このような現状から、公立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、少子化等の社会情勢及び利用者ニーズを踏まえた効果的・効率的な公立幼稚園の運営体制等を検討し、幼児教育の充実につなげていきます。

施策3 学校外の学びの充実

施策の方向性 //

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図るとともに、全人教育を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

実体験を大切にする学びの充実

主な担当課等 : 生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通じた学びが大切です。当市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

非認知能力を高める学校外での学びの充実

主な担当課等 : 学び推進課、生涯学習推進課

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っています。保護者に対しては家庭教育学級などを活用し、その重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

施策の方向性 //

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別~~一性的指向~~、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成

主な担当課等 : 学び推進課

共生社会の形成に向けて、子どもの権利を尊重し、豊かな人間性が醸成され、子どもたちが共に学び、共に育つことのできる教育環境を整えます。また、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見表明と参加の機会を創出する取組を進めます。

幼児教育では、遊びの中で子どもが多様な他者とふれ合い、一緒に活動する楽しさを味わう体験を数多く重ねます。その中で、互いの持ち味やよさを認めることができるよう援助することにより、人と関わる力の基礎を培います。

学校教育では、教育活動全体を通して、自分の意見を持ちながら、自分と異なる考え方を尊重する風土を大切にし、思いやり、感謝、相互理解、寛容の心を育てていきます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で特別支援教育に取り組みます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の理解を深めるために研修を行い、教職員の密な連携により、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援方法の検討やICTの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

様々な心身の特性や考え方をもち子どもたちがふれ合い、共に活動することにより、経験を広め、社会性を養えるよう、通常の学級と特別支援学級との間の交流及び共同学習を推進します。そして、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援します。

帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。~~また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。~~

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

施策の方向性 //

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に加え、ハートフルSルーム※の設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援を推進するとともに、いじめや貧困等教育に影響する様々な課題に対する支援体制を整えていきます。

※ハートフルSルーム：学校や教室に行きづらいと感じる児童生徒が、ゆっくり落ち着いたり、好きな学習をしたりすることができる学校内の居場所（校内フリースクール）のこと。専任職員や教員が連携しながら、児童生徒への学習支援や相談対応などを行う。



ハートフルSルーム

主な取組 //

- ◆ 保護者が抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

保護者が抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、複数の教員により子どもたちを見守ることで、状況の把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置したハートフルSルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、児童生徒が多様な学習環境や居場所を選択できるように制度を整備し民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。



つくしの広場の様子



ひだまり広場の様子

施策3 家庭への支援の充実

施策の方向性 //

本市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困など困難を抱える家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実

◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

放課後等の学習支援の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。



インタラクティブスタディによる学習の様子

スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等 : 教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

施策の方向性 //

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むなど、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して、豊かな情操と道徳心を培うことを目指し、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。さらに、他者の存在を認め、お互いを尊重しあう心を育む教育の中で、いじめの未然防止にも取り組みます。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

主な取組 //

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

道徳教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

特別の教科である道徳の授業を中心に、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。児童生徒の発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということ自ら考え、他者との議論を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深めることができますようにします。

人権教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの権利について児童生徒自身が理解を深められるようにするとともに、学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

情操教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことを目指します。

芸術文化活動の推進

主な担当課等 : 教育総務課

優れたアーティストや芸術団体、さらに地域で芸術活動に携わる人々の協力を得ながら、児童生徒が芸術文化に触れる機会を提供します。質の高い芸術文化に触れる体験を通して、学校での芸術文化活動を活性化するとともに、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力を育むことを目指します。

いじめを防止する教育の充実

主な担当課等 : 学び推進課

道徳の授業、特別活動などにおいて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒を主体としたいじめ防止フォーラムや、弁護士によるいじめ防止授業など、いじめについて考える取組を行い、いじめの未然防止に努めます。

読書活動の推進

主な担当課等 : 学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、市内全ての小中義務教育学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

施策2 健やかな体の育成

施策の方向性 //

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

主な取組 //

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

保健学習・食育の充実

主な担当課等 : 学び推進課、健康教育課

健康や運動について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、給食を始めとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、危機管理マニュアルの更新や家庭と地域が連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

学校保健の充実

主な担当課等：健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会や関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身共に健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。



部活動の地域展開

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

施策の方向性

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスクエアを含む支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスクエアの充実

教職員研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員と一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。あわせて、プログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組みます。

教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育大綱に掲げる目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質・能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

教職員のメンタルヘルスキアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスキアの充実を図ります。



教職員研修の様子

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

施策の方向性

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わることによって、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和3年度（2021年度）に策定した「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

さらに、令和7年（2025年）に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されたことを踏まえ、学校における働き方改革を一層推進し、質の高い教育環境の実現を目指します。

主な取組

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

サポートスタッフの充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（ALT）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

校務の効率化の推進

主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成AIの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

施策の方向性

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の変化や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

主な取組

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

学校施設の計画的な整備及び施設の管理

主な担当課等 : 教育施設課

児童生徒数の変化に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽化が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模改修などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。



学校施設の改修

教材及び管理備品の計画的な整備

主な担当課等 : 教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望を基に備品の整備を進めます。また、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

施策の方向性

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、通学路交通安全プログラム等を通じて、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

主な取組

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

防犯、防災体制の充実

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課、教育施設課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化するとともに、市内全ての学校に設置している防犯カメラを適切に管理し、効果的に活用することで、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

通学の安全確保

主な担当課等 : 学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA等の保護者組織、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約することで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

施策の方向性 //

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

学校等の適正配置の推進

主な担当課等：学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うにあたっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

施策の方向性

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するに当たっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

主な取組

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等 : 健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を徹底します。

地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等 : 健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。



食育授業の様子



つくばのオーガニック給食デー

学校給食施設の整備

主な担当課等：健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとしての機能等を備えた複合的給食施設を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センターにおいてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。



(仮称) つくば市荃崎給食レストラン (イメージ図)

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

施策の方向性

「GIGAスクール構想第2期」の方針のもとで更新・整備された1人1台端末及び高速ネットワーク、クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェアやソフトウェア等を活用して、データの利活用による個別最適な学びやシームレスな学びの充実を図ります。

主な取組

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

GIGAスクール構想第2期の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」の1人1台端末の更新・整備、より高速なネットワークやクラウド運用の整備や、必要なソフトウェアの導入を行い、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。この環境をいかし、一人ひとりの興味・関心や特性に合わせた探究的な学びを推進します。

個別最適な学びを目指したICT活用の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

クラウド型協働学習グループウェアやソフトウェア等の活用履歴が、端末に生活データや学習データとして自動的に蓄積されます。

児童生徒は、それらのデータを確認したり、データから生活や学習を振り返って新たな目標を考えたりして、自己認知やキャリア形成にいかします。また、教員は、生活の様子などのデータや、学習履歴・活動状況などのデータを活用し、多様な児童生徒をより深く理解し、一人ひとりの教育的ニーズや学習の習熟度に合った適切な支援に役立てます。

シームレスな学びの推進

主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

また、高速ネットワークやクラウド環境の整備拡大やアプリケーションの導入により、ハートフルSルームにしながら所属学級の授業を受けられるようにしていきます。さらに、病気療養中の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒も、オンラインで学習支援や教育相談が行えるようにしていきます。このように、誰一人とり残すことなく、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学ぶことができるシームレスな学びを進めます。

施策2 ICT教育環境の充実

施策の方向性

1人1台端末を効果的に活用するために、高速ネットワークのさらなる増強を計画的に行います。また、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板等のICT環境の整備に加え、プログラミングや生成AIなど新たな技術を活用できるICT教育環境の充実を計画的に進めます。特に、生成AIについては、生成AIとの向き合い方やよりよい活用方法について検討を進め、活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化を図っていきます。

主な取組

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

ICT環境の計画的な整備

主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全ての小中義務教育学校に整備済みの電子黒板や学習者用端末について、より高機能な機器への更新や適切な維持管理を行うほか、高速大容量インターネット環境の増強や校務におけるクラウド環境の構築を進めます。

ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、学習者用デジタル教科書、生成AI等を利用できる環境の整備を進めます。

I C T活用を支援する人的配置

主な担当課等 : 総合教育研究所

各学校の I C T環境の整備、整備後のクラウド環境や I C T機器が円滑かつ効率的に運用できるように、学校 I C T指導員や I C T支援員の配置を進めます。

I C T教育に関するコンテンツや研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

教員が安心して I C Tを活用した授業を行うことができるようにするため、プログラミングや生成 A Iの実践事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整え、教員同士が実践や情報共有を活発に行い、コミュニケーションを通じて協働的に学び合う機会を充実させます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

施策の方向性

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

主な取組

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

安全で利便性の高い図書館サービスの提供

主な担当課等 : 中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多くの人にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、様々なバックグラウンドを持つ市民の図書館利用の障害を取り除くため、デジタル資料の充実やユニバーサルデザインの導入などにより、誰にでも使い易い図書館とすることで、アクセシビリティの向上を図ります。

資料の質的充実による市民サービスの向上

主な担当課等 : 中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応える資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

図書館サービスの全域化

主な担当課等 : 中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

施策の方向性

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

主な取組

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

生涯学習社会の推進

主な担当課等 : 生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出、障害者のための生涯学習講座など、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」の下に各事業を実施します。

生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等 : 生涯学習推進課、教育施設課、中央図書館

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

さらに、屋内運動場、グラウンド、特別教室や図書室等の学校施設について、学校教育に支障のない範囲において開放し市民の利用に供することで、生涯学習の場としての活用を図ります。



学校施設の開放（音楽室、家庭科室）

社会教育の振興

主な担当課等 : 生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を基に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員の視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等 : 生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 | 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

施策の方向性 //

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山を始め、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身に付ける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM教育※を推進します。

※STEAM教育： Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術）、Mathematics（数学）の5つの領域から、実社会での問題発見・解決にいかしていくための分野横断的な学びを行うもの。



つくば科学フェスティバルの様子



サイエンスキッズリーグの様子

豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等 : 文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、教職員を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

施策の方向性 //

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

文化財の保存活用の推進

主な担当課等 : 文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等 : 文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入力として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。



小田城跡歴史ひろば



遺跡や文化財などの体験的活動の様子

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

施策の方向性

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。市内全ての小中義務教育学校において、コミュニティ・スクールの推進を図り、コミュニティ・スクール協議会を核として学校・家庭・地域・行政が協働する体制を整えます。これにより、学校運営に地域や保護者等が主体的に参画し、意見を反映できる仕組みを強化します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、コミュニケーションを活性化させることで、社会全体で子どもたちの学びを支える学校運営体制を構築します。

主な取組

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

地域と共にある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

教育活動やコミュニティ・スクールの運営については、教職員のみならず、地域住民が主体的に役割を担える仕組みを作ること、持続可能な体制を築きます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

コミュニティ・スクールの推進

主な担当課等：生涯学習推進課

コミュニティ・スクールの認知度向上を図るため、保護者や地域住民に対する周知活動を積極的に推進します。ホームページや区会回覧等の各種媒体を活用するとともに、出前講座を通じてコミュニティ・スクールの目的や取組について広く周知します。

これらの取組を通じて、地域住民がコミュニティ・スクールの意義を理解し、主体的に関わる意識を高めます。

施策2 地域と連携した活動の充実

施策の方向性 //

学校を地域の学びの拠点と位置付け、地域資源を活用した双方向の学び合いを推進します。学校・家庭・地域・企業など幅広い主体との多様な協働の形を創出します。

さらに、地域スポーツクラブなど教育的資源の活用を進め、公と民が連携した体制を構築することで、子どもたちだけでなく地域住民も共に学び成長できる「学びの地域づくり」を実現します。また、既存の家庭教育学級に加えて新しい形態の家庭教育学級の開催を支援し、学校と家庭の連携をさらに深めます。

地域と学校の信頼関係の構築を図り、地域人材との連携を通じた教育活動の充実を目指します。

主な取組 //

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

地域資源の活用・育成

主な担当課等 : 生涯学習推進課、学び推進課、教育総務課

地域の資源と校区での学びのニーズを把握し、コーディネートする人材の育成を図ります。また、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。このような支援をとおり、地域と学校が交流の機会を持ち、対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ・スクール協議会での話し合いを具現化するために、学校の実情に応じた多様な活動を支援します。

地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。



コミュニティ・スクール協議会の様子

家庭教育学級の推進

主な担当課等 : 生涯学習推進課

幼稚園及び小中義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、幼児及び児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と保護者同士のつながりの活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

近年、共働き世帯が増加していることから、家庭教育学級の運営において、PTA等組織から選出された家庭教育学級担当の役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関を始め、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進行管理

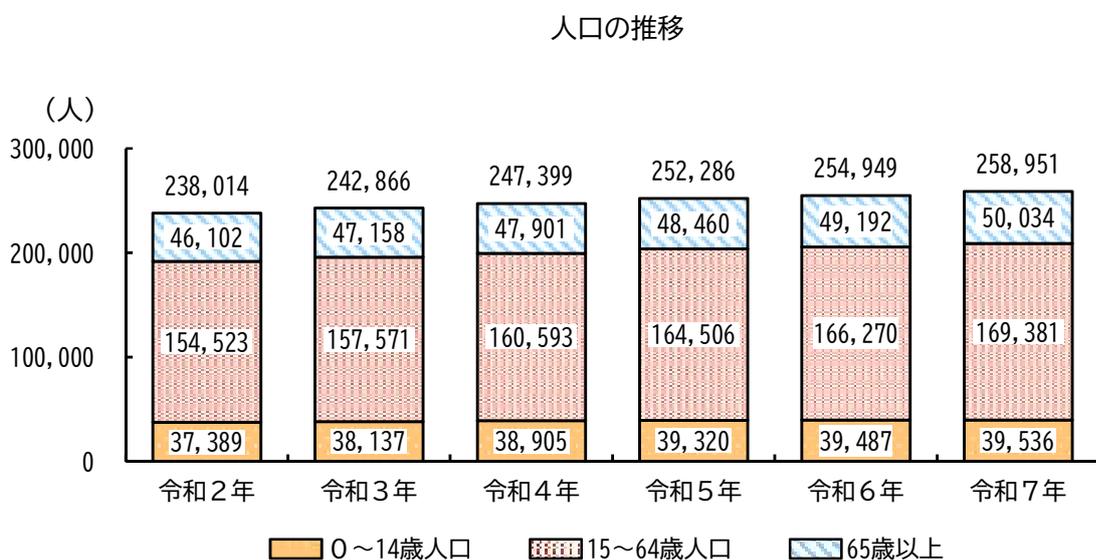
本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

つくば市の教育の状況（各種統計データ）

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年4月1日現在、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、全ての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

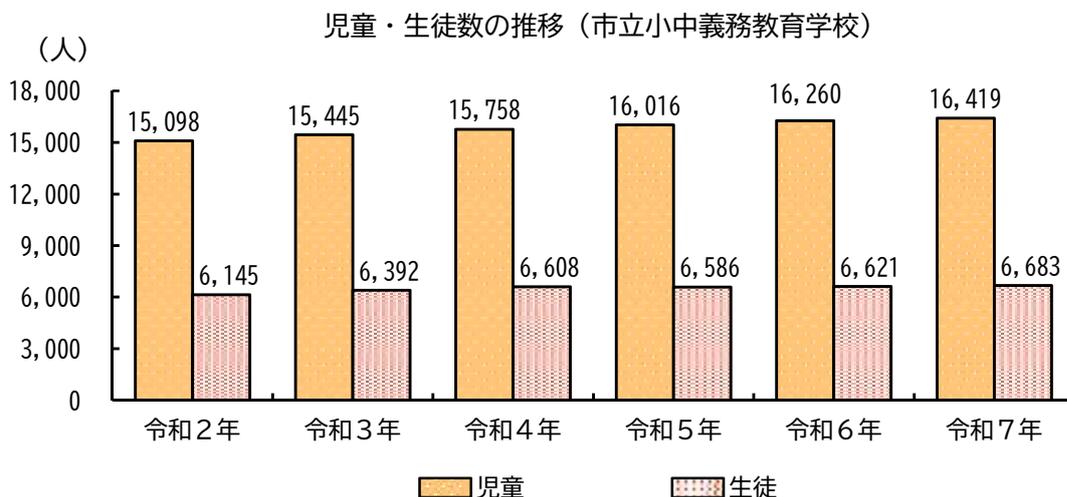


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

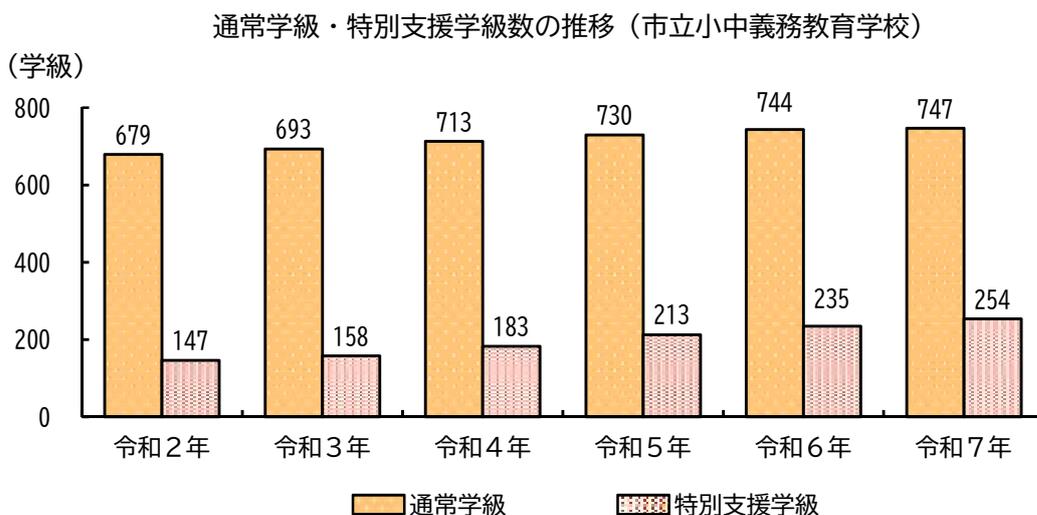
小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 学級数の推移

通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年5月1日現在で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。

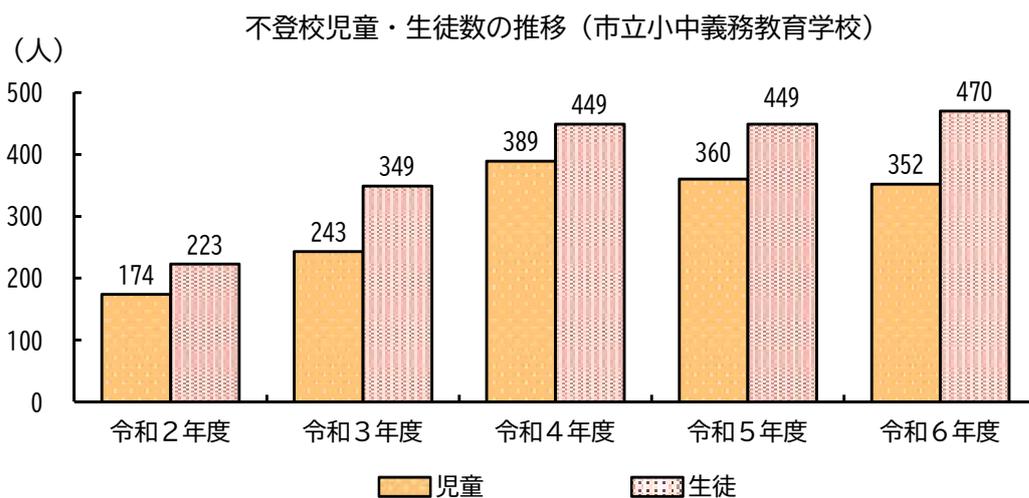


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 配慮を必要とする児童・生徒の状況

① 不登校児童・生徒数の推移

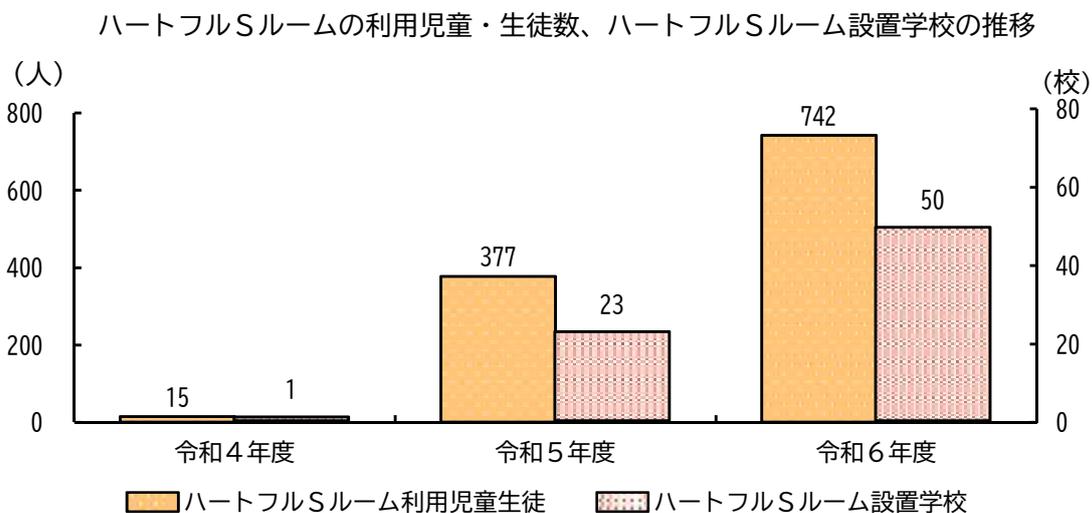
不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

② ハートフルSルームの利用児童・生徒数、ハートフルSルーム設置学校数の推移

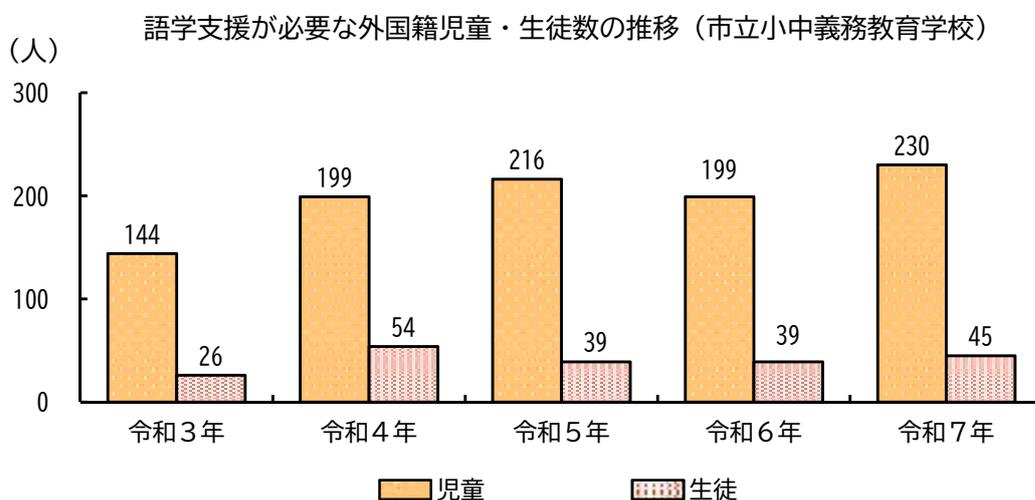
令和4年度以降、ハートフルSルーム設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

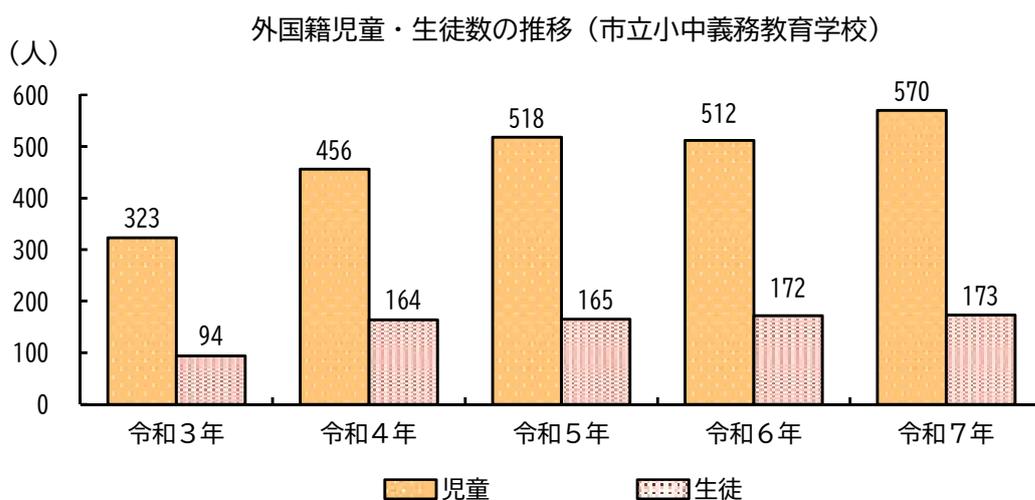
語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年5月1日現在で、児童は230人、生徒は45人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 外国籍児童数・生徒数の推移

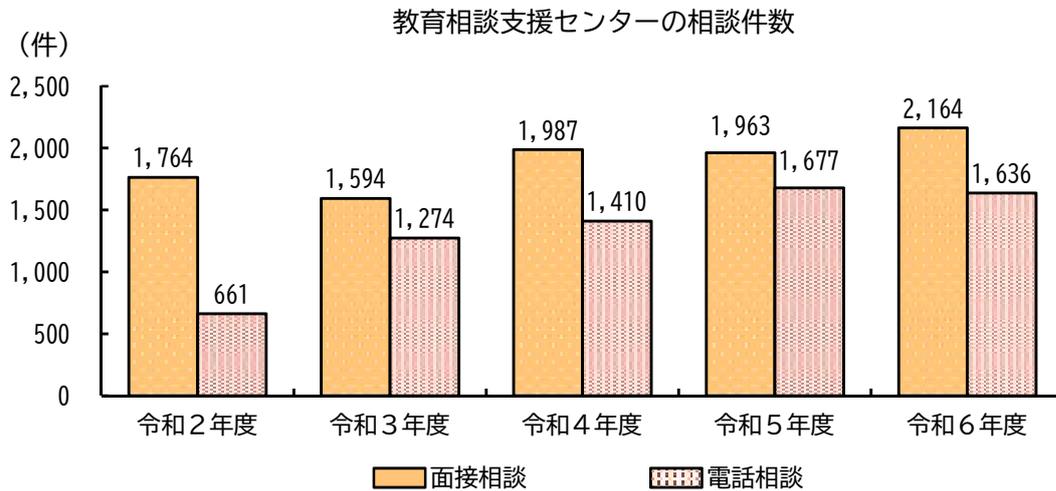
外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年5月1日現在で児童数は570人、生徒数は173人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

6 教育相談センターの相談件数

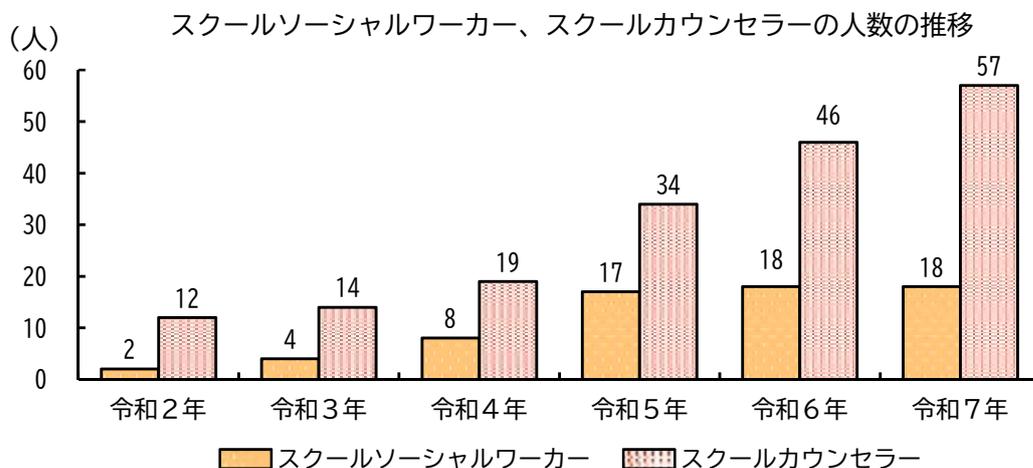
教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談及び電話相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で面接相談は2,164件、電話相談は1,636件となっています。



資料：庁内資料（各年度未現在）

7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

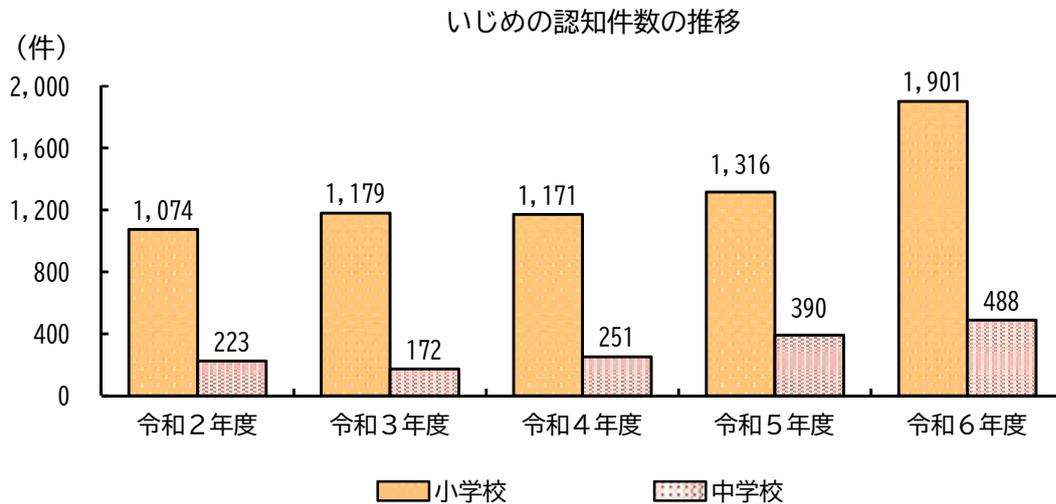
スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年4月1日現在で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは57人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

8 いじめの認知件数の推移

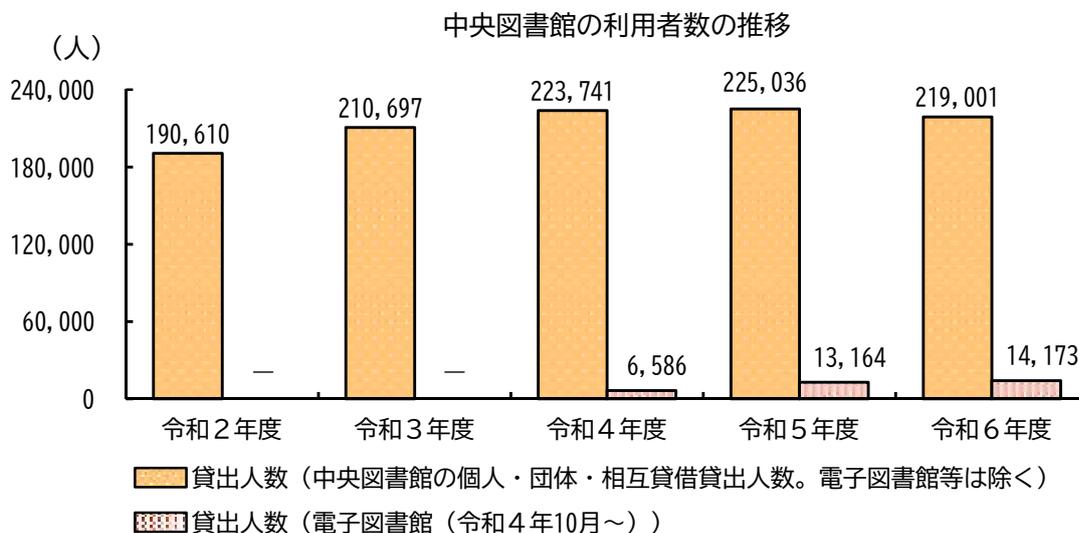
いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校共に増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



資料：いじめ認知件数等報告（各年度末現在）

9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



※ 電子図書館の貸出人数には、学校利用（令和6年度から実施）を含まない。
資料：つくば市立中央図書館発行『つくば市の図書館概要』（各年度末現在）

1 計画策定体制・策定の経緯

第4期つくば市教育振興基本計画の策定にあたっては、第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項に基づき設置した「第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会」において審議しました。

また、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメント及び小中学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

年度	月日	内容
令和6年度 (2024年度)	12月19日(木)	第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについて (2) 教育振興基本計画の策定にあたって
	3月13日(木)	第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について
令和7年度 (2025年度)	5月19日(月)	第3回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) 今後のスケジュールについて (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について
	7月22日(火)	第4回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について (2) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について
	8月19日(火)	第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について
	10月1日(水)	第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について
	11月10日(月) ～12月10日(水)	パブリックコメント及び小中学生を対象としたアンケート調査実施
	1月26日(月)	第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果について

2 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者 10 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校長
- (4) 幼稚園長
- (5) 教育委員
- (6) 市民
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和6年12月19日から施行する。

3 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	選出区分	役職名	氏名
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦
3	(2) 保護者	つくば市 PTA 連絡協議会会長 (令和6年度) つくば市 PTA 連絡協議会顧問 (令和7年度)	森田 修司
4	(3) 学校長	谷田部東中学校長 (令和6年度) 学園の森義務教育学校長 (令和7年度)	永井 英夫
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博
6	(4) 幼稚園長	荃崎幼稚園長 (令和6年度) 島名幼稚園長 (令和7年度)	富田 昌生
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ
8	(6) 市民	—	肥後 範行
9	(6) 市民	—	西村 結美
10	(6) 市民	—	中郡 奈々

4 小中学生を対象としたアンケート調査の結果

(1) 調査の概要

① 目的

第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子供の意見を聴取し、計画に反映することを目的とする。

② 対象者

つくば市内の小中学生

③ 実施期間

令和7年(2025年)11月10日(月)から令和7年(2025年)12月10日(水)まで

④ 調査方法

インターネット調査(いばらき電子申請・届出サービス)

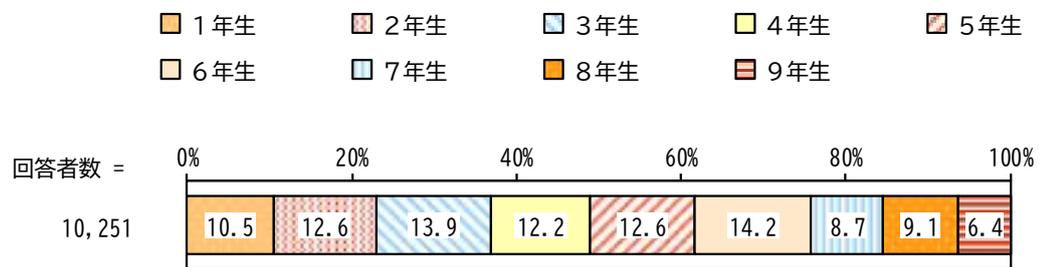
⑤ 回収状況

A	B	C	D
学年	回収数 (件)	(参考) 児童生徒数(※) (人)	(参考) B/C
1～3年生	3,781	8,200	46.1%
4～6年生	3,992	8,265	48.3%
7～9年生	2,478	6,688	37.1%
合計	10,251	23,153	44.3%

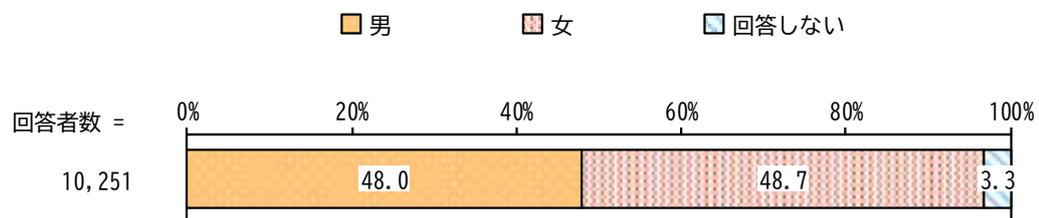
(※) 児童生徒数は、市立小中義務教育学校の在籍者数(令和7年(2025年)12月1日現在)であり、県立・私立等に通学する児童生徒数は含まない。

(2) 回答者の属性

① 学年別構成比



② 性別構成比



(3) 調査結果

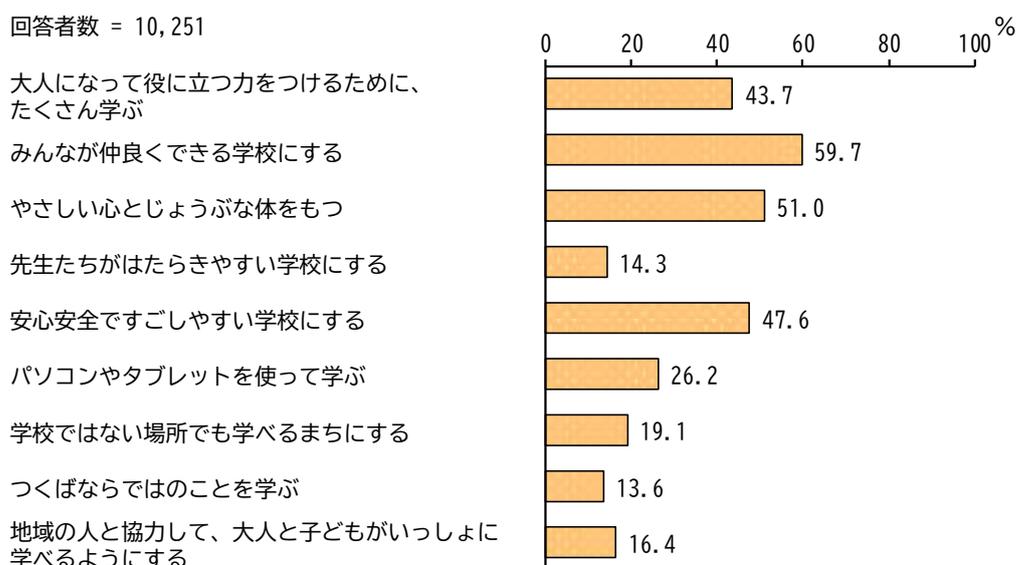
つくば市の教育や学校生活、勉強に関して、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいことについて、第4期つくば市教育振興基本計画の基本方針1から9までの中から、1人当たり最大3項目までを選択し、回答してもらいました。

なお、基本方針1から9までの表現は、以下のとおり小中学生にも分かりやすい表現としています。

No.	基本方針	小中学生を対象としたアンケート調査における表現と具体例	
		基本方針(選択肢)	具体例
1	未来をひらく力を育む	大人になって役に立つ力をつけるために、たくさん学ぶ	・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	みんなが仲良くできる学校にする	・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる。
3	豊かな心と健やかな体を育む	やさしい心とじょうぶな体をもつ	・みんなが思いやりの心を持つ。 ・音楽を聞いたり、芸術を見たりする時間がふえる。 ・部活動で専門のコーチから指導が受けられる。
4	教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	先生たちがいきいきとほたらいている	・先生たちも勉強して、ワクワクする授業をたくさん受けられる。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	「学び」を保障する学校環境を整備する	安心安全で過ごしやすい学校にする	・きれいな教室やトイレで過ごせる ・エアコンがついた体育館で過ごせる。 ・つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食を食べる。
6	ICTを活用した学びを推進する	パソコンやタブレットを使って学ぶ	・パソコンやタブレットを、学校や家ですきなときに使って学ぶ。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	「学び」を支える機会を広げる	学校ではない場所でも学べるまちにする	・家や学校ではないところでも学べる場所がたくさんある。 ・図書館の本を新しくして、みんなが使いやすい図書館で過ごせる。
8	つくばらしさをいかした「学び」を推進する	つくばならではのことを学ぶ	・つくばの研究所に行ったり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	地域の人と協力して、大人と子どもがいっしょに学ぶ	・地域の人と協力してもっといい学校をつくる。 ・地域の人が学校と協力して企画したイベントに参加する。

つくば市の教育や学校生活、勉強について、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいことについては、「みんなが仲良くできる学校にする」の割合が59.7%と最も高く、次いで「やさしい心とじょうぶな体をもつ」の割合が51.0%、「安心安全ですごしやすい学校にする」の割合が47.6%となっています。

つくば市の教育や学校生活、勉強について、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいこと（最大3項目まで選択）



【学年別】

学年別でみると、学年が上がるほど「大人になって役に立つ力をつけるために、たくさん学ぶ」「学校ではない場所でも学べるまちにする」の割合が高くなっています。また、1～3学年で「地域の人と協力して、大人と子どもがいっしょに学べるようにする」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	大人になって役に立つ力をつけるために、たくさん学ぶ	みんなが仲良くできる学校にする	やさしい心とじょうぶな体をもつ	先生たちがはたらきやすい学校にする	安心安全ですごしやすい学校にする	パソコンやタブレットを使って学ぶ	学校ではない場所でも学べるまちにする	つくばならではのことを学ぶ	地域の人と協力して、大人と子どもがいっしょに学べるようにする
全体	10,251	43.7	59.7	51.0	14.3	47.6	26.2	19.1	13.6	16.4
1～3学年	3,781	39.8	58.8	52.9	13.3	48.1	26.8	17.1	13.3	22.4
4～6学年	3,992	42.2	60.5	49.1	12.8	47.7	28.3	18.9	16.6	15.8
7～9学年	2,478	51.9	59.6	51.0	18.4	46.5	22.0	22.4	9.2	8.2

つくば市教育委員会

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育局教育総務課

TEL 029-883-1111 (代表)

FAX 029-868-7608

令和8年(2026年)1月26日(月)
第7回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会



第4期 つくば市 教育振興基本計画 概要版(案)

令和8年(2026年)3月

〔対象期間〕

令和8年度(2026年度)から
令和12年度(2030年度)まで

第4期つくば市教育振興基本計画の目指すもの

計画の基本理念

つくば市の教育が目指す最上位目標である「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、本計画では、第3期計画の理念を継承し、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本理念としています。個々の違いを尊重し、人と人とのつながりを大切にしながら、すべての人が自らの興味や夢に向かって学ぶことができる教育を通じて、よりよい未来を切り拓く力を育成します。

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

計画策定の趣旨

令和3年に策定された「第3期つくば市教育振興基本計画」では、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』」を理念に、個性の尊重と人とのつながりを重視した教育を推進してきました。計画期間中には、社会情勢の急変や教育現場の課題が顕在化し、子どもたちの「生きる力」を育む教育の重要性が高まりました。

こうした変化を踏まえ、令和7年度の計画終了に伴い、国・県の方針や本市の課題を整理し、令和8年度以降の5年間に向けた「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法に基づき、つくば市の実情に応じた教育振興の方針を示すものです。また、「つくば市未来構想」「第3期つくば市戦略プラン」「つくば市教育大綱」との整合性を図りながら策定されています。

計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画の体系



子どもたちの意見を本計画に反映するため、小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。
その結果、子どもたちが「特に大切にしたい」と多く選んだ基本方針については、このアイコンマークを付しています。

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む 	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する 	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む 	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
			2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える
	2 教職員の「働き方改革」の推進		
	5 「学び」を保障する学校環境を整備する 	1 学校施設・教育用備品等の充実	
		2 学校の安全体制の確立	
		3 学校等の適正配置	
		4 学校給食の充実	
	6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実	
2 ICT教育環境の充実			
7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実		
	2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進		
3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進	
		2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実	
	9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実	
		2 地域と連携した活動の充実	

計画の基本目標

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。

最上位目標

一人ひとりが幸せな人生を送ること

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

— 考え方の転換 —

- ①「教え」から「学び」へ
- ②「管理」から「自己決定」へ
- ③「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する



基本目標 1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

主な取組 //

- ◆ 個別最適・協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科による発信型プロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

施策 2 幼児教育・遊びの充実

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

施策 3 学校外の学びの充実

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

基本方針 2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策 1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

施策 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

主な取組 //

- ◆ 保護者が抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

施策3 家庭への支援の充実

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

主な取組 //

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

施策2 健やかな体の育成

主な取組 //

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

主な取組 //

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

主な取組 //

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

主な取組 //

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

施策2 学校の安全体制の確立

主な取組 //

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

施策3 学校等の適正配置

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

施策4 学校給食の充実

主な取組 //

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

主な取組 //

- ◆ G I G Aスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

施策2 ICT教育環境の充実

主な取組 //

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

主な取組 //

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

主な取組 //

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

主な取組 //

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

施策2 地域と連携した活動の充実

主な取組 //

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール

資料5

令和7年12月5日更新

教育局教育総務課

